

# 多文化社会に求められる 専門人材像

— 東日本大震災から学ぶ —

多文化社会実践研究・全国フォーラム(第5回)

**報 告 書**

## 報告書発行にあたって

本センターは、日本の多言語・多文化社会の課題解決に寄与することを目的に2006年に設立され、教育・研究・社会連携の3つを柱に活動を展開しています。全国フォーラムは、本センターで取り組んでいる「協働実践研究」の成果を共有する場として、また日本の多文化化の問題に取り組む全国の実践者および研究者が一堂に集い情報を共有しネットワークを構築する場として、2007年から毎年開催してきました。

今年度は、その第5回目の開催となりました。しかし、今年度は、これまでとは異なって、2011年3月11日金曜日、日本は人類史上忘れてはならない未曾有の災害に遭遇しました。東日本大震災です。被災する多くの人々の中には外国人も含まれていました。言語・文化の異なる人々にはどのような問題が起こりどのような支援がなされたのか、日本における「多文化共生」政策は機能したのか、その担い手に求められる専門性は何だったのか――。

第5回全国フォーラムのテーマは、「多文化社会に求められる専門人材像―東日本大震災から学ぶ」となりました。開催日は、11月26日(土)・27日(日)。全国から約300人の参加者を得て、2日間を通して、3つのパネルディスカッションと1つのパネルトークが行われました。甚大な被害を受けた東北3県で行政的な立場で外国人支援にあたった方々や仙台市在住の外国人市民の方からの現場からの状況報告を柱としたパネルディスカッションⅠ、後方での多言語翻訳支援活動の報告を柱としたパネルディスカッションⅡ、多文化社会に求められる人材像をテーマにしたパネルディスカッションⅢ、それに多文化社会人材養成における大学の役割をテーマにしたパネルトークです。本報告書では、この4つのパネルについてその概要を記録として残すことにしました。

日本における「多文化共生」は、まだまだ緒に就いたばかりです。今回の経験から私たちは未来に向けて多くのことを学ばなければなりません。そうした意味で、本報告書を、今後多文化社会の担い手たる専門的人材を育成する際の資料として、また、「多文化共生」の観点から3.11を風化させないための資料として何らかの参考にしていただければ幸いです。

なお、第5回全国フォーラムの全日程は以下のとおりです。

2012年3月  
多言語・多文化教育研究センター

## プログラム

11月26日(土) 会場：東京外国語大学府中キャンパス 研究講義棟1階

時間	内容
10:00 - 10:10	挨拶
10:10 - 12:00	基調講演&パネルトーク 多文化社会と専門職教育～本学だからこそその専門職教育のあり方を探る ●基調講演 ●パネルトーク
12:20 - 13:20	ランチタイムセッション (1) 東北復興ミッション―心のケア、人々とのふれあいプロジェクト― (2) 東日本大震災と向き合う―学生の視点から― (3) 「かれら」と「われわれ」について考える (4) 多文化共生施策における行政と市民の協働
13:30 - 16:00	パネルディスカッションⅠ 東日本大震災―その時、現場で何が起きたか～「多文化共生」の行方
16:30 - 18:00	懇親会 大学会館特別食堂

11月27日(日) 会場：東京外国語大学府中キャンパス 研究講義棟2階

時間	内容
10:00 - 12:00	<b>パネルディスカッションⅡ</b> 多言語対応の必要性和コミュニティ通訳の役割 ～司法通訳および東日本大震災における翻訳・通訳の実践事例から
12:00 - 13:00	昼食休憩
13:00 - 14:50	<b>発表セッション</b> <b>グループ発表</b> (1) 地域日本語教育システムのコーディネーションへの示唆① ～さまざまな支援事業とコーディネーターの役割 <b>グループ発表</b> (2) 地域日本語教育システムのコーディネーションへの示唆② ～地域日本語コーディネーターの専門性に焦点をあてて
13:00 - 14:50	<b>グループ発表</b> (3) 「移住者と貧困」をめぐる研究実践～反貧困ロビー活動に向けた分析と実践報告 <b>グループ発表</b> (4) ニューカマーの若者と日本人の意識変容～しんじゅくアートプロジェクトの実践を通して <b>グループ発表</b> (5) 多文化社会型「居場所づくり尺度」による地域日本語教室の分析と今後の活用 <b>個人発表</b> 13:00 - 13:30 (1) ロシアと日本における「ろう文化」をめぐる温度差と手話通訳者の位置づけをめぐる 13:40 - 14:10 (2) 人の移動の自由化とホスト社会としての課題 —児童相談所から見えてくる子どもと家庭の問題— <b>個人発表</b> 13:00 - 13:30 (3) タイ出身の子どもたちの自己実現意識を育むネットワーク形成に関する実践的研究 13:40 - 14:10 (4) 多文化社会にむけた大学の地域貢献：市民団体の活動への協力の形を探る 14:20 - 14:50 (5) 福島原発問題と県内多国籍住民がおかれている現状と支援策について <b>個人発表</b> 13:00 - 13:30 (6) 村の多文化共生政策と韓国人妻の役割 —山形県S村のキムチ特産品化と高麗館を中心に— 13:40 - 14:10 (7) ニューカマー韓国人のライフヒストリー記録集作成プロジェクト —日韓両国市民の対話をより前進させるための課題— 14:20 - 14:50 (8) 外国人生徒OB・OGのライフストーリー研究 ～日本の学校生活をどのように意味づけ、現在の進路に至ったか
15:20 - 17:20	<b>パネルディスカッションⅢ</b> 「多様性」への対応～「協働」を創り出す人材の必要性和そのあり方

【展示コーナー】

11月26日

研究講義棟1F 受付脇

11月27日

研究講義棟2F 受付脇

後援：内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、府中市、財団法人自治体国際化協会、公益財団法人武蔵野市国際交流協会、特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会、東京学芸大学国際教育センター、社団法人日本語教育学会、異文化間教育学会、移民政策学会、日本社会教育学会、多文化間精神医学会、日本言語政策学会

# 目次

## センター長あいさつ

多文化社会人材養成プロジェクトの開始にあたって .....	5
-------------------------------	---

## 基調講演

グローバル化時代の人材育成と多文化的想像力 .....	6
-----------------------------	---

## パネルトーク

多文化社会と専門職教育 ～本学だからこそその専門職教育のあり方を探る .....	12
---	----

## パネルディスカッション

パネルディスカッションⅠ 東日本大震災 — その時、現場で何が起こったか ～「多文化共生」の行方 .....	30
--	----

パネルディスカッションⅡ 多言語対応の必要性和コミュニティ通訳の役割 ～司法通訳および東日本大震災における翻訳・通訳の実践事例から ...	54
---	----

パネルディスカッションⅢ 「多様性」への対応 ～「協働」を創り出す人材の必要性和そのあり方 .....	78
---	----

## 【資料編】

多文化社会人材養成プロジェクトの概要 .....	104
東日本大震災活動報告資料 .....	105
「東日本大震災 多言語翻訳・情報提供」活動報告 学生による災害ボランティア活動報告	

# 多文化社会人材養成プロジェクト の開始にあたって

青山 亨

東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター長



2006年に設立された東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターは、2006年度から2010年度までの最初の5年間に「多言語・多文化教育研究プロジェクト」を実施し、教育・研究・社会連携の3分野で活動をおこないました。幸いにもその実績が認められ、2010年度に新しく5年間の「多文化社会人材養成プロジェクト」を開始することができました。今回の全国フォーラムは第2期に入った本センターにとって最初の全国フォーラムとなります。

日本に住む外国人の数は、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災の影響によって減少する傾向にあります。しかし、日本社会の少子高齢化を見ると、長期的には再び増加に転じると考えておくべきでしょう。それでは、多言語・多文化化していく日本社会に貢献できる専門性をもった人材とはどのようなものなのでしょうか？そして、27の言語を教育・研究する東京外国語大学として、多言語・多文化社会に求められる人材を育てていくためにはどのような専門職教育をおこなえばよいのでしょうか？今回のフォーラムでは、第一のテーマとして、「多文化社会人材養成プロジェクト」の根幹となる「多文化社会に求められる専門人材像」を追求することにしました。

フォーラムの第二のテーマである「東日本大震災から学ぶ」は重い課題ですが、本センターにとって避けて通れないテーマでした。震災の被害を受けた住民の中には多くの外国人も含まれています。被害が甚大であった東北地方の岩手、宮城、福島のみならず3万人の外国人が住んでいました。さらに、この震災は、地震、津波、原発問題が重なった複合震災として、大規模かつ広範囲に、そして長期間にわたる被害をもたらしました。とくに原発事故による放射線被曝の問題は東北の被災3県にとどまらず全国の外国人に不安を与えました。

日本に住む外国人の多くは、言語マイノリティであるがゆえに情報弱者とすることができます。今回の震災は、必要とされる情報を選別し、英語などの比較的対応がなされている外国語だけではなく多言語によって、迅速かつ正確に外国人に伝えることの必要性をあらためて浮き彫りにしました。

東京外国語大学では、本学の卒業生、大学院生、教職員からなる言語ボランティア（旧称「語学ボランティア」）、そして、多言語・多文化社会専門人材養成講座のコミュニティ通訳コースの修了生を中心として多言語翻訳ボランティアのチームを組織し、全22言語による多言語災害情報の伝達をおこなったり、弁護士会による被災外国人のための電話法律相談会に通訳ボランティアを派遣したりするなどの支援活動をおこないました。

私たちは、第二のテーマで取り扱う災害時の外国人に対する支援活動は、第一のテーマとも密接につながっていると考えています。なぜなら多言語・多文化社会に求められる専門性をもった人材が平時から活動して、専門性と力量を高め、互いに顔と顔の見えるネットワークを築くことができているからこそ緊急時の状況にも迅速かつ的確に対応できると考えるからです。このためにも、第2期に入ったセンターの活動に一人でも多くの方々のご理解とご協力をお願いしたいと思います。そして、この報告書が、震災という大きな試練を試金石として、多言語・多文化社会に求められるこれからの専門人材を考えるために少しでも役立つことを願ってやみません。

# グローバル化時代の人材育成と多文化的想像力

## ——トランスナショナルアイデンティティの構築に向けて——

亀山 郁夫（東京外国語大学長）



### はじめに 地図を見るということ

本日は「多文化社会実践研究・全国フォーラム」の第5回に多数ご参集いただき誠にありがとうございます。まず「グローバル化時代の人材育成と多文化的想像力」と題して、私の方から20分ほど基調講演をさせていただきます。「トランスナショナルアイデンティティの構築に向けて」という副題が入っておりますが、これは、3.11以降私自身が考えていることをいくつか、現在の国立大学をめぐるさまざまな環境、状況とのかかわりの中で論じていきたいと思っているからです。

今年は、私たち全員が認識しているように、3.11という非常に痛ましい大震災のあった悲劇的な年ですが、2011年という年は同時に、ソ連崩壊から20年にも当たります。ソビエト社会というのは、まさに多文化、多言語社会そのもので、そこは言語レベルで言えばロシア語というスタンダードな言語が支配し、その下に多民族の世界が構築されるという国家構成になっています。2011年は、それが崩壊してから20年という、非常に歴史的な節目に当たる年でもあります。

たまたま先週、この12月末にNHKのBS-hiで、ソビエト崩壊20年の歴史を振り返る8本ほどの番組を再放送されるのにあたり、その解説者を依頼され、その予習としてすべてのビデオを見ていたとき、私には感じたことがありました。皆さんの中にもご覧になった方がいらっしゃるかもしれませんが、そのシリーズの中には『小さき人々の記録』という、100分を超えるドキュメンタリー番組がありました。これはベラルーシに住む、スベトラーナ・アレクシェービッチというドキュメンタリー作家が、まさにソ連という巨大な国家権力の下で生き、犠牲となってきた人々について書いてきた記録を、100分を超えるドキュメンタリーに仕立てたものです。その最後が、チェルノブイリの原発をめぐるドキュメンタリーだったのですが、それは、このチェルノブイリ事故のときに献身的な働きを見せたさまざまな人々、そしてその犠牲となった人々の声を伝える、非常に胸苦しくなるような番組でした。タイトルの『小さき人々の記録』にある「小さき」という言葉には、巨大な国家の犠牲となって生きる、決して小さくはない、小さいながらも大きな犠牲を払った人々の記録という意味が込められています。12月に再度、再放送されますので、ぜひご覧いただければと思います。

このアレクシェービッチさんは、小さき人々の記録をつづるにあたり、彼女自身もまた小さき人々ののだという深い自覚の下に、このドキュメンタリーを作っています。その意味において、この番組はある種の正統性というか、オーセンティシティーというべきものが保証されていることとなります。その理由は、このアレクシェービッチさん自身がチェルノブイリのすぐそばの町で生まれ育ったとい

う過去があるからです。実は、私はこの番組の予習をしながら、自分自身が必ずしもチェルノブイリという場所の位置をしっかりと把握していなかったということに気付かされました。チェルノブイリはウクライナ共和国の北の果てにあります。むしろ被害の多くが北にあるベラルーシに降りかかり、広島原爆の数百倍の放射能がベラルーシ国内に降りそそいだといわれるぐらいの悲劇を負った国です。

このとき、私はその地図を見ながら、3.11以降の私たち全員が地図を見るという行為を連想していました。とりわけ東北地方、あるいは北関東の地図をしっかりと見て、常にその場所と自分自身の住んでいる空間との距離を測っていた姿を思い浮かべたのです。そこには非常に複雑な、原発事故の起こった地点よりもできるだけ遠ければよいという、ある種エゴイスティックな思いがあると同時に、自分自身が同じ地域の上にあるという、難しい言葉になりますが、恐怖の精神とでも言うべきものがあるわけで、したがってそれはそれらの思いを自分自身の中にしっかりと持ちながら地図を眺めるという行為であったと言えます。

## 国立大学の機能強化（「国民の約束」）について

3.11以降日本は劇的に変わりました。そうした流れの中で、いったい国立大学は何ができるのか、何が問われることとなり、まさにセンター長の言葉にもあったとおり、この難題を引き受ける重要な拠点として大学はあらねばなりません。現在、国立大学協会には86の国立大学法人が参加しておりますが、今回の大震災を受けて、国立大学の機能強化と称して、こういった状況の中で、いったい国立大学は何ができるのかというテーマが発表されました。それを「国民への約束」という副題の下に発表しているわけですが、そこで考えられている3つの使命としては、まず何よりも、ナショナルセンター機能の徹底的強化があります。次に、リージョナルセンター機能の抜本的強化。そして3つ目に、有機的な連携共同システムとしての機能強化があげられました。

このナショナルセンターとしての役割ですが、例えば東京外国語大学という大学の成長を考える上で、26の専攻言語を持ち、世界諸地域と文化、あるいは言語を教育研究するセンターとしての機能を果たすべきであるということにはそれなりの意味があります。ほかの多くの国立大学と差別化するためにも、ある意味で自らのアイデンティティーの確認に困るということはありません。しかしそれは逆に、そういった性格上、ならばリージョナルセンターとしての機能の抜本的強化といった場合、当然のことながら我々東京外国語大学にとってのリージョンとはいったい何なのかという問題が浮かび上がってくることもあります。

私が思うに、少し口幅ったいですが、新しいリージョンとして我々がまずイメージしているのは、世界の諸地域であるとまずは大きく胸を張っていきたいところです。それと同時に、我々にとってのリージョンとは、日本の国内でもあり、日本の国内のさまざまな地域に共同体、コミュニティを築いている人たちの、そのコミュニティの存在も我々にとってのリージョンなのです。このように考えると、本学の場合は、リージョンの概念そのものを逆に変えてしまうという関係性にこそ大学の性格があるということを感じ知らされます。

このリージョナルセンターとしての機能を抜本的に強化し、その役割を担っていくのが、東京外国語大学ではまさにこの多言語・多文化教育研究センターです。そして、その中心的なプロジェクトとして多文化社会実践研究・全国フォーラムがあるのだと我々は理解しています。これが果たして国のどれほどの理解を得ているのかと言えば、それは今回このセンターの概算要求が通って2期目に入ったというところに、その理解の一端が示されると理解し、安心しております。

### 3.11 以降における本学の役割

さて、現在我々がよく口にする言葉に、グローバル人材の育成というものがあります。そこには私  
の目から見ると若干近視眼的だと思われる側面もありますが、とにもかくにも世界のさまざまな舞台  
で活躍できる人材の育成ということが言われ、例えば平成 20 年度の概算要求の内容を見ても、9 月  
末に財務省に上がった内容を見ても、大学教育のグローバル化のための体制整備という大きな項目の  
下に、グローバル人材育成推進事業、グローバル 30 プラスがあります。このグローバル 30 は、現  
在 13 の大学が拠点大学として認定され、外国人留学生の受け入れの拠点となっています。主として  
理系の大学が多いのですが、そのグローバル人材育成推進事業はかなり大ざっぱなものであるとい  
う批判もあり、よりきめの細かな支援事業を展開しようというところから、グローバル 30 プラスと、  
プラスがつけられました。

この支援事業の可否基準の中に、外国人留学生の受入数が指標として入っています。つまり、この  
人材育成事業とはそうした学生を対象にして認定されているわけで、そのあたりを見ると、文部科学  
省のまなざしが、必ずしも、我々が展開しようとしている日本国内における外国人のコミュニティー  
との連環性にしっかり届いていないことを思わせます。

今回、3.11 以降東京外国語大学が行った社会貢献の 1 つの大きな柱として、多言語災害情報支援  
サイトがあったことはご存じだと思います。実際どの場にあっても、私はこの災害情報支援サイトの  
実績を褒められました。もちろん多くの人々がテレビ等々で知ったわけですが、現実はこの事業とい  
うのは、東京外国語大学が初めて、世界に向けて常に情報を発信するという使命を現実的な形でなし得  
た唯一の事例ではないかと思われまます。つい最近届けられた平成 22 年度業務実績に関する評価結果  
においても、東京外国語大学の事業として唯一、特記事項として評価されたのがこの項目でした。こ  
れがいかに社会に与えたインパクトが大きかったかということを物語っていると思います。

### 全地球をカバーする地域研究のための教育拠点化（学部改編の意味）

さて、こうしたグローバル人材の育成というものをよりリアルな意味においてとらえ、そしてそれ  
を社会貢献の事業と結び付け、またその中に人材育成の目標を立てるという多言語・多文化教育研究  
センターの理念を、われわれは来年の 4 月から立ち上がる新しい学部再編の中においてもしっかりと  
位置付けることができました。これは大変大きな意味合いを持つものであると考えております。

ご存じのように東京外国語大学は、現在 26 の専攻語による外国語学部単体の形から、来年の 4 月  
からは言語文化学部と国際社会学部の 2 つの学部によって再スタートを切ることになります。この言  
語文化学部の中には、これまで世界の第 1 言語話者人口としては第 6 位を占める、南アジアの東イン  
ド地区にあるバングラデシュから東インドにかけて話されているベンガル語を設置することになりま  
した。この 2 学部化の議論では、その始まりから、全地球をカバーする地域研究のための教育拠点化  
という大きな理想があったのです。

ただし、この 2 つの学部にしても、世界教養プログラムという、一国際教養人、一国際職業人とし  
て生きていく上で必要な教養を身につけるための共通の教養教育課程を持っています。その中にはも  
ちろん言語や地域に関する知識、あるいは世界に関する知識など、今申し上げたような国際人として  
生きるためのさまざまな基本的な基礎教養が含まれているわけですが、それに我々は世界教養と名付  
けました。ここにあるのは、あくまでも多言語・多文化性に立脚しようという我々の覚悟です。現在、  
国際教養という言葉が非常に人気を博し、受験生の価値もそちらに向きがちですが、その基本にある  
のは、英語というグローバルスタンダードによってボーダー、すなわち境界を乗り越え、そこで何か

を結んでいこうという英語一元主義的な発想です。しかし国立大学である東京外国語大学がその立場を取ることは許されません。というのも、まさに多言語・多文化性というものを自らのアイデンティティとし、それを追求することが、国大協が掲げている機能強化そのものだからです。だからこそまさにベンガル語を開設することもあえて行うわけです。

その多言語・多文化性に立脚し、なおかつそれを国内のさまざまな領域で活躍できる人材を育成する目的で創設されたのが、言語文化学部の中のグローバルコミュニケーションコースです。グローバルコミュニケーションコースは、英語教育学、日本語教育学、言語教育学、すなわち言葉を教える人材を養成する言語教育学部門と、言葉や文化を通して人と社会をつなぐコミュニケーション部門から成り立っています。その中に含まれるのが、同時通訳の育成や、今日の課題でもあるコミュニティー通訳の育成、さらに多文化社会コーディネーターの育成です。つまりこの3つの人材育成のコアカリキュラムを本学はこのたびの改編で設置できたわけです。

その趣旨のひとつに、「グローバル化に伴い、言語や文化の違いを超えて事業を推進していくことは企業や行政や学校などこの組織においても不可欠となり、そのために多様な人々との対話、共感、実践を引き出すための空間を構築、展開、推進できる多文化社会コーディネート能力を備えた人材の必要性が高まってきている。ここではその基礎を学ぶ。」と書かれています。過去5年、ないしは6年にわたる多言語・多文化における実践がこうした形で教育カリキュラムとして結晶したというのは、大変喜ばしいことです。

## トランスナショナルアイデンティティの構築に向けて（東北→NY→北京）

最後に、私が先ほど申し上げた3.11以降考えているあることについて、多少時間をいただいて話をさせていただきたいと思います。私は、7月9日から10日にかけて、1,300キロの行程を車で、三陸海岸から福島県の海岸沿いを見てきました。見るができなかった地域は、女川と宮古の2つの町だけです。ほかの町はすべて回ってきました。そして、その間、感じたことが2つありました。これから申し上げる私1人の人間としての発言は、ことによると不謹慎な発言になるかもしれませんが、その現場でまず経験した1つの感覚は、圧倒的な荘厳さでもいいでしょうか、自分自身が自然の本体、あるいは運命の本体とまさに1対1でぶつかり合っているというものでした。このある種神秘的な感覚は今もって忘れることができず、いったいこれを何に例えてよいのかといったところで自分自身迷いがあるほどです。これがまず1つでした。

そしてもう1つは、自分自身が世界を見るということ、すなわち参観、現場を見るということに対して湧き出る激しい罪の意識です。私自身は車で回ったのですが、釜石に入った途端にその車から出ることができなくなってしまいました。つまり、それを見るということそのものの中に罪の意識が宿ったのです。この罪の意識が宿るということは、ことによると多くの人がある現場で経験したことではないかと思います。その罪の意識とは、自分自身がある優越者の立場に立っているという揺るぎない事実で、私はそれが自分の意識の中に波紋として押し広がっていくのを認識していました。それは荘厳な感覚であると同時に激しい罪の意識でした。

7月9日から10日にかけて、その2つの経験を持って私は東京へ戻り、その1カ月後に、今度はニューヨークのマンハッタンを訪問しました。コロンビア大学へは所用があって行ったのですが、9.11の現場であるグラウンド・ゼロを私は二度訪ねることとなりました。私はてっきりそのときにも、東北で経験したある種の荘厳な印象、そして見ることの罪の意識といった、何やらある絶対的な状況から生まれてくる激しい働き掛けというものを、やはりグラウンド・ゼロからも受け取ることを期待していたのですが、実はグラウンド・ゼロに立ったそのとき、私は何も感じるができなかったのです。

その理由を考えたとき、私はまさにこの東北大震災の場合は、言葉は大げさですが、自分自身の中にあるナショナルな意識というものが決定的に傷ついているのだということを感じました。というのも、私はグラウンド・ゼロを見ながら、自分たちは何と不幸なのだろうか、日本は何と不幸なのだろうかということをはたすら思っていたからです。すなわち私がこのグラウンド・ゼロ、つまりマンハッタンで経験したものは、どれほどこのマンハッタンが悲劇的な現実だったにせよ、結局は私自身は当事者ではなかったのだという意識でした。

しかし同時に、この当事者であるということ、当事者になったという意識を自分自身が持つということは、先ほど申し上げたように、自分自身の中にあるナショナルな意識を刺激されたということでもありました。しかし、その次の瞬間、そのナショナルな意識を持ちながら、何と日本は不幸なのだろうかと思うことは、果たして無条件に肯定されるべき心情なのかと考えたとき、いや、決してそうではないのではないのかとも思いました。つまり、そうしたナショナルなものを超えて世界の苦しみに共感できる感情というもの、あるいはセンチメントといったものをしっかりと持つ人間こそが、グローバル化時代だからこそ育てられねばならないと思ったわけです。

そのグラウンド・ゼロの訪問から1カ月後の9月初旬、私は、創立70周年の祝典に出席するために、北京外国語大学を訪れました。北京外国語大学は、ある意味で東京外国語大学を模倣する形でつくられた大学なので、言葉は大げさですが、弟分の大学を見に行こうぐらいの気安い気持ちで訪れました。しかし、現実を見れば、70年間北京外国語大学が果たしてきた役割は、まさに国立大学としての機能文化の最先端をいっているという思いを抱きました。しかも今の我々の大学は、必ずしもそれと同様の方向性をしっかりと持ってはいません。それにもかかわらず、われわれに対してまさに右上がりの幻想を持ち、北京外国語大学は拡大しつつある、その事実を私は否定できなかったのです。

しかし、その懇親会の席上で多くの日本語研究者や日本文化研究者など、北京ばかりでなく中国全国のさまざまな地域で日本語を勉強したり日本文化を学んだりしてきた人たちと語り合う中で、彼らがいかに日本が経験している不幸に対して心底から、真率な同情心を持っているかということに気付かされました。そのときに私は感じたのです。その中国の人が、もしも日本が経験している不幸というものに対して、自分自身のナショナリティーを超えて、深く共感しているとするならば、そこにあるのはまさにトランスナショナルなアイデンティティではないかと。しかも、それは日本語、あるいは日本文化を深く学ぶという長い蓄積を通して生まれてきた、非常に大事な、グローバルな、グローバル化時代にあるべきトランスナショナルな、アイデンティティ、いえ、それはもうヒューマニズムとでも言った方がよいのかもしれませんが。私が抱いた思いはそういうものでした。つまり、言語や文化を学ぶという中には、ナショナルなものを超えて共感できる、そうした極めて大事な情念というものを育てる要素があるのだということです。

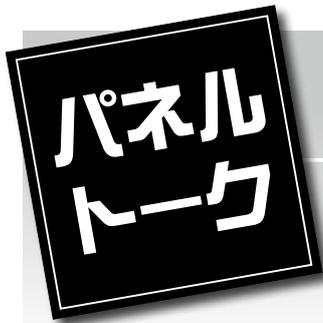
## おわりに 行動を選ぶ——「共苦」の二つの精神

最後にあるフレーズを引用したいと思います。それは、「彼らの苦しみが存在するその同じ地図の上に我々の特権が存在する」という一言です。これはアメリカの批評家のスーザン・ソントグという人が書いたある文章の、『他者の苦痛へのまなざし』という、私の大変好きな本の中に記された1行です。これはまさに、先ほど最初の地図を見るという行為、すなわち他者の不幸に対してある意味で絶対的な優位に立ち、そしてなおかつ、それゆえの罪の意識を感じるという自分たちの特権のことです。その思いがスーザン・ソントグのこの1行にしっかりと刻み込まれているということから、ここに引用させていただきました。

では、我々はこの特権をそのままにしておいていいのか、その特権の上の安住で済ましていいのか。

これは、言葉を換えれば、その特権を意識すること自体の中から、いったい何が生まれてくるべきなのかという問題です。もちろん静かに瞑想的に他者の苦しみに思いをはせるという受動的な態度もあるでしょう。それもある意味では優れた1つの共苦の態度であろうかと思えます。しかし、現実にも求められているのは決してそんなことではなく、まさに行動を選ぶということ、これが求められている、今の私が強く感じていることはそれです。

私自身も、3.11以降非常に強い幻滅の中で過ごしてきました。その思いを克服すべく、7月9日、10日にかけて1,300キロの旅に出たわけで、それも私にとっては1つの大きな行動でした。そして今日ここでお話をしたことは、まさにそこから始まった私自身の一連の考えです。話が少し抽象的になったかもしれませんが、これをもって私の基調講演とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。(拍手)



# 多文化社会と専門職教育

## ～本学だからこそその専門職教育のあり方を探る

### 趣旨

多言語・多文化教育センターは、5年間のプロジェクトの経験を踏まえ、2011年度より「多文化社会人材養成プロジェクト」を新たに立ち上げた。異なる背景を持つ人びとを、その個性を尊重しつつもつなげることにより、新しい場や価値を創造していく。そのような能力はどのようにして習得できるのか、それに大学がどのように寄与することができるのか、という問いをこれまで以上に探究し、その成果を発信していきたいと考えている。パネルトークでは、帰国・外国人児童生徒の直面する困難と公立学校における支援政策、教員養成の事例にみる専門職教育の現状と課題、理論と実践の関係の問い直し、および本センターにおけるこれまでの取り組みと展望とを報告した後、多文化共生社会の実現に向けての教育のあり方、関係者間の協働の仕組みについて議論する。

### パネリスト ※所属・肩書きはフォーラム実施時のもの

- 関 百合子 (文部科学省初等中等教育局国際教育課課長補佐)
- 佐藤 郡衛 (東京学芸大学副学長)
- 青山 亨 (本センター長／本学総合国際学研究院教授)

### コーディネーター

- 受田 宏之 (本学総合国際学研究院准教授)

## 登壇者プロフィール (発表順)

1

### 関 百合子 (せき ゆりこ)

平成 10 年、当時の文部省入省。学術国際局、科学技術・学術政策局を経て、日本学術振興会ストラスプール事務所。高等教育局、文化庁、滋賀県教育委員会生涯学習課長、県民文化課長を経て、平成 22 年 4 月より、現職に就任。主に国際理解教育や高校生留学の推進、帰国・外国人児童生徒の教育に関する業務を担当。

3

### 青山 亨 (あおやま とおる)

東京外国語大学外国語学部インドネシア語専攻の教員。インドネシアの歴史と文化およびインドネシア語を担当。インドネシアのほかオーストラリア、カナダにあわせて8年間住んだ経験とインドシナ難民とのかかわりから日本の多言語・多文化化に関心をもつ。第1期プロジェクトでは多言語・多文化教育研究センターの運営委員をつとめ、第2期が始まった2011年4月から同センター長。府中市在住。

2

### 佐藤 郡衛 (さとう ぐんえい)

東京学芸大学国際教育センターで1980年代後半から外国人の子どもの教育に関わるようになり、学校の実態調査やカリキュラム開発を行ってきた。東京外国語大学の多言語・多文化教育研究センターには、発足時から特任研究員として実践研究に取り組んできた。2010年4月から現職。現在は、教員養成について日々実践している。

4

### 受田 宏之 (うけだ ひろゆき)

専門はラテンアメリカの経済、先住民の実証研究。スペイン語話者の最も多い国であると同時に多言語・多文化社会であるメキシコにのべ4年以上住む。日系ブラジル人やペルー人のおかれた状況の改善のため、東京外国語大学の持つ人的資源を生かして具体的な貢献ができないか日々考えている。

## ■ はじめに

**受田** 本日はありがとうございます。コーディネーターを務めさせていただきます、本学の受田です。よろしくお願いいたします。

センター長の青山も申しましたように、多言語・多文化教育研究センターの活動の基軸は人材養成にあります。今回、東日本大震災の際に我々が作り上げたネットワークが大きな役割を果たしたわけですが、多言語・多文化社会の実現に貢献できるような人材を絶えず送り出したいと考えています。もちろんそれは学生だけでなく、社会の方も含めてです。そこで、この最初のパネルトークでは、「多文化社会と専門職教育～本学だからこそその専門職教育のあり方を探る」というテーマで論じてみたいと思います。

具体的には、3名の方の報告を聞いて、その後にディスカッションに入りたいと思います。最初に、教育の現場で、特に教育政策の現場で何が起きているのかについて、文部科学省初等中等教育局国際教育課の関百合子さんにお話しいただこうと思います。

その上で、教育の現場において非常に重要な役割を担う学校の先生をめぐる問題について、教員養成に長く携われており、外国人の教育問題にも詳しい、佐藤郡衛先生にお話しいただこうと思います。

最後に、先ほどあいさつしました本センター長の青山が、多言語・多文化教育研究センターのこれまでの5年間の概要と、今後5年間、あるいはそれ以上先を見越して何をするかという展望を話します。その上で、残った時間で自由に論点について、あるいは今後の希望について、議論したいと考えています。

それでは、最初に関さんから報告をお願いいたします。だいたい1人20分程度にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



左から 受田 宏之、関 百合子、佐藤 郡衛、青山 亨

## ■ 帰国・外国人児童生徒教育に関する文部科学省の施策

関 皆様おはようございます。ただいまご紹介にあずかりました、初等中等教育段階の国際理解教育や帰国・外国人児童生徒教育を担当しております関と申します。よろしく申し上げます。

先ほど学長からのお話にもありましたが、今日のフォーラムの副題が「東日本大震災から学ぶ」ということでした。3月の地震のとき、世界各国から多くの支援をいただき、また普段自分が意識していない国からすごく熱いメッセージをいただき、それぞれ皆さんの心に響いて涙ぐむ人もおられました。こんなに、自分たちはひとりじゃない、日本はひとりじゃないという励ましで勇気もらい、東日本大震災という日本の中で起こったことに対して各国がどれほど関心を寄せてくれ、またそれによって自分たちがどれほど勇気づけられたか、皆さん覚えておられるかと思います。そういった行動の背景に何があるのかということ、その人たちがメディアなどを通じて、映像を通じて、日本の大震災を我が事のようにとらえて共感してくれた、関心を寄せてくれた、そうした態度があって、さらにメッセージなどその次の行動の支援に我々は無意識にも感動し、またそこから勇気もらって立ち上がろうとしたということがあろうかと思っています。

### 共感を培う学校教育とは

その我が事のようにとらえる、共感する、また次の行動に移そうとする、そういった意識はどういう場で培われていくのでしょうか。いわゆる学校教育の場で多文化、他者への理解、相互理解を身につけるときに欠かせない視点ではないかと思っております。大人になってから身に付けるものではなく、幼いときから自分以外の、自分のことだけではなく、他者に対して思いを馳せるということ。関心を寄せるということ。無関心でないということ。そのことが非常に幼いときからの教育で大切であり、そのあたりの意識を涵養するということが重要になってくるのではないかと思います。これらのことは多くの学校現場では既に行われていることと思いますが、それを今日お載せしている、「グローバル化する社会」という資料に沿ってお話をしていきたいと思っております。

帰国・外国人児童生徒はさまざまな経験をしているとよく言われますが、一方で我々の価値観とは異なる思考体系をすることもあり、そういった生徒を受け入れるにあたって、学校がどういう対応を取っていくか。

相互啓発を通じて互いに尊重し合う態度を育てるという箇所がありますが、国際理解を深めるといった場面では「違うんだね、分かったよ。」という単純なものではないことは、実際の現場を預かる方は痛感しておられると思います。当然ぶつかり合っていく。自分の意見を押し通そうとする。そのコミュニケーションの難しさというものは十分考えられるところですが、それをいかに図っていくか。今、在籍する児童生徒と帰国児童生徒もしくは外国人児童生徒という、見方を変えれば日本に居ながらにして国際交流ができるという学校の中でどのように教育をしていくか。

そうした状況の中で教師の果たす役割は非常に大きいものがあるといえます。つまり、大人であれば自分でお互いの違いを理性的に判断できることについて、子どもたちが感情的になった場合、教師がある場面、ある場面で指導することによって、子どもたちは理解が深まる。またさらに次の段階にいけるということを子どもは期待しております。やり方はいろいろですからいわゆるゲームを通して相手を知るといった手段もいいでしょう。一方で、国語や社会などいろいろな学習の時間を使って、例えば地理、歴史など、ある国の、その子にとっ

て身近な、もしくは外国人の子どもや帰国生の子どもにとって身近なものを題材にすることによって距離的な近さを演出して、在籍の子どもたちとの交流のきっかけをつくる。もしくは学校においてクラブ活動、また日本語がまだ不自由な子どもには、自分たちが活躍できる場というものを提供することによって、その子の自尊心を保てるようにする。いわゆる矜持を保つということを、それぞれの教師がその子たちの状況を見て、タイミングよくそういう機会を提供することが大事なことはないかと思います。

## 帰国・外国人児童生徒の現状

次に、実際に今どれくらいの子どもたちが学校現場にいるのかということデータを明示したいと思います。公立学校に在籍する帰国児童生徒が、9,000人あまりいるという現状の中で、小学校が圧倒的に多くなっています。続いて、公立学校の帰国生の中で日本語指導が必要な生徒数です。帰国生の多くは日本語を話せる一方、例えば諸外国で生まれ育って、日本語がよく分からない子どもたちが約2,000人いるという状況です。

さらに、こちらは少し観点が異なりまして、公立学校に在籍して日本国籍を有するけれども日本語指導が必要な児童生徒が5,000人。いわゆる重国籍の子どもたち、日本国籍を持ち、日本に生まれながらに育っているが家庭内の言語環境によって日本語指導が必要である、外国籍ではないので日本国籍としてカウントされる、そういった生徒たちも5,000人余りいるという現状です。

それ以外に、公立学校に在籍する外国籍の児童生徒は7万4,000人います。この資料は平成11年度からのデータですが、8万人いた生徒が7万人に減ってきている背景には、数年前にあったリーマンショックの影響で外国人の子どもたちが帰国したことなどがあります。その中で、日本語指導が必要な生徒は2万8,000人。外国籍の子どもでも日本で生活をしているので日本語が分かる子どももいますが、約4割の子は指導が必要な状況です。つまり、言語もそうですし、自分の生育環境、もしくは教育環境がまったく異なる子どもたち、こういった子どもたちが現在公立学校にいるという状況です。

それが日本国内でどれほどの状況かということ圧倒的に小学校が多いです。突出しているのが愛知県です。愛知、静岡、三重、いわゆる中部地域はニューカマーといわれる人たちが多く、また東京、神奈川、千葉、埼玉などでも非常に多くの外国籍の子どもたちがいます。

言語別にみると中部地域、いわゆるニューカマーといわれている人たちが多い愛知、静岡、三重などは圧倒的にポルトガル語が多いですが、大阪を見ていただくと中国語です。いわゆるオールドカマーといわれている、昔から日本におられる方。それから神奈川県、東京都などの中国語、このあたりも同じように外国人の子どもたちが来ていて、日本語が分からないといってもこれだけ子どもたちの背景にある文化、言語というものが非常に違っている。また、外国人児童生徒を受け入れる自治体でそれぞれされている取組についても、漢字文化圏かそうではないかということだけでもまったく異なる。漢字に馴染みがあれば社会科や国語の授業が進みやすいということもあれば、そもそもアルファベットからで難しいということもあり、それぞれの課題があるという状況です。

もう1つ、外国人児童についての課題として、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している公立の小中高等学校がある市町村数が、全部の市町村数の半分を占めているということがあげられます。全市町村数は、町村合併がありましたので平成18年度から比べると1,819から1,727と若干減っておりますが、その中の比率、約半分にはそういう市町村があるところはほぼ変わっていない状況です。

その半数の市町村の中でさらにその半分は在籍人数が5人未満である。つまり、集住地域といわれている外国人の子どもたちが多くいるであろう、そのあたりでは自治体、もしくは学校での政策課題、教育課題として挙がりやすいという、いわば数のパワーというものがあり、そこにはそれなりの課題がありますが、一方で、情報共有がしやすいという面もあります。ただ、半分以上の学校が5人以下でして、日本語が伝わらない相手に対しての教育の困難さという意味では人数が少なくてもやらなくてはならないことは一緒ですし、さらに予算措置という意味では人数が少なければどうしても政策課題として挙がりにくい、その困難さというものは散在地域で非常に苦慮されているところです。

## 文部科学省の支援策

そもそも基本的に外国人の子どもが公立学校に入る、もしくは外国人学校に入るかの選択は自由ですが、公立学校に入りたいと希望する場合には受け入れる方針ですので、私どもでは今年3月に『外国人児童生徒受入れの手引き』を作り、学校や教育委員会に配布いたしました。散在地域などで、決して学級担任にだけ抱え込ませないということで、それぞれの立場で何をすべきかということ章立てしております。ガイドブック方式で、自分の関心のあるところから見てもらう、学校管理職の役割、日本語指導担当教員の役割、在籍学級担任の役割、教育委員会の役割とそれぞれまずは自分のところを見てもらう。そして余裕が出てきたときに、それ以外の部分を見てもらうことによって、お互いに理解が深まればと思います。学校に受入れるという雰囲気づくりでは管理職の役割は大事ですし、一方で、子どもたちが日本語指導教室から自分のクラスに戻ってくる際の教科間の連携も大事です。そのあたりの役割をこの手引きで書いております。これは文科省のホームページからダウンロードできますし、全ての教育委員会、子どもたちが在籍する学校にはお送りしています。ここにおいでの方も、ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、今後はこちらを是非活用してくださいとお話ししております。

もう1つ、今日お付けしている資料に「カスタネット」があります。先ほど申し上げたように散在地域、つまり去年はいなかったけれども今年いきなり生徒さんが入ってきた、どうしてよいか分からない、教材研究もない、実践もないとなった場合、メディアを活用して、インターネットから教材検索と文書検索ができる仕組みをつくりました。ここで挙がっております教材というのは、各地の教育委員会等で使われていて、著作権等それぞれ処理がお済みになったものを載せてもいいということで、文科省が承認したもののみが載っております。右側にあるように、必要な情報を検索していくとその部分がヒットし、そこをダウンロードして授業で使っていただくこともできます。

このような手引き、もしくは「カスタネット」などを使っていただきながら、さらにここは皆さんで共有できるものですので、それぞれの教育委員会で作られたもの、学校現場で作られたものは、載せられるものはぜひ載せてくださいとお願いをしております。

帰国生、外国人児童生徒を、今はあまりそういうことを言われる方はいらっしゃらないと思いますが、手間が掛かる、その分どうやって人を付けたらいいのか、とややもするとネガティブに見られるところもあります。しかし今の世の中では、そうではないと。つまり、在籍する日本の生徒にとってみれば、クラスの中で異なる背景を持った子どもたちが入ってくるということは、居ながらにして国際理解が進む。つまり、居ながらにして、異なる価値観の、自分とは相いれないと思われている、折り合いがつかないと思われている価値観、まったく自分とは発想が違うことをする相手と日常的に接することで、最初は反発があるかもしれま

せん。しかし、そうした経験を通してどうやってコミュニケーションを取っていくか。さらに相手が困っているのではないか、心細い思いをしているのではないかといったときに、自分から働き掛ける主体性を身に付ける。そのように、自分から動くということ、そして相手に無関心でないこと、共感すること、そういうことが在籍する日本の児童生徒にとっても自然に経験できる機会となります。

## 課題に働きかける人材の育成を

また、今回の震災で想定外とよく言われますが、当然このようにグローバル化する社会というのは止まらないわけで、自分たちのやり方、制度では当然折り合いがつかないことはたくさん出てきます。その場合に、その課題をどう見つけて、どのように働き掛けるかというノウハウを、小学校、中学校という学校の中の段階で体験できるチャンスである。ただそれをするには、子どもは発達段階の途中ですので、それを手助けするのが教師の役割だと思っています。そういうことをすることによって、最終的にグローバル人材という、先ほど学長からお話がありました、初等中等教育局でも予算要求をしておりますが、そういったグローバル人材の育成の素地とする。それはどういうことかといいますと、いろいろな価値観がある、状況があるという、一筋縄ではいかない複雑さに耐えるということ。複雑さに耐えるということは、見て見ぬふりをしないという態度。一方では、自分の心情、矜持というものをもち、必要とあらば、勇気をもって打って出る姿勢を持つ。単に受け入れるだけではなく、自分で言っていく。それをするによって、相手からも温かい反応があり、相互交流ができるのではないか。そういうものを学校現場で培っていくよい機会ではないか、このように考えております。

それをするために文科省としては、実際に行うための作業ということでは、先ほどのような施策、もしくは資料などを学校現場で使っていただき、さらに教員の先生がお困りの場合には、私どものやっている協議会、もしくは研修などで情報共有しながら新しい課題を見つけて、そこでまた意見を出し合っていくことを広げることによって、裾野からグローバル人材の育成と多文化共生に強い、コーディネートできるような人材を育てていきたいと思っております。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

受田 ありがとうございます。続いて佐藤郡衛先生お願いします。

## ■ 教職における専門職養成の現状と課題

佐藤 東京学芸大学の佐藤と申します。私はもともと異文化間教育や国際理解教育というものに関心を持っております。昨年度より大学運営にかかわるようになり、今日のテーマである、専門職の養成を意識せざるを得なくなってきたというのが実情です。そこで、専門職養成ということを考える手掛かりとして、まず自分が所属する教員養成大学の現状から話を始めたいと思います。

皆さんご承知のように、私が所属している東京学芸大学は教員養成大学です。実は今週、政府の政策提言型仕分けが行われておりますが、そこで法科大学院が非常に大きく取り上げられています。教員養成についても実は対象になるはずだったのですが、時間切れで議論の

組上には載らなかったということです。

教員養成というのは、これまで一貫して改革の対象になっています。特に教師の専門性に関しては、実践的指導力の向上というものがキーワードになっています。しかし、実践的指導力を強調すればするほど、大学で学ぶ必要があるのかという、重要な課題を突き付けられるわけです。つまり、実践力であれば大学は必要ないのではないか、現場に出て力量を高める方が効果的だということです。

## 実践力=即戦力ではない

実践的指導力が教師の専門性の中心になっているわけですが、どうも我々からすると、専門性とはどういうことなのかという議論が十分でないと考えています。大学というのは、言うまでもなく優秀な教員を養成することが大きな使命です。しかしながら、現実には教員採用試験の合否が各大学にとって命運を左右しかねなくなっています。従って、教員採用試験対策に追われるという事態が生じているわけです。

今日の私のレジュメに、「教員養成大学の使命と悲鳴」というタイトルを付けさせていただいたのは、まさに教員採用試験に翻弄されるようになったことを表現したものです。つまり、教員採用試験に合格するための知識、あるいは教壇ですぐに役立つスキルの習得のみが重視されているのではないか。これは、教職の専門性というものを少しわい曲化しているような気がしております。その背景としては、専門性というとらえ方の違いがあるようにも思っています。つまり、教育現場では実践で役立つものが専門性とされているわけです。教師の専門性とは何か、その中で実践力というのはどう位置付くのかといった議論なしに、教育委員会が求める資格や要望を入れて、それがあたかも実践的指導力とされているような気がしています。

ここで確認しておきたいのは、実践力イコール即戦力ではないということです。しかし、現実には即戦力が重視されるため、そのスキルの習得が非常に重視されているわけです。大学の教員養成では、教職を、教師という仕事を下支えするような教養教育の在り方、あるいは、教師としての基礎的な資質とはいったい何なのか、あるいは、大学レベルでの専門性といったものが課題になっているわけで、どうも即戦力とは次元が違うのではないかと思います。

ただ、実践的指導力の議論というのは我々も真摯に受け止める必要があります。これは、教育学部カリキュラムや教員養成のシステム自体の改革に結び付いてきたというのも事実です。例えば教員養成のコアカリキュラムや、教育実習を増加させるといった対応を取っております。ただ一方で、教育委員会が求めるような規格で養成せざるを得ないというのも事実だろうと思います。

いずれにしても、専門職養成という場合の専門性という点について、あらためて今日的な視点から問い直してみる必要があるのではないかと思います。教員に対して日常的に批難や批判が投げ掛けられており、教育の問題すべてを学校や教師に還元して、教師の資質の向上のみが声高になっているようにも思います。それも真摯に受け止めつつ、専門性の議論がなし崩しになっているのではないかという危惧を抱いているわけです。そこで、今日はまず教師の専門性とは何かというところに触れさせていただいた上で、今日のテーマである、多文化社会における人材養成というところに話を進めていきたいと思っています。これまでの教職の専門性の研究と知見を整理して、これから専門職養成にとって何が学べるかということを考えていくために、このような順番をたどっていきたいと思っています。

## 教職の専門性とは何か

教職の専門性についての研究というのは、かなり蓄積されています。最近では、「技術的熟達者としての教師」対「反省的ないし省察的実践家としての教師」という論点が出ています。特に最近では、省察的実践家としての教師ということが強く議論されるようになってきました。技術的な熟達者としての教師というのは60年代に提案されたもので、現在でもまだ根強く残っている考えであり、教育委員会の研修等でもみられます。つまり、教育の目標を設定し、そのプロセスをコントロールして教育の結果を客観的に評価し、向上を図るというものです。

一方、省察的実践というのは、専門性を科学的な知識や事実を求めるだけではなく、実践的場面における省察から得られる実践的な知見と見識に求めるというものです。1980年代ぐらいから注目されるようになってきたわけですが、これまでの知識や技能が実践の場で役に立たないような事態が生じてきたためです。つまり子供が多様化したり、親の教育要求が多様化して、教育の場が大きく転換してきたわけですから。従って、現実の姿から教育のありようを模索する必要性が出てきたということがこの背景にあるように思います。

別の言い方をすると実は1980年代後半ぐらいから、教員の中途退職率、離職率が非常に高くなってきました。しかも、ベテラン教師の離職率が非常に高くなってきました。いままでの自分の経験知がいきなくなり、対応できないため離職するケースが多くなってきたわけです。裏を返せば、現実の姿から教育のありようを模索する必要性が出てきたということです。つまり、子供の抱える課題を、子供や親、さらには同僚と共同で解決できるような教師が求められるようになってきたということだと思います。

教職の専門性の議論は、教師の専門性研究とリンクさせて議論していく必要があります。1980年代以降、教職の専門性の研究というものがいろいろな形で進められています。東大の佐藤学先生が3つぐらいにまとめていますので、それを紹介したいと思います。

1つ目は実践知への注目です。教師の知識と思考に関する研究で、教師が教室で利用する実践的知識への関心を高めて、観察とインタビューなどの事例研究が蓄積されています。当然のことながら、1つのクラスでうまくいったところが、次のクラスでは必ずしもうまくいかないということが往々にしてあります。例えば東京外大でも、子供のための教材をいろいろ開発していただいておりますが、教材の共有化がなかなかできにくいというのは、まさしくこの実践知ということだと思います。つまり、文脈に依存した知識、あるいは経験に即した知識というものが教師にとって非常に大事である、それが専門性を構成するという議論です。

2つ目は、同僚性という研究です。つまり、教師の多忙感がよく指摘されています。教職生活を疲弊させるような職場の構造的な環境という問題が提起されるようになってきました。こうした現状を打開するためには、教師の自立性と専門性を保証できるようにして、みんなと一緒に仲間とかかわって課題を解決できる力が必要であるということが指摘されています。

3つ目は、教師のライフコースと専門的成長の研究です。教師というのは、将来を通して教師になっていくわけです。身近な重要な先輩教師との出会いが大きな意味を持ち、そのことを通して自分の力量が高まっているという教師が多いことが、実績調査などから明らかにされています。

## 大学における専門職教育

ここまで教職の専門性の議論を見てきたわけですが、ではこの議論を踏まえて、大学にお

ける専門職教育について考えてみたいと思います。論点は3つあります。1つは、専門職をどうイメージするのか、2つは、その養成に向けたカリキュラムの在り方、そして3つ目は、専門職の出口保障ということです。

第1の論点は、どのような専門職を養成したらよいかということです。多文化社会における専門職というのは、例えば今どういう社会的な要求があるのか、あるいは、そうした要求に向けて大学がどのような蓄積をしてきているのか、そして、そうした専門職を引き受ける余地が社会にあるかどうかといった検討をする必要があると思います。多文化社会という不確定な要素が大きい状況では、当然これまでの伝統的な専門職とは違うものを想定する必要があるわけですが、外大では多文化ソーシャルワーカーや多文化人材などを提案されているわけですが、そもそも専門職足り得るのか、さらには、専門職として確立するには何が必要かといった議論が必要になってくると思います。

第2の論点は、養成のためのプログラムをカリキュラム化していくということです。教職を例にしますと、先ほど言いましたように実践知というものが非常に重要になってきます。こうした実践知は従来の学問の枠組みでは対応できずに、全体性や統合性が求められます。そうすると、専門職を養成していくためのカリキュラムをどのように編成するかということが大きなテーマになってくると思います。当然、従来型の教育方法の改善を求められると思います。これまでのように専門職に必要な知識や能力を徹底して習得させるという発想ではどうも難しい。事例から実践知の蓄積を図っていくというのもあるわけですが、これがまだまだ不十分だという感じがしております。

3つ目の論点は、出口保障です。大学でこれからいろいろ目指す専門職を新しい職種へと結び付けられるかどうか専門職養成にとって非常に大きなテーマになってくると思います。そうでなければシャドーワーク化するおそれがある。つまり、働くことが正当に評価されないという問題が出てきます。大学や学会レベルでも、新しい資格と連動させた領域を開拓しようとしてきましたが、必ずしもそれが成功してきたとは思えない状況です。一連の訓練を受けていざ職を得ようとしても、職がなければ希望を喪失していく。大学はこうした状況をうみだすのではなく、やはり改善にむけて努力して行く必要があります。これらは大学だけの課題ではなく、当然企業や行政との連携を模索していく必要があるのではないかと思います。

## 多文化社会の専門人材とは

最後に、多文化社会の専門人材をめぐってお話をさせていただきます。実は、2011年11月23日に私が所属している異文化間教育学会が主催して、日本語教育学会、日本国際理解教育学会、日本コミュニティー心理学会が連携したシンポジウムがありました。そのメインのテーマが、「多文化社会を担う人づくり」でした。そこでNPO法人ETICの山内さんに講演をしていただきました。ETICというのは、1993年に設立して以来、社会の志を持って自ら事業を立ち上げる起業家リーダーの育成に取り組んできたということです。2004年からはその活動を日本全国に広げて、現在20地域ほどで新たな担い手の育成の取り組みをしています。3.11の東日本大震災以降、東北で震災からの復興に取り組むリーダーの下に、右腕となる若者の派遣を開始しました。これを右腕人材と言っているようですが、東北の復興リーダーの支援に加えて、新たな復興リーダーの育成、輩出を目指していくということで、実際に気仙沼で支援を行っているリーダーである川崎さんという方からも話を伺いました。その川崎さんの話から、やはり現場に入って長期的にかかわることで関係性をつくり、徹底した現場のニーズに合った課題を生み出し、その課題の解決に腹を据えて取り組むことが重要で

あると指摘していただきました。

それを伺って、これまでの専門職人材の議論のように、あらかじめ一定の資質、能力を設定し、それを高めていくといった議論からは脱却していく必要があるのではないかと感じました。3.11以降、不確定性や不確実性という状況が前面に出ています。こうした状況が実はさまざまな問題を生み出しているのも事実です。その1つが、形式主義やマニュアル主義、過剰な技術主義、あるいは学問や知識への不信といったことかもしれません。こうした中で、不確定さや不確実性というものをどのようにして取り込んでいったらよいのかということをお私たちが真剣に考えていく必要があります。

ETICの山内さんや川崎さんのお話からヒントを得て問題提起をしておきたいと思います。1つは、伝統的な専門職とは性格が違うということです。現実の多様な状況に対応するために一定の枠があり、そこから出発するというやり方では、たぶん通用しないと思います。教職でも、教育学や心理学だけではなく、文化人類学や言語学、認知科学といった新たな知識が必要になっています。多文化人材というのは、1つの専門分野ではなく、広域な知識が必要となり、それに実践的な知識をどのように組み込むかということが課題になってくると思います。専門職にどのような知識を必要とするのかを明らかにしていく必要があるのではないかとというのが、1つ目の問題提起です。

2つ目は、大学での学習において実践を意識するということです。大学でのインターンシップも重要になってくると思います。ETICのお話の中で、高知大学の例が出てきました。半年間ETICのインターンシップに参加すると14単位になるそうです。これは非常に面白いなと思いました。ただ、実践だけではなく、職能アップにもつながるようにしていくためには、やはり実践の成果を振り返ることも必要になってくるのではないかと。そうした接続が必要だろうと思います。ETICの山内さんから、高知大学がそういうところに踏み切ったこと自体が起業家であり、それこそ多文化人材の大きな要素なのではないかという話をいただきました。大学としてこうした発想でこれからの教育を構想する必要を感じました。

3つ目は、専門職の養成と職種との連動を図ることです。これは大学だけでは非常に難しい課題です。ETICでは、NPOとのかかわりの中で雇用の創出につなげているということですが、財政が厳しく、かつ不確定さの中で雇用にどのようににつなげていくのが課題です。大学にとどまらず、企業、行政、NPOとつながることも必要ではないかということを実感しました。

私が今申し上げた、多文化人材の中身をどう我々がイメージしていくのか。そして具体的に、大学と具体的な現場をどう行き来するようなシステムづくりをしていくのか。そして新しい専門職の職種というものをどのようにして創造していくのかということをお私をさまざまな形で議論をしていくことがこれから必要ではないかと思っています。以上です。ありがとうございます。(拍手)

受田 佐藤先生、ありがとうございます。それでは最後に、本学センター長。

## ■ 多言語・多文化教育研究センターの取組と展望

青山 青山です。センターを代表して、多言語・多文化教育研究センターの取り組みと展望というお話をしたいと思います。お手元の資料に要旨が載っておりますし、封筒の中にセンターの2011年の最新版のパンフレットがあります。こちらを参照しながら話をしていきたいと思っています。

私自身、普段インドネシア語専攻の教員で、インドネシアの歴史と文化、それからインド

ネシア語を教えております。さて、これまで東外大は、外国語を勉強して、その知識を持って海外へ出て行って活躍するという考えであったわけです。もちろんその役割は今でも重要です。しかしそれと並んで、今日本の国内が多言語・多文化化しているという状況があります。しかも、英語だけでは通じないという事態が起こっているわけです。先ほどもありましたように、ポルトガル語や中国語といったさまざまな言語が今日本国内で使われているという状況があります。そういう中で、学生たちには日本の多言語・多文化化を知って、学んで理解し、それに対応できる人材として羽ばたいてもらいたい。それがセンターのそもそもの出発点です。

2006年4月にこのセンターが設立されました。今日本国内、私たちがいるこの場所が多言語・多文化化している。さまざまな背景を持った外国の人たちが今住んでいます。そういう人たちが直面している課題、そしてそういう人たちと常に接している現場の人たちが抱えている課題をいかに解決していくかを考えていかなければなりません。これがセンター設立の目的です。

## 多言語・多文化教育研究センターの活動

センターのプロジェクトには教育、研究、そして社会連携という3つの分野があります。本日は研究について詳しく触れる時間はありませんが、その中で1点だけ特色として挙げておきたいことは、単に大学の研究者が研究していくだけではなく、現場で実践を行っている方々、それは行政であり、あるいはNGO、NPOであり、あるいは学校の先生たちであるわけですが、そういう人たちとの協働実践、ともに現場を見つめながら研究していくという、協働実践研究の形でセンターの活動を進めてきたということです。

具体的には、長野県の上田市、あるいは神奈川県などのオールドカマー、あるいはニューカマーの集住地域、もしくは散住地域、そういったところを対象に研究をしてきました。

さて、教育と社会連携についてです。2006年から始まったセンターの教育分野では、学部の教養レベルを重点的に5年間やってきました。これをアドオンプログラム「多言語・多文化社会」と呼んでいます。

これと並行して、社会連携として2008年度からはオープンアカデミーという、市民向けの市民大学講座ですが、オープンアカデミーの枠組みの中で「多言語・多文化社会専門人材養成講座」というものを段階的に立ち上げてきました。その中で、多文化社会コーディネーター、コミュニティ通訳という2つの人材の養成を行ってきました。これが第1期のプロジェクトです。第1期のプロジェクトでは、学部レベルでは学部教養レベルのプログラム、そして、社会人を対象としては多文化社会コーディネーター、コミュニティ通訳の養成という形でこれまで行ってきたこととなります。

2011年度からの新しいプロジェクトで行おうとしていることは、まず学部レベルとして、これまでの教養レベルから、さらにその上の専門課程、つまり簡単に言えば、3年生、4年生でもさらに学び、そしてゼミを取り、卒論を書いて卒業していく。この1年生から4年間全体にわたって多文化社会コーディネーター、あるいはコミュニティ通訳について学び、そして先ほどの佐藤先生のお話にもありましたが、実践というものを通じて日本の多言語・多文化化を深く理解し、そこで活動できる人材を育てていきたいということで、第2期から新しいプログラムを学部レベルで構築してきました。

先ほど学長からもお話がありましたが、本学は来年度から2つの学部に分かれます。言語文化学部と国際社会学部となりますが、本センターが開講していく授業は言語文化学部の中にある、グローバルコミュニケーションコースの中の1つの柱として、多文化社会コーディネ

ネーターとコミュニティ通訳の授業を開講していきたいと考えています。

さらに次のレベルになると、大学院ということです。これは第2期のプロジェクトでは始めるものではありませんが、将来的には大学院の修士レベルの多文化社会コーディネーターとコミュニティ通訳の育成にさらに進んでいきたいと考えています。現在、社会人を対象に開講しているオープンアカデミーを、さらに大学院教育として大学の中に組み込んでいくという狙いを持ったものです。

## 教育活動

今、全体像を簡単にお話しました。それでは中身に具体的に踏み込んでいきたいと思えます。まず教育ですけれども、一番重要なものとして、その中ではアドオンプログラム、「多言語・多文化社会」という授業を開講してきました。2011年、現在の第2期の授業で開講している多言語・多文化総合プログラムの中にある世界教養科目群というのは、第1期で行っていたアドオンプログラム「多言語・多文化社会」に対応したもので「多言語・多文化社会論」と名づけています。まず、「入門」は1学期と2学期に入門1と入門2があり、そこで高校から上がってきた新生を対象に、日本の多言語・多文化化の状況をまず知ってもらいます。そして、その背景というのはどういうものか、そして現場の人たちはどのような取り組みをされていて、どのような課題に直面しているのかということをお話します。

この授業は、学生たちのグループワークによってディスカッションを行うこと、それから、実際の現場の方々に来ていただき、ゲストスピーカーとして話をさせていただくことを2つの大きな特徴としています。ゲストにはさまざまな地域、今年は浜松市や上田市などから来ていただきました。現場としては学校や日本語教育、あるいは医療、法律といった現場の専門家のゲストをお呼びしています。

それから「歴史と現在」、「政策と法」というものがありますが、これらでは日本の多言語・多文化化の歴史的な背景について触れますが、日本の先住民、アイヌ民族から始まり、琉球の話も入ります。そしてオールドカマーである在日コリアンの人たち、あるいはニューカマーの人たちの歴史的な経緯を学生たちに説明していきます。そして海外、日本の外ではどういう多言語・多文化化があるのかといったこともこの一連の授業の中で学んでいきます。そして、日本に住む外国人にとってどういう日本の政策が行われているのか、あるいはどういう法律が重要なのか、かかわっているのかといったことを学んでいきます。

それから最後に「実践」というのは、教室でゲストから話を聞くだけでは十分ではないということで、例えば府中や調布などの国際交流協会、府中市の場合は府中国際交流サロンですが、そういった場を使って、大学で学んだことの理解を深めるために現場を知るといった場を設けています。

それから、アドオンプログラム「多言語・多文化社会」と両輪の一つになっているのが、多文化コミュニティ教育支援室です。これは学生たちによるボランティア活動を支援するセクションですが、本センターの非常に重要な部分を占めております。ここでは、学生たちは外国につながる子供たちに対する学習支援、そして国際理解等、地域の小学校、中学校を主な派遣先として、現場へ行って外国につながる子供たちを支援する、あるいは日本の子供たちに国際理解を深めてもらうといった学生ボランティア活動を支援しています。

多文化コミュニティ教育支援室でさまざまな活動に入っていくことで現場の課題が見えてくるわけですが、今度はそれを整理し、課題をどのように解決していけばよいのか理解をえるために、アドオンプログラムで学んでいます。さらに、アドオンプログラムで学んだこと

を現場に持って帰って実践していくという双方向の学びの仕組みをここでつくっています。

## 社会連携活動

社会連携活動では、オープンアカデミーで多言語・多文化社会専門人材養成講座というものを開講しています。その中で、多文化社会コーディネーターとコミュニティ通訳という2つの人材養成を行ってきました。特にコミュニティ通訳の講座を終了された方は、先ほど出口というお話がありましたが、こういう養成を受けた人たちがどういう形で仕事に就いていくのが非常に重要な話です。大学でもキャリアパスという言い方をよくしますが、身に付けた技能、専門性を実際に社会で仕事としてどのように使っていくのかという課題があります。これは非常に大きな問題です。1つの取り組みとしてやっていることは、実際に養成講座で学んだことを現場で活用してもらうために語学ボランティアというものをつくっています。今東京都内では弁護士さんによる法律の専門相談会があります。外国人の方で法律的なことについて相談事がある人に対して、定期的に場所を変えて弁護士の相談会を行っています。コミュニティ通訳の講座を終了された方がそこに通訳として参加していく。そうすることで、養成講座で学んだ知識がすぐに実践の場で発表できるようにすることで、力量、専門性を高めていく仕組みをつくっております。

学部卒業、特に教養レベルで学んだことは、確かにこれからのグローバルな社会、多言語・多文化化していく日本の社会において非常に大事な教養であることは間違いありません。しかし、それだけでは専門性の育成にはなっていないわけです。そこで、現在私たちが取り組んでいるのが、ここで取りあげている社会人養成、いわゆるリカレント教育です。すでに現場で仕事をされている方、例えばソーシャルワーカーであったり、教員であったり、あるいはNPO、NGOで活動されている方であったり、あるいは行政の方、そういう方たちにまずリカレント教育を行って、多言語・多文化についての専門性を身に付けていただく。こういう形で取り組んでいます。学部教育は確かに重要ですが、学部卒だけではなかなか出口が見えてこない、受け皿がないという問題があります。それから、教養レベルだけではまだ専門性も身に付いていないという中で、まず大学ができることは社会連携活動ということになるわけです。

## センターの今後の展望

これからの取り組みということですが、2011年、今年の4月から第2期のプロジェクトが始まりました。第1期で私たちが感じてきたことやさまざまな問題を整理して、第2期では、多文化社会人材の養成ということに絞ったプロジェクトを立ち上げました。ここで言う多文化人材というのはどういうものか。これは先ほどの佐藤先生のお話で言うところの、専門性のイメージ、専門職のイメージ、つまりどういう専門職があり得るのかという話です。私たちもまだこれから考えていかなければならないところがありますが、取りあえず3つ職種を考えています。1つは、多文化社会コーディネーター。2つ目は、コミュニティ通訳、そして3つ目は、子供・地域日本語教育指導者ということになります。ここで言う子供というのは、外国につながる子供たちです。地域というのは、この地域に住んでいる、定住している外国の人たちを想定しています。

多文化社会専門人材の職種と人材像については、多文化社会コーディネーターというのは、

簡単に言えば人と人をつないでいく仕事とってよいかと思います。多様な人々の参加と協働を推進することによって、新たな活動や仕組みを創造する役割を担う専門職です。そしてコミュニティ通訳は、通訳の中でも日本に住む外国の人たちが日々直面しているさまざまな課題にかかわります。それは、行政、教育、医療、法律など多岐の分野にわたるわけですが、コミュニティ通訳の役割というのは、単に言語ができる、通訳ができるというだけではなく、さまざまな多言語・多文化の背景を理解し、その知識を持った上で言語や文化の面で日本においてはマイノリティーになる方々のために通訳、翻訳面で支援をする仕事と私たちは規定しています。

それから日本語教師に関しては、この3つの中でおそらく職種としては一番確立していると思います。本学は日本語課程があります。来年から27言語になりますが、そのうちの1つの言語は実は日本語です。つまり、1つの言語として日本語を教えるという教育課程が本学にあります。この部分とも連携しつつ、子ども・地域日本語教育指導者の育成という部分を考えていきたいと思っています。

簡単にまとめますと、これからの仕組みですが、教育活動としては多言語・多文化総合プログラムという形でいきます。これはアドオンプログラムの場合、教養レベルに終わっていましたが、それをさらに3年生、4年生の専門課程に発展させていく。それから多文化社会にかかわる学生ボランティア活動の支援。これは現在ある多文化コミュニティ教育支援室の活動をさらに発展させていくというものです。私たちとしては、学生のより自主的な企画運営を今後展開して、さらに伸ばしていきたいと考えております。

それから研究活動も、もちろん続いていくわけですが、第2期の中心はカリキュラムの開発です。まさに先ほど佐藤先生も指摘されましたが、どのような内容の授業をやっていくかということが大事です。3年生、4年生のカリキュラム開発、そしてさらにその後の大学院での教育のカリキュラム開発が研究活動の重要な柱になっていくと考えています。

そして3番目です。現在行っているオープンアカデミーの多言語・多文化社会専門人材養成講座は引き続き継続していきます。これによって養成されるコミュニティ通訳の修了生、全国のさまざまな分野で活躍している本学の卒業生からなるネットワークをつくっていききたいと考えております。これを語学ボランティア（2012年度からは「言語ボランティア」に変更）と呼んでおります。

このように、1つの大きな柱となって、入り口から出口へつながっていく1つの循環的な人材養成の仕組みを今後構築していきたいと考えています。以上、ご清聴ありがとうございました。（拍手）

**受田** 青山先生、どうもありがとうございました。3人の報告を聞いたわけですが、ディスカッションの時間として、いくつかの論点について報告者の意見を聞きたいと思います。

1つ目は、私たちは5年間を経て、装いを新たに学部教育に総合的に取り組む、長期的には大学院の教育にも多言語・多文化教育研究というものを取り込んでいきたいと考えているわけです。私たちには非常に試行錯誤的な、新しい取り組みなので、日々何がよいかということを探しながら進んでいるわけです。

そこで、論点を明確にする意味で、今皆様の立場から、学生にしる、社会人にしる、どういう能力が必要とされているのか、そのために大学に、特に新しい学部を期待したいことを1つ指摘していただきたい。こういう能力が今求められている、それについて大学が何か新しい枠組みとしてこういう貢献ができるのではないかと、ということ、指摘していただきたいと思っています。

## ■ 多言語多文化社会における必要な能力とは？—コミュニケーション力

関 どういった能力かということですが、一言で申し上げると、おそらくコミュニケーション能力かと思っています。先ほど申し上げたように、今はグローバル化が進んでいるという状況ですから、自分の考え方、これまで培ってきた思考体系などがまったく異なる場面に遭遇したとき、そのままでは思考できない。そういった状況の中で、コミュニケーション能力を身に付けるというのはどういうことかといいますと、何かの課題があれば、その課題に向けて自分から動ける。また一方で、周りから当然何かを言われるといった場合、交渉力を持って対応する。自ら打って出る姿勢を示す。それをどのタイミングで出すのか。それはよく想像力、イメージネーションと言いますが、相手の立場に立つからこそコミュニケーションができる。

コミュニケーション能力を身に付けることは、教育の場で培われるのですが、私の立場から申せば、それを学校現場で実践する際に、子どもたちの様子を見て、学校は訓練の場ですから、いろいろな場面でどのように配慮してあげて、その子たちが自立してコミュニケーションができるかということをサポートできるような教員の育成が必要ですし、その役割を大学に期待したいと私は思います。

## ■ 人とかかわっていく力と教養

佐藤 私どもが学生を送り出してまず言われることは、親や同僚とかかわれない学生がいるといったことです。そうすると、コミュニケーション力というか、人とかかわる力をどういう形で大学で育成するかが課題になります。これは実は大学以外のところで本当は形成されるべきものだと思いますが、そういうものすら今、大学に要求されています。

それからもう1つは、教養教育だろうと思います。先ほど言いましたように実践力だけが強調されていくと、教養の在り方、教養教育の在り方が非常に形骸化してしまう。大学における教養教育の在り方というものが教職の世界でも強く求められるようになってきました。

教員養成大学というのは非常にカリキュラムが過密で、例えば教員免許を取ろうと思うと3年、4年次で海外留学などとてもできません。非常に厳しいカリキュラムです。ただ、人とかかわっていくためには、ゼミやサークル、海外留学など、さまざまな社会体験というものがどうしても求められるのではないかと。そういうことを、大学としてきちんと受け止めて、そういう活動をもう一度考え直していく必要があるのではないかと思います。

結論を申し上げますと、人とかかわっていく力と教養をどのようにして育成するかが今大学に課せられているのではないかと思います。

青山 私たちは大学の当事者ということになるわけで、すべてが課題ということになっていきます。コミュニケーション力しかり、あるいはかかわれる力しかり、そして教養しかり、これは全部、大学生として学生たちに求められる力であると思います。

そこでもう一言何を付け加えるかということ、やはり「つないでいく力」になるのではないかと思います。たとえば多文化社会コーディネーターの場合では、さまざまな活動、異なった分野の人と人をつないでいく力です。それから言葉です。東外大は言葉というものを非常に重要視していますが、日本語、そしてさまざまな世界の言語、こういった言語の力を使って人と人をつないでいくことです。具体的には通訳や翻訳という形になって表れてきます。あるいは言葉を教えるという形のつなぎ方もあると思います。そういったことが、特に東京外国語大学の学生に求められる力になると思います。

**受田** ありがとうございます。次の論点ですが、これは少し抽象的で答えるのが難しいテーマになると思います。私たちのプログラムには2つの柱があります。1つ目はコミュニティー通訳、もう1つは多文化社会コーディネーター。ところがこれらは、今のところ学校教員のような資格ではないわけです。これからプログラムが体系化されていくと、社会的に認知され、評価されなければなかなか学生としてもモチベーションは保てなく、仕事の面で非常に難しい部分もあると思います。

私たち教職員も話をする機会が多いのですが、あくまでアイデアでよいのですが、どのように社会的な認知や評価を高めていくシステム、あるいは仕掛けを考えていけるのかについて、お尋ねしたいと思います。

## ■ 専門職と社会的認知の向上

**関** 今お話しいただいたコーディネーターと、いろいろな大学で行われていることについて、いわゆる新しいものですね。資格がないということは、これまで専門分化されてきたことについては、専門職なりの資格というものがあったと思いますが、今日のような状況になって、それぞれ学校で新しい分野だからこそ資格というものがないわけです。今後は社会的要請の中で、その職種や職能が認められ、実践を積んでいく中で、その要素は何か、そこに求められる資格とは何か、またその資格を持った者がどのように社会貢献していくかといったものが社会認知されていくことが1つのステップになるかと思っています。

ただ一方で、資格を取るといった場合、門戸を広げるのかということと、ハードルが高くなればなるほど門戸は狭まるわけですし、コーディネーターのようにつなげるといった身近なところで活躍できる人材を育成しようとした場合、そのハードルを上げるのかどうか。そのあたりの兼ね合いも考える必要はあると思います。

**佐藤** 先ほど問題を指摘したように、難しいと思います。ただ、私たちは今、3つの柱が必要だ言っています。1つは教育、2つ目は研究、3つ目が研修です。先ほど青山先生がリカレントとおっしゃいましたが、我々もやはり現職の方々、職業を持った人たちが何か資格を取っていただくようなことを考えなければいけないのではないかと思います。

ご存じの方がおられると思いますが、教員養成大学は文科省の肝いりで、教職大学院をつくりました。これは教員養成の修士レベル化に対応して、6年間で教員を養成しようということにも対応するものです。ただ、東京都教育委員会などからは2年間プラスして果たして、どれだけ成果があるのかといわれています。教職大学院に行っても教職に就いた学生と、大学院に行かずに教職に就いた人では何が違うのかということの評価を言われています。専門職大学院では、その教育の成果が厳しく問われてくるということです。

こうした資格と職業というのをどう連動させていくのかというのは非常に難しい問題ですが、やはり専門職と言いながら、それが職種に結び付かないようなものをつくるというのは無責任ということになりかねないので、そこは何かの形で大学、行政、企業などと連携して職種の創出についての方向性を打ち出す必要があります。

もう1つは、職業と資格という逆の発想をすることによって、リカレント教育という形で職業を持った方々の研修の場として大学院を活用することを考えるべきです。その場合には、さまざまな大学側の改革が要求される。大学や教員側の負担が重くなりますが、新しい発想で大学を位置づけていく必要があります。外大の新しい試みが大学の改革にも結びつくようなものになることを期待しています。

**青山** 資格ということは私たちも非常に頭を悩ませているところです。多文化社会コーディネー

ターという科目を開講するに当たって、インターネットの検索でコーディネーターと検索すると、トップになったのが色彩コーディネーターです。なかなか多文化社会コーディネーターというのは出てこない。つまり、こういう専門性のある資格、職種というものがまだ社会的には認知されていないという問題があります。

実は私たちが1つの突破口として考えていることは、大学で資格認定をとというのが1つのやり方ではないかということです。第1期のプログラムのときにも、全20単位を取った学生には、卒業要件というわけではないですが、プログラムを修了しましたという修了書を出すという取り組みもしてきました。毎年2名程度ですが、修了書を取る学生が出ています。

こういう形で、今後カリキュラム開発をしていく中でも、コミュニティ通訳、あるいは多文化社会コーディネーターに関しては、センターとしてある種の修了した認定を与えていきたいと思っております。ただ実際の問題として、そういう人たちが卒業した後、社会でどのような職種に就けるのかというと、これはなかなかいかんともし難いところがあるわけです。佐藤先生も非常に危惧しておられましたが、単にこういう資格を設けて卒業させるだけでは大学の無責任なやり方になるということは、まったくおっしゃる通りです。

逆に視点を変えていきますと、現在すでに社会で働いておられる方の職種を見ていくと、実はすでに多文化社会コーディネーターであったり、コミュニティ通訳であったりという活動を現にされている方がいると私たちは思っています。実際に日本の多言語・多文化化が進行していく中で、そういう役割を持たれる方は今後どんどん増えていくでしょう。そういう方たちに対して、あらためて多文化社会コーディネーターであるとか、コミュニティ通訳という形で、大学としてしっかりと認めて具現化していくことで、こういう人たちの仕事を支えていくことができるのではないかと考えています。

そういう意味では、先ほどありました社会人に対する研修、あるいは我々の言葉でリカレント教育と申しましたが、こういう形ですでに社会に出ている方にあらためて学んでいただける機会を提供したいと思えます。今はオープンカレッジですけれども、将来は例えば大学院のマスターコースといった形で専門性を高めて社会に戻って仕事に就いていただけるということもあると思えます。

それから学部生に対しては、我々もできるだけ実践の場を与えようとしています。たしかにそれだけでは学生にとって十分な専門性を持った形で卒業するというのはなかなか難しい。しかし、そういう人たちもいったん社会でさまざまな仕事に就いたうえで、あらためて本学に戻ってきて、大学院のコースで学んで自分たちの専門性を高めてもらう。そして自分たちのやってきたことが、社会のコーディネーターあるいは地域におけるコミュニティ通訳であるということを認識してもらえればと思っております。

## 受田

ありがとうございます。時間が迫ってきたので終了したいと思います。それぞれの立場からご報告いただきましたが、かなり共通点もあったと思います。私たちの目の前の困難が非常に大きく、ともすれば絶望的になってしまいましたが、東日本大震災であれだけの震災があった後、新しい若者の連帯の形や、本学においても午後に報告がありますが、翻訳や通訳という形で一挙に新しいネットワークができ、非常に有意義な貢献ができたわけです。ある種の希望もあるわけですし、私たちも復興活動の中で絶望することなく、できることを徐々にやっていく、またそれを体系化していく。来年から新しい2学部制になる本学の売りとして、社会的意義として、そういう位置付けでこのプログラムを発展させていきたいという覚悟でおります。

今回のパネルトークは第1回目ということで抽象的な話になりましたが、午後以降は、より専門性の高い、特定の分野についての発表やパネルトークがいろいろあります。夕方以降

は懇親会もあるので、土日の休みに皆さん大変だと思いますが、ぜひとも参加し楽しんでいただきたいと思います。同時に、ネットワークを深めていきたいと考えています。本当に今日はありがとうございました。(拍手)

パネル  
ディスカッション  
I

# 東日本大震災—その時、現場 で何が起こったか

## ～「多文化共生」の行方

### 趣 旨

自治体ではニューカマー外国人の定住化にともなって、90年代以降、「多文化共生」政策が実施されるようになった。「多文化共生」施策は、未曾有の災害時にどのように機能したのだろうか。東北3県で外国人支援にあたっている国際交流協会職員および外国人当事者から、被災地ではどのような取り組みが行われたのか現状と課題について報告してもらった後、「多文化共生」の観点から支援活動を捉え直すとともに、今後の「多文化防災」のあり方や「多文化共生」施策の担い手としてどのような人材が求められるのかを議論する。

#### 報告者&パネリスト ※所属・肩書はフォーラム実施時のもの

- 幕田 順子 (公益財団法人福島県国際交流協会主任主査)  
大村 昌枝 (財団法人宮城県国際交流協会参事兼企画事業課長)  
宮 順子 (公益財団法人岩手県国際交流協会主幹)  
劉 朝鋼 (仙台市在任会社員)

#### コメンテーター

- 近藤 敦 (名城大学法学部教授)

#### コーディネーター

- 杉澤 経子 (本センタープロジェクトコーディネーター)

### 登壇者プロフィール (発表順)

#### 1 幕田 順子 (まくた じゅんこ)

福島大学教育学部教育専攻科(化学)修了後、昭和60年から3年間、青年海外協力隊員としてザンビアで理数科教師として活動。帰国後、平成2年より同協会に勤務。国際理解教育をはじめとして、外国出身者の社会参画事業、及び日本語教室や市町村国際交流協会との連携事業など協会事業全般に関わる。

#### 2 大村 昌枝 (おおむら まさえ)

北海道帯広市出身。1988年より財団法人宮城県国際交流協会に勤務。現在、企画事業課長を務める。これまでに立案した主な多文化共生推進関連事業は、保健・医療・生活相談分野の「外国人支援通訳サポーター育成・紹介事業」、海外出身者対象の地域づくり担い手育成事業「みやぎ外国籍県民大学」、東北型多文化共生を支えるための「岩手・宮城・福島三県合同会議」など。

#### 3 宮 順子 (みや じゅんこ)

外資系企業に勤務後、青年海外協力隊の日本語教師としてマレーシアに2年間滞在。1991年から岩手県国際交流協会に勤務。国際理解・開発教育のセミナー企画、日本語教育事業、海外との交流事業を担当。現在は、国際交流団体との連携、ワンワールドフェスタ、多言語サポーターや震災被災者支援事業などを担当。震災支援を通じて、様々な分野とのつながりを模索中。

#### 4 劉 朝鋼 (りゅう ちょうこう)

中国四川省出身。1982年中国の大学を卒業、83年日本に国費留学。89年北海道大学大学院を修了し、工学博士学位を取得。その後、国立北見工業大学に教職約5年、中国清華大学に研究職2年を経て、96年仙台市にある建設コンサルタント会社に就職し、現在に至る。2006年から仙台市災害言語学ボランティア活動に参加。

#### 5 近藤 敦 (こんどう あつし)

名城大学教授。総務省・愛知県・可見市・名古屋市の多文化共生推進プランづくりに参加。著書に『外国人の人権と市民権』、『外国人参政権と国籍』、編著に *Citizenship in a Global World*、『外国人の法的地位と人権擁護』、*Migration and Globalization*、『移民政策へのアプローチ』、『多文化共生政策へのアプローチ』、『非正規滞在者と在留特別許可』がある。

#### 6 杉澤 経子 (すぎさわ みちこ)

企業に就職し2年間のタイ滞在を経験。1989年に武蔵野市国際交流協会に入職。プログラムコーディネーターとして、地域日本語教育、外国人相談、教員向け国際理解教育のプログラムづくりに携わる。2006年に本センターに着任。多文化社会コーディネーター研究および養成プログラムの開発に携わり、多文化社会専門人材養成講座の他、社会連携活動を担当している。

## ■ 震災後の外国人登録者数推移

杉澤 皆様こんにちは。これからパネルディスカッション I を開催します。最初に趣旨説明をさせていただきます。その後、4人の方にそれぞれ発表していただき、パネルディスカッションに移っていききたいと思います。

3月11日からはや8カ月以上が過ぎました。震災直後には外国人が大挙して帰国する空港の様子がテレビで放映され、また現地では大使館がバスをチャーターして自国民を緊急避難させていたり、入管では再入国許可を求めて1日1万人の外国人が列をなしているなど、ある意味、困難なときに日本を去っていくというような印象で外国人が受け止められるような情報が飛び交っていました。

つい最近、11月8日に法務省が外国人登録者数の推移を発表しました。詳しくは法務省のホームページをご覧くださいと思いますが、ここには、平成22年末の外国人登録者数、そして3月末の登録者数、6月末の登録者数、そして9月末が最新の情報として掲載されております。

平成22年12月末の外国人登録者数が、21年末より多少減ってきているとはいえ、213万4,000人でした。それが23年3月には210万人に減り、そして9月には208万8,000人と、およそ4万5,000人の外国人登録者数の減が見られています。国籍別の推移をみますと、基本的には外国人登録者数の多い国籍順に減少しています。中国籍の方がおよそ1万1,500人の減少、韓国・朝鮮籍の方は1万5,000人、そしてブラジルの方は5,500人の減少と、ほとんどの国籍の方たちが減少しています。全体の外国人登録者数の推移を見ると、発災直後およそ1カ月の間にほとんど帰る人は帰ったという印象を受けます。

また、都道府県別の減少推移ですが、10%を超えて外国人登録者数が減っていたのは、今日お招きしている岩手県、宮城県、福島県の3県でした。全国の総数4万5,000人に対して、被災地3県を合わせるとマイナス14.2%の減少になっており、人数ではおよそ4,800人の減少。全国の減少数の1割以上の方が被災地3県にいらしたことになります。

在留資格別で見ると、留学、技能実習、日本人の配偶者等、定住者の4つの在留資格の方たちが多く帰国をされているというデータが出ておりました。



左から 杉澤 経子、幕田 順子、大村 昌枝、宮 順子、劉 朝鋼、近藤 敦

## セッションの趣旨と流れ

こうしたデータからは、国籍別や在留資格別など客観的な情報として全体の傾向としてはつかむことはできるかもしれませんが、しかし、特に今回3県の方をお呼びした理由としては、マスコミでも報道されておりましたが、東北3県では国際結婚移住者の存在というものが特徴としてあげられます。そうした側面において現場での一つ一つの出来事の中から、データからは見えてこない今後多言語・多文化化が進む社会の中で学び取れるものが多々あるのではないかと考えたからです。

例えば、今回被災した国際結婚移住者に関する報道記事の中で、やさしい日本語の必要性というものが浮かび上がってきています。

そしてもう1つ、宮城県では2007年に全国に先駆けて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」が制定されました。岩手県、福島県でも、条例とまではいなくても、多文化共生施策としてさまざまな事業が実施されております。この多文化共生政策とは何かについては、今日コメンテーターでお招きしている近藤さんの方からご説明をいただくことになっておりますが、言語・文化の異なる人たちが地域とともに暮らす中で、多文化共生政策がどのように機能したのかもお聞きしたいと思います。ただ、実際その政策を具現化していく、具体的な事業実施につなげていく段階においては、多くの自治体で国際交流協会がその役割を担っています。今回の震災でも、国際交流協会が外国人住民に対する支援においては自治体とともに中心的な役割を果たしていたのではないかと思います。

そこで、本セッションでは、東北3県の国際交流協会の職員の方をお招きしました。幕田さん、大村さん、宮さんの3人には、各自治体の多文化共生施策の状況、そして震災における外国人住民の被災状況や支援の状況を、現場の観点からお話していただきたいと思っております。さらに、震災での活動から見えてきたことについてもご報告をいただきたいと思っています。

そして、支援する側の公的団体の方だけではなく、仙台市在住の外国人当事者として劉さんにお越しいただいております。今回の震災で感じたこと、考えたこと。また、劉さんは仙台国際交流協会の災害時言語ボランティアとして、同じく支援する側でも活動をされました。今日も午前中のパネルトークでキーワードとして、「いかに行動する人材を育てられるか」という観点が出されていましたが、自ら行動したこと。また、「多文化共生」というものをどのようにとらえていらっしゃるかについて報告をしていただきます。

4人の報告が終わりましたらパネルディスカッションに移ります。パネルディスカッションでは、多文化共生政策において、防災というものをどうとらえていったらよいのかということ論点の1つとして取り上げます。さらに、この2日間の全国フォーラムのテーマでもある、多文化共生の担い手としての人材のあり方について議論を進めていきたいと思っております。

長くなりましたけれども、趣旨説明は以上で終わります。それでは早速報告に移ります。最初に、福島県国際交流協会の幕田順子さんです。よろしくお願いいたします。(拍手)

## ■ 福島県の状況と対応

**幕田** 皆さんこんにちは。ただ今ご紹介いただきました福島県国際交流協会の幕田です。まず、今回の震災に関しまして、震災当時、そして今も全国の皆様から温かいご支援や応援の言葉をいただき、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。

3月11日14時46分、それは私の住む「福島」が片仮名の「フクシマ」に変わる契機となった日でした。今回の震災において他の地域と大きく異なる点は、原発事故とそれに伴う放射

線の被害であり、その被害が今でも続いているという状況です。原子力発電所1号～4号機が津波で電源喪失。12日には第1号機、14日には第3号機で水素爆発が発生。15日には第2号機から白煙が上がり、第4号機で火災が発生し、この間に大量の放射性物質が空気中に放出されたことは皆様もご存じのことかと思えます。

これを受けて、原発から20キロ圏内にある大熊町や富岡町をはじめいくつかの市町村が立ち入り禁止となり、全住民が避難し、そして役場も移転しました。

また同時に、沿岸部には津波が押し寄せ、甚大な被害を及ぼしました。相馬港では大きな船が流されており、

一方、福島県の外国人登録者数はどのようになっているかという点、中国籍が全体の44%、フィリピン籍が20%、そして韓国・朝鮮籍で16%ということで、全国と比較するブラジル籍が少なく、フィリピン籍が多いことが分かります。在留資格を見ますと、一般永住者が30%、日本人の配偶者等で16%、特定活動で12%となっており、一般永住者と日本人の配偶者等で約半数を占めていることが分かります。このような中で、今回起こった震災で被災地にあったのは、外国人、日本人の枠ではありません。あったのは、ただ被災者のみだったのです。

以上のことを踏まえ、本日は外国人住民に関わることを4つ話したいと思えます。なお、今回の発表では便宜上、外国人住民という言葉を使わせていただきます。まず、あの時福島で何が起こり、当協会は何をしたのか。次にそのとき外国人住民の状況はどうだったのか。そして協会自体はどうだったのか。そして最後に震災後8カ月になりますが、今当協会が取り組んでいることの以上4点です。

さて、震災当時はもちろん当協会事務所も、そして県庁自体も被災し、業務機能を失いました。そのため、当協会は建物の安全性が確認されるまで県自治会館の1室を福島県の国際課と一緒に間借りし、共同で仮設の「外国語による地震情報センター」を立ち上げました。ご覧の通り電話機も、ファクス機も、コピー機もありません。正式に当協会が従来の事務所に戻って通常業務が再開できたのは、3週間後の3月31日です。

災害時には「自助の24時間、共助の48時間、公助の72時間」と言われますが、先ほどお見せした地震情報センターの立ち上げが決まったのが、本当に78時間後の14日の午後です。すぐにホームページで開設の告知をし、実際に先ほどの場所で稼働したのは翌日の15日の朝です。

そうこうしているうちに、原発事故の影響によりアメリカをはじめとするさまざまな国が、原発半径80キロ圏内からの避難勧告を発令。各国の駐日大使館が避難用のバスを準備し、同胞の県外、国外への避難を支援いたしました。震災後にかかなりの数の外国人住民が、原発事故の危険から県外、国外へ避難したと推定されます。その当時、電話等で多かったのは、やはり原発事故に伴う避難経路に関することでした。

このような状況の中で当協会が取り組んだことは2つ、外国語による情報提供と外国人住民の状況把握でした。まず外国語による情報提供ですが、県の災害対策本部からの情報を英語、中国語に翻訳し、県の災害対策本部のホームページが協会のホームページにリンクするような形にしました。同時に、報道関係やNGO、および市町村へのファクス、メール、電話等を通じてその周知に努めました。この際、同じ建物に県の災害対策本部と国際課が一緒でしたので、県からの情報の流通は大変スムーズなものでした。その他の情報としては、外大には大変お世話になりましたが、放射線にかかわるさまざまな情報です。特にこれは多くの言語がありましたので、例えばヨルダンの夫を持つ方からは、アラビア語での情報があったとても助かったという話も聞いております。そして近隣の県国際交流協会の相談窓口の情報や多言語災害時対応シートなどの情報も載せました。

次に、外国人住民の状況把握です。まず市内で避難者数の特に多い10カ所の避難所を巡回し、外国語による地震情報センターの周知と外国人住民の状況把握を行いました。そして、徐々に避難所入所者リストが県のホームページにアップされるようになると、何千人、何万人とある避難所入所者リストから外国人らしい名前を拾いだし、その避難所に電話をし、同じように外国語による地震情報センターの周知と、外国人住民の状況把握を行いました。一方で、市町村国際交流協会や地域の日本語教室に電話連絡し、同じように周知と状況把握を行いました。日本語教室については、すでに独自に学習者の安否確認をしていたようです。

そして幸いにも、特に相談やトラブルは今のところないという回答が多かったのです。また、私どもの地震情報センターの電話も鳴りっぱなしということはありませんでした。この状況について、皆さんもあれ？と思うかもしれません。私たちもそう思いました。では、なぜ外国人住民からの相談や避難所での大きな混乱が少なかったのか。その理由は感覚的に見て3つあると思っています。1つは外国人住民の県外、国外避難。2つ目は外国人住民の点在化。最後に東北人の地域性、東北人の気質です。

まず1番目については、先ほどお話しした通りです。

2番目については、福島県は東京、神奈川、埼玉、千葉を合わせた面積を持ちます。一方、外国人登録者数は1万人弱、人口では0.6%弱です。ちょっと乱暴ですが、対面積比では1平方キロメートルの中に1人となっています。つまり、外国人住民が県内各地に点在している状況で、避難所に集団で避難している姿があまり見られず、集団で何かものを起こすというような目立った行動がなかったため、避難所での問題が顕著化しなかったのではないかと思います。

3番目については、福島県の外国人登録者の在留資格において永住者や日本人の配偶者等が多いことから、家族で被災し家族単位で避難している、または地域性として、まだまだ地域力、いわゆる近所付き合いが残っていて、外国人住民が孤立する環境が少なかったのではないかと思います。実際、震災当時、隣近所に身を寄せてもらってとても安心したという外国人住民の声も聞いております。そして、東北人の気質性です。もちろん一概には言えませんが、東北の方はあまり物事を騒ぎ立てしたり、感情を露骨に表現しないところがあります。周囲の日本の方もあまり物事に対して騒ぎ立てないし、またそういうところに長く暮らしている外国人住民の方々も、自然とそういう気質になったのではないかと思います。

そして、実はもう1つあるかと思っています。それは、当協会の相談業務窓口が通常通り機能できなかったということです。外国人住民が、いつも相談している当協会に連絡を取ろうとしても電話が通じない、電話に誰も出ない。そして、やっとながったとしても外国語で相談しにくいという状況があったということです。つまり、当協会も被災していたということです。

震災直後の事務所は足の踏み場もない状況でした。事務所が被災するというのはどういうことかと申しますと、事務所が使えない、動けるスタッフが少ない、ガソリンがなく動けないということです。この状況の中でどのようにしていったかは、次のラウンドで詳しくお話しさせていただきます。そんな中で、鍵を握ったのはスタッフです。そのことについても後ほど併せてお話しさせていただきます。

今、私たちが取り組んでいることは、3つ。外国人住民への情報伝達の多様化と、外国人住民の心のケア。そして、外国人住民とともに歩む復旧・復興への道です。従来の情報伝達手段である当協会から日本語教室へ、当協会から市町村へ、また市町村国際交流協会へばかりでなく、これからは外国人コミュニティや報道機関との連携も入れていきたいと思っています。

心のケアについては、福島にいる外国人住民は、母国に帰るといった選択もあった中で、放

射線への不安を抱きつつも、さまざまな事情で福島に残ることを選択しました。大きな不安材料である放射線についての情報を多言語で発信するばかりでなく、長期化するストレスにどう向き合っていけばよいのか。心のケアについても、やはり日本人とはまた違った特別なケアが必要かと思っています。

そして外国人住民とともに歩む復旧・復興です。外国人住民がお客さん、よそ者、支援者ではなく、私たちと一緒に復旧・復興に取り組んでいます。当協会はその活動を支援し、さらにその様子を地域社会に広報していくことが必要であると思っています。

最後に、この震災で復旧・復興に取り組んでいる外国人住民の方々を紹介させていただきます。避難所でカフェを開いているルワンダ出身の方、歌を歌って避難所の方々を慰労している韓国出身の方、避難所で炊き出しを行っているフィリピン出身の方々、被災した子どもたちと交流会をしている JET 青年、そして地域の祭りである「けんか祭り」に参加している外国人住民の方々です。

この震災で多くの人命と建物、システムなど、甚大な被害と多くのものを私たちは失いました。しかし、人と人のつながり、きずなは残りました。逆に強くなったのかもしれない。皆さんのお手元にある『がんばろう福島』は、いろいろな事情で福島に残ることを選択した外国人住民に向けて、福島での安全、安心な暮らしを支援するために、そして、いろいろな事情で福島を離れざるを得なかった外国人住民の方に、今の福島を伝えることで、福島への帰還を促進する目的で発行しております。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

杉澤 幕田さん、ありがとうございました。続きまして、宮城県国際交流協会の大村昌枝さんより、ご報告をお願いします。

## ■ 宮城県の状況と対応

大村 皆様こんにちは、ただ今ご紹介にあずかりました、宮城県国際交流協会の大村と申します。

まず、宮城県に暮らす外国人の状況です。震災直前の県全体の人口に対する外国人の比率は、0.7%に当たる1万6,000人です。0.7%ですから決して高い数字ではありません。その内訳を見ますと、日本人男性との結婚で来日した中国、韓国、フィリピンの結婚移住者が多く、35すべての自治体に点在している形になっております。福島の場合は、中国、フィリピン、韓国という順番でしたが、宮城県の場合は、中国、韓国、そしてぐんと水をあけてフィリピンといった順番になっております。

今回の地震は、建物の倒壊による被災というよりは、沿岸部の巨大津波によってたくさんの人命が失われました。これは今回の東日本大震災の大きな特徴の1つではないかと思えます。この沿岸部に中国、インドネシアから水産加工の現場で働く技能実習生、研修生がたくさんいらしていました。配偶者や技能実習生たちの特徴としては、インターネットの環境にない方が多く、情報の入手手段としては携帯電話、クチコミ、そして地域の日本語講座が挙げられます。もちろん国際結婚をされている方は家庭内での情報共有もあろうかと思えますが、まずネットの環境にないということが、今回の情報伝達の大きな壁になったことを初めにご理解いただきたいと思えます。

本県の多文化共生施策ですが、宮城県は全国に先駆けて2007年に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定していますが、これは理念条例ということもあり、この条例により各基礎自治体の多文化共生への取り組みが格段に進んだということは、残念ながらま

だ見受けられません。逆に実態の方が机上の理論よりも先行していたかもしれないというのが、今回の地震を経ての私たちの実感です。

今回の震災における外国人の犠牲者数ですが、宮城県の場合は11月25日現在、身元が確定している方が24名です。うち中国が9名、韓国6名、北朝鮮4名、フィリピン3名、アメリカ、カナダ各1名で、中国からの帰国者の方、それからオールドカマー、日本人の配偶者、技能実習生、ALT、ミッシヨナリーの方が残念ながら命を落とされており、観光客の犠牲者については、今のところ確認されておりません。

先ほど宮城県に暮らす外国人の数は1万6,000人と申し上げましたが、津波被災地である沿岸部の自治体にはどのくらい外国の方が住んでいらしたかという、5,500名程度です。5,500名の中で24名の犠牲者ということは、日本人で犠牲になられた方の数に比べると格段に少なかったと分析しています。技能実習生については、残念ながら2名の死亡が確認されていますが、事業所の方が避難誘導にかなり尽力してくださったのではないかと考えられます。

9月末現在、外国人登録者の数は2,100名の減になっております。内訳は、技能実習生、それから日本語学校の留学生が激減しています。東北大学は9割程度の留学生が戻っています。

次に、在住外国人からのニーズと支援状況です。まず、今回は建物の倒壊による被災が奇跡的に少ない地震だったので、津波被災地在住の外国人、そして津波被災地以外に在住する外国人と分けた方がよいと思います。津波被災地以外の外国人は、原発事故に対応する各国の大使館の動きが非常に早く、連日仙台市役所、宮城県庁の前には各国大使館が手配した大型バスが横付けされ、希望する外国の方たちはどんどん県外、国外に出ていかれました。宮城県からは3月中だけで約4,800名が国外に出て行かれました。

一方、私どもの事務所は、県外、海外からの安否確認の電話が殺到して大変な状態でした。電話のほかにメールもありましたが、特に中国の技能実習生送り出し機関からの問い合わせが非常に多かったです。私どもはもとより安否確認を行う機関ではありませんので、発災直後から県警と連携し、処理をして参りました。この作業は今でも続いております。先ほど外国人犠牲者数を25名と申し上げましたが、県警には、まだ身元がはっきりしていない方、行方不明の方たちの名前が50名ほど残っているそうです。

震災後の電話等の問い合わせの件数ですが、事務所の固定電話3回線のほかに2年前の新型インフルエンザ発生時に設置していた多言語相談用の6台の携帯電話をフルに活用し、日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語でおそらく3月中だけで1,000件超の相談に対応いたしました。

一方、津波の被災地に暮らす外国人に対する支援ですが、私どもは自前の車両がなかったこと、それからガソリンが入手できなかったことで発災直後は全く動けませんでした。被災地の当流協会よりも、東京のNGOの方たちがガソリンを満タンにしてどんどん入ってこられて、現場の私たちとしては本当にうらやましいとそれを眺めておりました。そして、当協会にも連日首都圏のNGOの方、それから全国のマスコミ関係者が外国人の被害状況等の確認のためにお越しになり、同じ話を何度もさせられるばかりで、私どもを車に乗せて被災地に運んでくれると申し出てくださる団体さんはまったくなく、それは非常に辛かったです。

3月20日に訪れた難民支援協会さんが初めて、僕たちが宮城県国際交流協会さんに今できることは何ですかと聞いてくださり、すぐに津波被災地、沿岸部の石巻に連れて行ってくださいと申し入れ、ようやく私たちは本当に深刻な被災地に向かうことができました。現場は、仙台の中心部にいてメディアを通して見聞するのとまったく状況が違い、出向いて初めて分かることがたくさんありました。それで何とか自前で車両を調達せねばと、さっそく翌日上司に掛け合い、それから県警にもお願いして緊急車両の申請を行いました。私たちはとても

運がよく、朝に提案して3時間後には緊急車両を確保でき被災地に出向くことができました。

その後16日間に渡って毎日沿岸部を、北は気仙沼から、南は山元町まで、避難所、役場等を巡回して回りました。平時の私たちのカウンターパートである役所の国際交流担当者の中には津波の犠牲となられた方もいらっしゃいました。どこの役所でも、ご自身も被災者でありながら行政職ということで職員のみなさんは避難所のお世話をされており、本来業務などできない状況にありました。もちろん外国人の被災状況を確認することなど、この時点では不可能でした。こうした状況下、一番力を発揮してくださったのは、地域の日本語教室の方たちです。

また、当協会では、前年に「みやぎ外国籍県民大学」という事業で、県内一円から宮城県民としてベテランの生活経験を持つ外国の方を30名ほど募って、地域の多文化共生の担い手づくりを半年間かけて実施したのですが、参加外国人の中には沿岸部に住んでいる方たちも多かったことから、被災地での私たちの活動をサポートしてくださいました。例えば南三陸町は役場など町の中心部の建築物がほとんど流されてしまい、地域の方の案内がなければ避難所を廻ることもできない状況でした。そのようなときに、その土地に住んでいる外国の方が助手席で道案内をしてくださり、外国人のいる避難所へと向かうことができたのでした。

こうした避難所の巡回等で面談した外国人は約60名でしたが、面談しているうちにこの方たちが自分の被災体験をととても話したがっていることに気が付きました。心のケアにもなるのでは、と私たちは母国語で自分の被災体験を語る場づくりを県内6カ所で行い、そこでは200名を超える外国の方々がいちいちいろいろな思いを私どもに訴えてくださいました。

外国人特有の問題としては、津波によって自分の身分を保障する外国人登録証、パスポート等が流されたということに非常な不安を抱かれていたことが挙げられます。

防災無線を聞きとり自分の身を守るためにも、日本語の習得が必要だという気づきを得たという言葉もありました。

県外からのNGOの中には、避難所等で外国の方たちが差別されているに違いないという想定で支援に入られたケースも多いかと思いますが、被災地巡回、県内各地での振り返りの会で得られた約270名分の声の中からは、幸いにもそうした声はほとんど聞かれませんでした。逆に、日本人と同じように扱ってもらいととても感謝しているという声が多く届けられています。もちろん拾いきれない声も多々あると思われたので、多言語による相談電話番号一覧を作成し、避難所や災害ボランティアセンターに掲示することで、対応を図りました。

これらの被災外国人支援事業を通して見えてきたことは、発災直後から地域の外国人の方の安否確認、そしてその後の個別の被災に応じた生活復興支援に、地域の日本語教室がセーフティーネットとしての役割、重要性を遺憾なく発揮してくれたことです。また、地域に根を張って暮らしている外国の方たち、特に配偶者の方たちが多いわけですが、この方たちが私どもの業務を現場で本当によく支えてくださいました。こういったことで、外国人県民の底力を確認することができました。

一方で、残念だと思ったこともありました。それは、県外からたくさんのご支援をいただいていたありがたかったのですが、中にはNGOやメディアの方たちにより地域の多文化共生を分断するような活動がみられたことです。特にフィリピンの方たちは、もともと教会を通して中国、韓国の方たちよりはネットワークができていたということもあり、よそから入ってこられたNGOの方たちにとっては、支援プログラムが仕掛けやすかったのか、支援の手がほとんどフィリピンの方たちに集中しました。

それから、外国人をはなから弱者と見なす支援の在り方についても、私どもは疑問を持っています。外国人ゆえのハンディがあるのであれば、そのハンディによって生まれる不利益をカバーするのが私たちの仕事であり、基本は自助努力、自立する力を持ってもらいたいと

いう理念で各種事業を実施しております。

日本人の被災者の方も同様でしょうが、あまりスポイルするような支援をしてしまうと寝たきり被災者になってしまうおそれもあるのではないかとということで、私どもはそのことを十分気を付けながらサポートするように心掛けておりました。

阪神・淡路の大地震から16年が経ちましたが、未だに公共放送の電波を使ったラジオによる多言語の初期情報が出なかったことは非常に残念だと思っています。

また、誰もが持っている携帯電話の機能を充実させ、初期の多言語災害情報が出せるようなシステム開発ができていなかったことも残念です。実は、宮城県には独自で開発していたシステムがあったのですが、3月9日の大きな地震の際、そのシステムが大暴れしてしまい、肝心なときに役に立たなかったということがありました。結果として、そのシステムは3月末をもって閉鎖されてしまいましたが、システムの問題点が改善できれば非常に有用なツールだと思われます。

近い将来必ず来ると言われていた宮城県沖地震ですので、私どもも普段から備えていたつもりではありましたが、今回の東日本大震災はまったく想定と違うことが次から次へと起きてしまいました。つまり、津波で多くの人命が奪われ、さらに原発事故による放射能汚染が引き起こされたのです。これら想定外の事象により、記載の15本ほどの外国人被災者支援事業のすべてが、局面ごとに立ち上げた事業となっております。

人員体制についても、あまり土地勘のない他県からの方たちをむやみに組織に入れるようなことは避けました。地域をよく理解している人材、それから私ども職員で何とか乗り切ろうということで今までやってきております。もちろんこういった事業を立ち上げるためには財源が必要となるわけですが、幸いなことに、この会場近くの調布市国際交流協会さんはじめいろいろなところから、120万円ほどのお見舞金、支援金をお預かりしております。こうした財源を使わせていただきながら、必要と思われる支援事業を臨機に立ち上げてきたというのが私どもの発災から今日に至る業務の実態です。

ご清聴ありがとうございました。

杉澤 ありがとうございます。続いて、岩手県国際交流協会の宮順子さん、お願いいたします。

## ■ 岩手県の状況と対応

宮 こんには、岩手県国際交流協会の宮と申します。よろしく願いいたします。

岩手県国際交流協会が福島や宮城県国際交流協会と大きく違うところは、施設を管理しているということです。盛岡駅西口にある県の複合施設いわて情報交流センター（通称アイーナ）で、県立図書館やパスポートセンター、運転免許センターなどが入っています。ここの5階に国際交流センターがあり、当協会が委託管理を受けているものです。盛岡市のマリオスという施設は、本来、避難場所に指定されていましたが、震災当日の夜に自家発電が切れてしまったため、本来は避難所ではない県の施設アイーナが急きょ避難所に指定され、避難された方々を受け入れることになりました。新幹線がストップしたことから、旅行者の方が足止めを食ってしまい、その中に外国人の方もいらっしゃるということで、そういった方々への対応も必要となりました。

アイーナの中に、このように避難者の方があふれるように入ってきてきました。刻々と変わる情報がホワイトボードで掲示され、駆けつけてくれたボランティアや外国人の方々が英語、中国語に翻訳して張り出していくという作業を行いました。

岩手県の外国人の登録者数ですが、今はもっと減っていますが、震災前は約 6,000 人で、人口約 133 万人に対して外国人の比率は約 0.44%。宮城や福島よりもずっと低く、外国人の方々は極めて少ないです。被災地の外国人数はおよそ 1,110 名ぐらいでした。一番多いのは中国、次に韓国・朝鮮籍、そしてフィリピンの方と続きます。この中で、今回の震災で残念にも命を亡くされた外国人の方は 5 名いらっしゃいました。国際結婚でいらしゃった中国の方が 2 名、アメリカの外国語指導助手の方が 1 名、韓国・朝鮮籍の方が 2 名の 5 名です。国際結婚でいらした中国の方は、1 人で家にいて地震の後に津波が来ることを想定できずに亡くなってしまったのではないかという話がありましたが、最近の情報で、いったん避難所に行ったのに、荷物を取りに戻ってしまい命を落とされたということが分かりました。

残念ながら当協会ではガソリンがなかったので、震災直後すぐに被災地に入ることができず、被災地に入ったのは 7 日目でした。陸前高田市は壊滅的な被害を受け、外国語指導助手の方もここで 1 名亡くなっています。陸前高田市の国際交流担当の方々も全員亡くなってしまい、本来であれば外国人支援をいろいろ頑張ってくださいの方々がいらっしゃらないということで、陸前高田市には当協会でも早い時期から支援に入っております。

大槌町では役場の前で対策本部を立ち上げて会議をしているときに津波がやって来て、町長自ら命を落とされました。大槌町の国際交流協会は会長さんも亡くなられ、今はまったく国際交流協会が機能していない状況ですので、こども協会再建に向けて当協会がいろいろサポートをしていきます。

3 月 28 日に宮古市の避難所に行きました。この時点ではほとんど外国人の方はいらっしゃらなかったのですが、1 人だけ中国人の方にお会いすることができました。この中国人の方は、皆さんのお手元にお配りしている『いわて国際交流』という当協会の機関誌の中でご紹介している方で、妊娠 7 カ月で被災、その後盛岡に避難し無事出産されました。来日してまだ 1 年目とのこと、私は中国語の通訳の方を同行していたにもかかわらず、この中国人の女性の方はずっと日本語だけでお話をされていました。後になってみれば、もしかしたら周りの方々に自分が中国人であるということを知られなくなかったのかもしれないし、ご家族の方を気遣われて、ご家族の方が分からない言葉で話すことに抵抗があったのかもしれない。

陸前高田市と大船渡市にはフィリピンの方が 70 名くらいいらっしゃいます。外務省でフィリピンの医療チームを派遣されるということで、前調査で集まっていただきました。先ほど大村さんの話にもありましたが、フィリピンの方に関してはネットワークができていて、誰かに声を掛けるとすぐにこういうふうに集まってくださいます。またこれも宮城と同様で、外部からの支援がフィリピンの方々だけに集中してしまっているところが課題の一つです。

こういったフィリピンの集まりを知った中国人の方々から「中国人の集まりはないのか」というお話がありました。もちろん中国人の方々にもこういった会を設けたいと思いつつも、中国人一人一人を見つけ出すのが大変でなかなか実現しません。

この時母国語でカウンセリングを受けたい人はどのくらいいるか聞いたところ、半数以上の方がカウンセリングを受けたいということだったことから、実際に 7 月の初めにフィリピンの方から医療チームが来県、10 日間から 2 週間ぐらい現地を巡回しました。

ここで当協会の初動対応のお話をしたいと思います。福島や宮城と大きく違うところは、盛岡はほとんど被災してなくて、私ども協会は翌々日の通電後すぐに業務ができる体制でした。ここは新しい建物で免震構造になっているので、船に乗っているような大きな揺れはありましたが、落下物はほとんどなく、図書館さえも、図書館の落下が 10% ぐらいということでした。

ただ、岩手は四国と同じくらいの広さですので、盛岡から被災地まで遠いところで 160 キロあります。普通でも 2 時間から 3 時間かかりますので、なかなか被災地に回ることができ

ず非常に焦ったのですが、まずできることから始めようということで、安否確認から始めました。国内外から、特に中国から電話やメールでの問い合わせがたくさんあり、そういう対応に追われました。また、毎朝新聞をチェックし、避難所の避難者リストの中で外国人の方と思われる方々のお名前をホームページに掲載しました。

多言語での情報提供では、県の「Facebook」と「Twitter」を英語、中国語で随時翻訳しました。ホームページのアクセス数が、昨年度に比べ英語に関しては6.5、中国語に関しては前年比17.4倍という数ですので、外部への情報提供としては有意義だったのではないかと思います。

被災地と連絡がとれない中、NHK盛岡放送局に掛け合い、震災直後から毎日お昼に約20分間、英語と中国語で震災情報を、3月末まで2週間ぐらい流していただきました。そのほかに、臨時の多言語情報誌をその都度発行し、私たちが巡回するときに避難所に配布しました。

こういった翻訳、通訳に関しては、県庁の国際交流員の方々、また普段からつながりのある、岩手に長く住んでいらっしゃる中国人やアメリカ人、カナダ人の方々がすぐに駆けつけてくださり、対応していただきました。そういったつながりが、今回の被災の支援には大きな力になったとあらためて実感いたします。

それ以外の問い合わせですが、盛岡にはフィリピン名誉領事館があり、パスポートの書き換え作業を年に2回ぐらいやっています。パスポートを失ったという問い合わせがたくさん来て、そういったものを特別領事館につないで対応しました。

中国に関しても、パスポートをなくした方々への対応ということで、10月に札幌の領事館の方が来て、臨時のパスポート発行作業を行っていました。

被災した外国人の様子ですが、1カ月、2カ月たつごとに状況が変わってきて、例えば避難所暮らしが長くなると、子供の夜泣きで気を使う、中国の方は家に骨つぼがあるのが非常に恐ろしくて不眠になった、また、職を失ったり、ローンの返済、一時帰国をしたいけれどもご家族がいるのですぐには帰国できない。それ以外にも、震災直後に今まで元気だったお姑さんが認知症になってしまったり、被災して急に同居することになり家族関係に変化が生じるなど、様々なことが挙げられています。

当協会で行っている支援の1つで、被災地外国人相談員の委嘱があります。これは、私たちが盛岡からしょっちゅう被災地には行けないので、宮古、釜石、大船渡、陸前高田で市の国際交流協会や日本語教師をやっている、その地域の国際交流のキーパーソンの方々を相談員に委嘱させていただき、外国人の様子を把握していただき当協会と一緒に支援を進めています。数は少ないですが、深刻な問題も上がってきて、当協会でも弁護士さんや行政書士の方につながぐこともあります。陸前高田に関しては、あれだけの被災、甚大な被害を受けていたにもかかわらず、市の担当者の方が外国人の登録者名簿を出してくださり、それに基づいて外国人の方々の支援を行っています。

ラジオを通じた情報提供が必要ということで、各地でコミュニティー災害FMが立ち上がりましたが、岩手は山が多いせいもありFMは有効でない地域もあります。それで今、暫定的に岩手放送IBCラジオにご協力をいただいて、月に1回最終の火曜日に、10分だけ多言語放送の時間をいただき8月から放送しています。放送直後に外国人の方からお問い合わせが来ることもあり、普段ネットを使っていない外国人の方々にはラジオも有効な情報提供の一つの手段と考えています。

復興に向けて、被災地の外国人の方々が盛岡さんさ踊りに参加されたり、当協会のワン・ワールド・フェスタという事業に参加することで元気になっていただいたり。被災地から盛岡に移られた外国人の方々がネットワークがつかれるようにと、フェスタの実行委員会にも入っていただいています。「ありがとうを岩手から」を今回のワン・ワールド・フェスタのテーマにして、岩手は元気にがんばっています、世界中からの支援をありがとう！というメッセー

ジを「Facebook」を通じて世界に発信していきたいと思っています。以上です。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

**杉澤** 宮さん、ありがとうございました。このお三方は、実は私の10年来の古い友人で、日常の活動についても地道な活動をなさっていると客観的に拝察しておりました。今回も、マニュアルでは対応できないような状況に対して、現場の状況を見極めつつ対応されており、本当に学ぶべきところが多いと思いました。また、大村さんからは、外国人は全て災害弱者なのかという問題提起もありました。まさに外国人イコール要援護者という固定的な枠組みでとらえてよいものなのかということが問われます。

続いて、そうした意味でまさに住民として地域に長く暮らし、いまや多文化共生の担い手として活躍されている、劉朝鋼さんからご発表いただきたいと思います。よろしく願います。

## ■ 外国人当事者の震災経験

**劉** 皆さんこんにちは。ただ今ご紹介にあずかりました劉朝鋼と申します。中国出身です。私が日本に来たのは、今から約28年前の1983年の10月です。その前に中国の大学を卒業し、それと同時に母国の外国に留学する試験に合格し、翌年日本の北海道大学に大学院生としてまいりました。それから約5年半、修士課程と博士課程を終えて、最初は日本の民間会社で研修をしたり、すぐ中国に帰るつもりでしたが、ご存じの通り天安門事件もあり、状況が大きく変わった中で、日本の大学に勤めました。

そして中国に戻り、中国の大学でも勤めて、いろいろな職場を体験し、約15年前に今の会社である、仙台市の民間の建設コンサルタント会社に落ち着きました。今は家族5人で日本に暮らしています。私の妻は北海道出身の日本人です。

次に、私が体験した今回の東日本大震災、そのとき現場で何が起こったかを中心に話をさせていただきます。3月11日午後2時46分、地震発生のとき私はたまたま仕事の現場となっている福島県南相馬市近くの山におりました。今まで経験したことのない長い、しかも強い揺れに襲われました。私は日本に長く住んで地震に慣れていたつもりですが、今回は今までとまったく違う様子で、これはただ事ではないとすぐに悟りましたが、どのようなすごいものになっていたかは想像ができませんでした。

地震が収まり周りを見渡すと、道路が盛り上がり、亀裂が走ったり、斜面も崩れ、すごい地震だとすぐに分かりました。一緒に作業をしている作業員が数名おりましたが、みんな無事でした。間もなく車のラジオから、大津波警報が伝えられましたが、当時、6メートルの津波はどういうものか、信じ難く、その恐ろしさもほとんど知りませんでした。仙台から仕事に来ている人たちも、今日仙台に帰るときは海岸ルートは避けた方がいいと、その程度の認識でした。

そして、安全確保のため余震を待ってから帰ろうということにしましたが、余震はなかなか収まりませんでした。そのうちに暗くなり、5時すぎに解散してそれぞれ自分の家に帰ることにしました。私も車で仙台を目指して帰ることにしました。もちろん海岸は津波で破壊され、まだ水も引いていないところもあり、海岸から結構離れた国道6号線にも津波が来ました。私たちの仕事現場からすぐ近く、何百メートルも離れていないところにも津波が来ました。6号線も通れないということで、山の方に大きく迂回する方法しかありませんでした。夜になり真っ暗な中で道に迷いながら、どこを走ったのか今でも分かりませんが、やっと夜

中の12時すぎに仙台の自宅にたどり着きました。自宅後ろの駐車場で車に避難している家族全員の無事が初めて確認できました。そのとき、すごい安堵感がわいてきて、その感覚は今でも鮮明に覚えています。

地震の後に、停電、断水、ガス、ガソリンもなく、店も開いていない状態で生活も大変でしたが、それ以上に原発の事故がどんどん拡大し、原発事故による放射能の不安と恐怖は地震以上に感じました。先ほどもお話があったように、各国政府が自国民に対して、国外退避や、バスをチャーターして避難させる動きが始まり、それを見て外国人社会の中でパニックになり、みんなもう逃げようという感じでした。中国政府も少し遅れてバスを手配し、主に東北地方に住んでいる中国人をいったん新潟に送り、そこからチャーター便を用意して帰国させることにしました。

当時、運行している数少ない山形行きバスがありますが、乗り場には人があふれて大混雑でした。外国の方がたくさんいて、それを仙台の市民は不思議に見ていたと思います。原発に対する初期の判断は、日本の方と外国人の間では温度差があったと思います。

私は仙台にとどまりましたが、バスに乗ろうと考えなかったわけではありません。なぜ残ったかという、1つは、自分なりに情報収集をして、原発事故はまだ最悪段階にいたっていないと判断しました。それと、こんなにたくさんの方が新潟に殺到したら、かえって身動きが取れないのではないかと考えました。

もう1つは、これが最大の理由になっていたかもしれませんが、バスに乗るときにパスポートのチェックがあり、中国籍でない人は乗れないといううわさを聞きました。私の家族5人中、中国のパスポートを持っているのは私1人だけです。家族を置いて自分だけ乗るわけにはいかないので、結局家族全員で仙台にとどまりました。それが私の地震時の体験です。

次に、私は何年か前から、仙台国際交流協会が主催している災害時言語ボランティアに参加しております。その趣旨は、災害のときに困っている外国人を支援する活動をおこなうことです。あまり役立つ場面がないのではないかと感じていましたが、今回の地震の後に国際センターの外国人支援活動に参加し、いろいろな外国からの電話問い合わせの対応や、避難所を巡回して、そこに避難している外国の方に話を聞いたり、困っている方に支援物資を届けたり、相談に乗ったりということで、多少役に立ったのではないかと今思います。地震を望んでいるわけではありませんが、こういうときに参加できたことは非常によかったですと思います。今後も日本に暮らしている外国人の1人として、今までたくさんの方の方にお世話になり、助けてもらった恩返しの意味で、何か役に立てることを続けていきたいと考えています。以上です。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

**杉澤** 劉さん、ありがとうございました。それではここから、4人の報告を受けてディスカッションに入っていきたいと思います。

初めに近藤さんから、日本における多文化共生政策の動向を簡単にご紹介いただいた上で、多文化共生の社会づくりという観点から、今の4人のご報告を踏まえて、今回の震災に関してコメントをいただければと思います。

## ■ 自治体の多文化共生政策における防災の捉え方

**近藤** 東海大地震が起きる、起きると言われてまだ起きていない名古屋から来ております。

まず、阪神・淡路大震災から10年ぐらいて、多文化共生推進プランというものを自治体がつくる動きがあり、総務省が全国の自治体に通知を出しました。今回の震災でいろいろ

なことが変わる可能性はありますが、今のところそれほど大きくは変わっていません。10年ぐらいかけてまたいろいろなものが変わっていくことも見据えて、今やるべきことの課題はどういうものかということ、少なくとも防災に関して考えていければと思っています。

大村さんの報告にありましたように、外国人だけを支援することへの批判があります。逆に、募金を出している人が難民を支援している場合、そのお金が難民の人に使われているのではなく、いろいろな人に使われていることへの不満もあるようです。多様な方が多様な形で不満を持っています。また、外国人の方だけが避難所にいるときに、その人たちだけの特別な支援をしようとする、それはおかしいのではないかとありますが、基本的な考え方は、災害時の要援護者、要するに支援が必要な人というのは、高齢者や障害者、乳幼児等々と並んで、外国人もそうだとすることを、総務省、消防庁との研究会のガイドラインは指摘していることを押さえておく必要があります。

従って、各地域の防災計画などでもだいたいそういうことは踏まえています。ただそのときに、お隣にいる劉さんのように、実は外国人の方が支援者になる可能性も十分あります。両方の要素を持っていますが、日本語のコミュニケーション能力の点で十分でない場合に、要援護者（支援が必要な人という意味ですが）としてまずは外国人住民を位置付ける必要はあるのだと思います。

しかしそのときに、幕田さんの報告にあったように、外国人の状況把握をどうするかというのは、情報提供と並んで大事な課題です。外国人の方の安否情報のシステムが実はあまりできていません。高齢者の方や障害のある方の場合には、あらかじめ名簿リストを担当部局が集める作業をしています。ただ、これは個人情報がありますので、どうやって集めるかというのはいろいろなやり方があり、本人が申し出る手続きを踏んだり、いろいろな方式があります。しかし、外国人の方の居住実態、援護が必要かどうかというリストをあらかじめ作る動きは、まだ自治体にはありません。ただ、その可能性は少しあることは後でお話しいたします。

いずれにしろ、多文化共生推進プランを2006年に総務省が出したときに、防災については翌年また同様の研究会をほぼ同じメンバーに防災のプロの方たちがたくさん加わってつくっております。そういう中で、一般的な防災の専門家の方たちが入るメインストリームの研究会の中に、実は多文化共生に詳しい人は誰も入っていません。逆に多文化共生の会議の中に、防災に詳しい人が入ってもらうというのが現状です。将来的には、一般のメインストリームの議論に、多文化共生の専門知識を持った人がかかわることが今後必要だと思います。

一般的な災害時の要援護者避難支援プランというものが各地でつくられ、総務省の研究会でも、地域の防災計画でそういうものを具体化しなさいという中で、例えば今回震災のあった石巻市の災害時要援護者避難支援プランをネット上で見たりすることができますが、安否確認などの要援護者名簿の対象はもっぱら高齢者と障害者に限られています。要するに、この種のマニュアル作りのときに、外国人の方をどうするかというアイデアを出す人があまりコミットしてないということです。

もう1つは、JIAMの方も来ているかもしれませんが、多文化共生研修という形で消防職員に対しての研修というのは、この分野はかなり進んでいて、消防職員の方に多文化共生に関する知識を持ってもらおうという取り組みは数年前から始まっています。

ただ、外国人の方が支援者になるときに、言語ボランティアというのはいろいろなところで整備されつつありますが、支援者となる上での障壁の問題があって、消防団員や消防職員になってもらえるような人がいたらなってもらえばいいのですが、国籍要件があつてだめなところがほとんどです。ただ、阪神・淡路大震災の後に関西の方ではかなり変わってきて、堺市などは国籍要件がありません。

福島県でも、伊達市では「市政だより」(2011年2月号)で大きな写真入りのものがネット上に出ていますが、外国人の方の消防団員がいて、ここでは公権力の行使とかに関係なく、同じような消防活動をするということで加わっています。

ただ、一般的に消防庁はどのような説明をしているかという点、基本的には公権力の行使にかかわらないような形での対応を勧めてくださいという方針です。あえていけないとは言っていないですが、やはり公権力の行使という、伝統的な当然の法理といわれているものの線でやってくださいということです。機能的消防活動というものがあり、例えば防災訓練などの説明には外国人の方も積極的に加わりつつ、消防などで何らかの形で土地の利用を制限するとか、公権力を行使するような場面はやらないようにするというやり方もありますし、伊達市のように制限を設けないところもあります。

消防団員というのも非常勤の特別職の公務員で、消防職の正規の職員の場合はもう少しハードルが高いかもしれませんが、先ほど言ったようにいくつかの自治体はすでに国籍要件を撤廃する状況にあります。従って、こういうものを見直していき、できるだけ外国人の方が積極的に消防訓練に参加することを呼び掛けてもなかなか進まないと言っているのではなく、むしろそういうことを呼び掛けて、説明する重要な担い手をつくっていくことが今後の10年の間に必要だろうと思います。やろうと思えばできると思いますが、残念ながら私が今名古屋市のプランを策定する会議で提案しても、なかなか取り組む動きがありません。よその政令指定都市がやらないと、という感じで横にらみをしています。行政というのはそういうところがあって、先ほど言ったように10年ぐらいかかるのかもしれませんが、それには国を動かさなければならぬのかもしれませんが。むしろ多文化共生を言っている総務省自体が、国籍による消防職の制限をいまだに設けるようなコメントをすることを見直せば変わってくると思います。

次に、災害時要援護者としての内実というのはどういうものか考えてみましょう。宮さんの報告で、国際交流センターが外国人避難所に指定されていないのに外国人が集まってきたという話がありました。岐阜県の可児市の例を紹介しますと、まず、外国人の方に防災対応の登録を入居してきたときに促しています。いろいろな情報をメールを通じて発信するシステムをつくろうとしています。残念ながら登録をしている人は5%しかいません。ただ、今回の震災を経て少し登録者が増えています。案内がうまく伝われば、登録システムに入ろうという状況ではありますので、こういうことも1つの方法です。

もう1つは、2次避難所として多文化共生センターを活用する方法です。多文化共生センターの建物を使っている国際交流協会がありますが、そこに災害時多言語支援センターを置くことは重要です。1次避難所にいる外国人の方たちが、2次避難所として多文化共生センターに行くための防災計画を今作っています。ラジオを使って防災の外国語放送をしたり、情報提供をしたり、被災相談をすることも当然必要でしょうが、場合によっては2次避難所ということも検討課題だろうと思います。

先ほどランチタイムのときに似たような話がありましたが、やはりいろいろな状況で難しい問題があります。外国人だけの避難所は問題だとか、いろいろな問題があります。名古屋市の場合では、国際交流協会が指定管理者としてやっているときに、部屋を貸し出すところでの収益で職員の雇用が成り立っているそうです。そういう形で2次避難所として部屋を押さえてしまうと、1年前から予約が入っている中で、そういうものをどうやってつくるかというのはなかなか難しいものがありますが、どういうやり方が一番いいのか今後、地域の状況に合わせた形で考えていくことが必要だろうと思います。

実は、安否情報については、来年7月から在留管理の制度が変わります。日本人と同じように住民登録をするようになります。在留カードを持ち、居住だけではなく、就労実態を把

握ることが強化されます。そうすると、やろうと思えば安否確認が必要な人の情報をすぐ行政が集めることはできます。今度災害が起きたら、たぶんこうしたシステムを使うのだろうと思います。ただ、あらかじめこうした情報を消防署などに持たせるのは、個人情報との関係でいろいろな配慮がいるでしょうから、先ほど言った防災メールのようなことを考えるのが1つだと思います。今後、在留管理制度が変わっていく中で災害時の支援のあり方をどうするのかも話し合っていく課題だと思います。

**杉澤** ありがとうございます。防災という観点でさまざまお話いただきましたが、外国人を要援護者ととらえる一方で、支援者としてどのように地域に参画してもらえるかという議論も必要だと思います。担い手として参画していく中で、言語ボランティアだけではなく、例えば消防団員やさまざまな形があるのではないかというご提案もありました。

このあたりを踏まえて幕田さんから順に、今回の震災の中で、例えば言語ボランティア以外で外国人住民の担い手たる役割が見えてきたのかどうか。また、先ほどのお話の中で語られなかった外国人からのニーズというものがあつたのか、なかつたのか。そうしたニーズに対応できたのか、できなかったのか。今度は失敗談なども含めてご紹介いただきたいと思います。

## ■ 震災の現場から見えてきたもの

**幕田** まずニーズ把握の話ですが、福島県は広域で、当協会が全県を回って状況を把握するというには限界があります。さらに、震災後、一時期ガソリンの流通がストップしました。再開されたのはだいたい2週間後です。また、大きな余震が続いている中、津波や原発事故による2次被害の心配もありました。このような中、震災当時、当協会ができたことは、市内の緊急避難所を巡回したり、市町村協会や日本語教室などへ電話をして、外国人被災者の状況を聞くということでした。だからこそ、私どもは、日頃より地域の日本語教室や市町村の国際交流協会との連携を深めていくために様々なことをしてきました。

外国人住民はそれぞれのコミュニティを活用し、メールや「Facebook」などを使って、情報を収集していたようです。同国人同士の、または同言語同士のクチコミでネットワークを広げて情報を伝達していったことは聞いています。そういう人たちともこれからは担い手のひとつとして当協会と連携できればと思っています。

これからは、様々な地域の担い手をいかに発掘し、活動を支援し、当協会と連携していくかが重要だと思います。

**大村** 今、幕田さんから現場に出ていくことの危険性を組織として判断されたという話がありましたが、私たちはNGOの車に乗せられて石巻に出ていったのが3月20日、決して早い時期ではなかったのですが、行って初めて分かることがたくさんありました。石巻で私たちは初めて韓国人の犠牲者のお名前を見つけて在仙台の総領事館にお伝えできました。福島、岩手に比べて宮城県は狭いということも私たちの動きをよくした理由の1つになろうかと思っています。とはいっても、気仙沼などは仙台から片道2時間半かかります。また発災直後で悪路でしたが、幸い若手の男性職員が2人おりましたので、3人ぐらいのチームを組んで順番に回ることができました。もしかすると、職員に対する危機管理意識は福島や岩手よりも低かつたのかもしれない。

また、実は5月に私どもの専務理事兼事務局長が急逝しています。司令塔といわれる事務局長を亡くしてしまっている中で、最前線の私たち職員が自ら判断して動かなければならな

かったという事情もあるかと思います。私どもの実感では、やはり現場に行かなければ情報は何も得られなかった。今回の地震はかなり特殊なもので、被災地にお越しになった方はお分かりになるかもしれませんが、仙台市中心部は本当にここが被災地なのかというくらい何ら被災していません。が、海の方に行くと全く様相が変わってきます。その地域こそがまさに今回の震災の被災地でしたので、やはりそこに行って情報を集めることは、重要なことでした。原発から遠かったのも、そういったこともできたのかと思いますが。

また、外国の方たちの力ですが、もちろんネイティブという言葉の力もありますが、例えば中国の方からの相談で、日本人のスタッフが一生懸命言葉を尽くして中国語で説明しても、特に原発に関してはなかなか理解していただけませんでした。それは日本政府の発表に対しての不信感があったからだと思います。それを見ていた私は、中国人のボランティアさんに電話を代わらせ、彼女に同じことを説明してもらい納得してもらえたということがありましたので、単に言葉の問題だけではなく、同胞からの説得という力も今回すごく思い知らされました。

宮 先ほど岩手県国際交流協会が外国人の避難場所になったというお話をしましたが、当協会では3つあったと思っています。1つは、外国人避難場所としての対応。2つ目は、実際に現場に行って外国人の方々を支援すること。3つ目は、外部に向けた情報発信です。

2つ目の実際に被災地に行って支援することはガソリンがなくてすぐに対応できなかったのですが、前の日に公用車にガソリンを入れていなかったことが今回の大きな反省点で、これからはいつでも出動できるようにガソリンは満タンにしておくことを決まりにしています。

そういう中で、例えば青年海外協力隊OBの方々は機動力よく、ガソリンをうまく準備して、いち早く被災地に入っていました。地元のそういう団体との連携、ネットワークもこれからは考えていきたいと思っています。

また、今、大村さんからお話があったように、こちらの方でも中国の方からたくさんお電話をいただきました。やはり向こうの方もすごく動揺していらっしゃるのも、こちらで説明してもなかなか納得されないことがあり、怒鳴られたりもしました。やはりそういうときには、中国人の方が説明することは非常に大切だと実感しました。そういうことを次のことにつないでいきたいと考えています。

劉 災害時になぜ外国人を特別に支援しているかという話が出ましたが、外国人だから災害時の要援護者とは限らないと私は思います。自分は外国人として、あまり特別な扱いをしてほしくないという気持ちがあります。しかし一方で、日本に来た当時のことを思い出すと、左も右も分からない、言葉も不自由で習慣もよく分からない。そのときにもしこのような大震災にあったら、私も非常に不安になって心細くなると思います。そういう意味で言葉も不自由な外国人に対しては、若干の支援は必要だと思います。

外国人でもいろいろな人がいます。長く住んでいる人もいるし、日本のことをよく知っている外国人もいます。そういう意味で一言であまり外国人を語ってはいけないと思います。また、先ほど初めて聞いた話ですが、日本国籍ではないと消防団員になれないということで、日本はまだまだ改善してほしい面もあると思います。

今回の災害時の活動経験から、外国人に対して事情を説明する場合、言葉だけではなく、いろいろな心理的な面もあることが分かりました。例えば原発事故について日本人が大丈夫と言ってもどうかなと思われることも、同じことを外国人ボランティアから聞くと、多少安心できるということも確かにありました。

## ■「多文化防災」と多文化共生政策の担い手に求められる専門性

**杉澤** ありがとうございます。外国人をどうとらえるかということですが、日本の法律でいくと、外国人というのは日本国籍を持たない者という定義です。災害時における要援護者としての外国人は、日本社会が多言語・多文化化している状況の中では、国籍だけではとらえられないのではないかと思います。その点について、近藤さん、一言コメントをいただけますか。

**近藤** 中国帰国者の中には日本国籍で日本語が不自由な方も当然いらっしゃいます。何らかの形でコミュニケーション能力や日本語など限定を付した形で、外国に出自のある方が要援護者だとまずは位置付けるのだと思います。

**杉澤** 外国人を国籍だけで括ってしまうと、いろいろなところで本当に援護が必要な人たちが漏れてしまう可能性があるかもしれません。そこはやはり私たちも注意をしていくところだと思います。

それでは続いて、「多文化防災」という観点で、今回の震災から学んだことをお話しいただきたいと思います。それから、この3つの国際交流協会の職員の方々は、多言語・多文化の現場で長く活躍されており、相当の知見、いわゆる実践知というか、経験の中で積み上げられた暗黙知をフル回転、総動員させて対応されたのではないかと推察します。

そこで、お三方にはぜひそこを整理、省察いただいて、皆さんが培われてきた専門性についてどのようにお感じになっているかお聞きしたいと思います。日本社会が多言語・多文化化していく中で、特に予測できないことへの対応は、まさに災害時だけではなく、さまざまな場面で求められることと思います。マニュアルで対応できない問題に即応するにはどのような専門性が必要とされるのか。

劉さんには、国際交流協会で活動をされていて、多文化共生の担い手にはどのような専門性が必要かという点でコメントをいただきたいと思います。

**幕田** 多文化防災ということでは、2つほどあると思っています。1つは私たち日本人側は、地域に外国出身の人がいるということ、その人たちは言葉が分からないかもしれない、日本の文化とは違う文化を持っているかもしれないということ認識しておくことが大切だと思います。

一方、外国人の方々に対しては、自助力、共有力の認識を高めることが重要と思います。自分の身は自分で守るため、日頃から同じ国のお友達なり、地域の隣近所なり、人との付き合いを考えておくことが必要ではないかと思います。実際に今回の震災を機に中国、フィリピンの方々がネットワークをつくりたいという相談が来ています。ただ、外国人の方々の集まりも、ぜひとも常に地域の人とのかかわりを持ちながらの活動であってほしいと思っています。

それから専門性の話ですが、専門性と言っていいかわかりませんが、今回当協会が被災したことで、いろいろなことがないない尽くしでした。メールが使えない、じゃあどうするといったときに、私たちは、付き合いのある担い手に電話をして、こういうことをメールしてほしいと頼みました。電話が使えない。このときに、私たちは個人の携帯を使って電話をしました。パソコンがなくてホームページを更新できない。スタッフの1人が自前のデータ通信ができるパソコンを持ち込んで、そこからホームページを更新しました。外国出身のスタッフが母国に一時避難して、通訳・翻訳、相談対応ができない。どうしたかという、近隣の県国際交流協会の相談窓口を当協会ホームページで広報しました。そして、登録している市内のサポーターに電話をかけて協力してもらいました。要するに、「何々がないからできない」

で前に進むことを停めてしまうのではなく、「今の状況で何ができるか」を考えて前に進む力、発想力というか、柔軟性というか、マニュアルではない、スタッフの力量がものを言いました。

そして、もう1つ大きな力となったのはネットワークです。やはり誰もが被災していますから、こんなときでも「協会のホームページにいろいろな情報をアップしているから、その情報があることを外国の人に伝えて、必要なものはダウンロードして外国の人に配布して」という頼める関係性が役に立ちました。日頃から顔の見える関係のあった方々、それは日本語教室の人だったり、NGOの人だったり、市町村国際交流協会の人だったり、個人的なコミュニティの人だったりにお願いしました。そういうところがとても役に立ったと思います。よりよい信頼関係は一朝一夕につくれるものではありません。日頃からの付き合いがとても大切だと思います。震災で電気やメールなどいわゆる現代文明のものが全部使えなくなりました。でも人と人とのつながりはなくなりません。

では、なぜそういうことがあの非常時にできたか、なぜそういう発想ができたかというと、スタッフの日頃の経験の積み重ねだったと思います。マニュアル本を読んだからといってできるものではありません。そして、最も大切なのはその経験したことを、いかに問題意識を持って学習に繋げていたか。ただ経験しただけでは体験で終わってしまいます。常日頃から様々なことについて、問題意識を持って接し、体験に終わらせないということが必要だと思いました。

**大村** 今の幕田さんのお話がほぼ全部当てはまりそうですが、今日私から出させていただいたレジュメには、「平時の活動に支えられた」と表題を付けさせていただきましたが、まさに普段からの努力がいざというときに役に立ったと思います。

私どもの職員は本当に少なく、6人の日本人スタッフのうち3人が正規職員で、3人が嘱託職員です。このたった6人でローテーションを組みながら、津波の現場に向かう者、事務所を守る者とに分かれて作業を続けていました。言葉の問題については言わずもがなですが、やはり県域全体とどうかかわってきたかという普段の力です。特に日本語教室、普段外国の方とフェース・トゥ・フェースで付き合っている日本語教室が本当に大きな力になってくれました。残念ながら市町村の国際交流協会についてはあまり機能していませんでした。

私どもには相談員という形でいろいろな国の方がいますが、びっくりしたのは、彼女たちがいざとなったら大使館とホットラインでつながっていたということです。いろいろなデマが飛び交ったのですが、彼女たちが直接大使館から正しい、最新の情報を得てくれましたので、これは非常に役に立ちました。

こうして普段からの力を磨くということと、それから今回本当に助けられたのは、携帯電話を5機も保有していたことです。この2年間に5台が一度に稼働することなどなかった携帯電話でしたが、すぐに被災地での活動を可能にしてくれたのは、このツールでした。そのようなことを組み合わせながら、日ごろ蓄積していたものを今回使ったというのが実際です。そのために何かを準備していたということはほとんどなく、手当たり次第、局面、局面で考えた動きが今に至る私どもの、外国人被災者支援事業のすべてです。

**宮** 多文化防災について、岩手県は外国人の比率が0.4%程度ですので、今回市町村で何か動くということはないと思っていますが、今回被災した外国人の方が涙ながらに、これからやってくる外国人が災害の犠牲にならないように、外国人登録する時点でオリエンテーションをしてほしいという意見を出していました。それが私たちができる、今考えられる唯一のことだと思います。今まで国際交流というキーワードでは、市町村の協会とはつながっていましたが、市町村とはあまりつながっていなかったので、市町村の外国人登録の窓口とつながりたいと思っています。

外国人の方々に関して、親戚の方々がいらっしゃるわけではないので、外国人一人一人が

誰とつながるかというのがすごく大きなポイントではないかと思います。外国人の方々が地域とつながるような仕掛けを協会の方でも取り組みたいと思いますし、外国人の方々も積極的に外の方々とつながることを心掛けていただきたいと思います。

協会職員の専門性ですが、例えば当協会がホームページで「Facebook」と「ツイッター」を連動させ多言語で情報を流すことができたのは、IT 関係に強い職員がいたからできたことです。また、今回は外国人の多文化だけではなく、盛岡と被災地域との多文化をものすごく感じました。野田村には外国人は 19 人しかいないのですが、その中でフィリピン 7 名全員が被災されたということで、野田村に行きました。そこではフィリピン人同士がほとんど交流がないなど驚くことがいろいろありましたが、それぞれに背景があり、私は今まで盛岡の感覚だけで多文化共生を考えていたと思いました。そういった意味では、学生の方々も地域に行って地域の文化を実際の現場で学ぶことも必要ではないかと感じました。

こういう話をしていると、必ず欠かせないキーワードが、つながり。どんな話をしても、やはりつながりだよねという話になっています。このつながりをどれだけ持てるかということが、ある意味協会職員の専門性にかかわってくるのではないかと考えます。

**劉** 多文化共生という話について、外国人支援の専門の立場ではなく、一外国人として何ができるかということを考えてみます。皆さんがお話したように、普段のつながりが大事だと思います。日本に暮らしている以上、日本の社会に積極的に溶け込んでいくのは当たり前だと思っています。

中国にも、「郷に入れば郷に従え」という日本と同じようなことわざがあります。普段地域の中でつながりを持つことは、いざ災害になったときにとても役に立つと思います。例えば自分が住んでいる地域の避難所はどこにあるか。避難経路はどうなっているか、どこにどのような助けを求めるかということは、外国人で地域に溶け込んでいなければよく分かりません。防災訓練に一度でも参加すればそういうことはだいたい分かってくるので、災害のときに非常に役に立つと思います。

仙台国際交流協会とかかわって、外国人を交えて総合防災訓練を毎年おこなっています。私も参加したことがあります。そこでいろいろな防災知識を学び、いろいろな訓練をします。例えば、私はそこで災害用伝言ダイヤルの使い方を覚え、今回の震災時に利用しました。外国人同士のつながりももちろん大事ですけれども、やはり日本の社会とのつながりを積極的に持つことが非常に重要だと私は思います。

**杉澤** ありがとうございます。今回お見えいただいた 4 人の報告者は、何らかの形で国際交流協会にかかわっていらっしゃるということから、自治体が設置した国際交流協会は、まさに多文化共生政策の担い手としてこの震災においても機能したといえるのではないかと思います。

今日は、多文化共生政策、多文化防災、そして国際交流協会職員の専門性というところに焦点を当てて話を進めてきました。

最後に近藤さんから、多文化共生施策の担い手となり得る組織、人というのはどうあったらよいのかという点でコメントをいただければと思います。

## ■ 今後に向けて

**近藤** 「郷に入れば郷に従え」という教えですが、多文化共生社会ではそれを言わないということです。従う部分もあるでしょうが、日本社会もそれに合わせて変わっていくということで、従いなさいということだけを言うのではないということです。

もう1つ忘れずに言うておきますと、宮さんがおっしゃった転入時にオリエンテーションをするというのは、来年の7月から、外国人登録という別の窓口がなくなり、住民登録で外国住民の方も一緒にするので、特に行政の方が気を付けなければ、オリエンテーションが非常ににくい構造になります。しかし、非常に重要なことですので、この点どう対処するかということをご各自自治体でご検討ください。

もう1つ、大村さんがおっしゃった日本語教室がセーフティーネットということで、実は多文化共生 NGO をリストアップしていくと、最初はやはり日本語教室なのです。これが外国人相談の機能を持ったり、いろいろなものに発展していくのですが、その日本語教室の中で防災の授業をやっているところもあります。ただ、防災関連用語をどう日本語で言うかということだけではなく、地域のスーパーなどを自分たちで書きながらハザードマップを手作りする。そういうことを一緒にしながら、どこに避難するかというような実践的な教育をぜひ日本語教室に携わっている方は今後行ってください。

国際交流協会の在り方ですが、実は福島県と宮城県のホームページを見ますと、寄付行為という古い名称の会則の下に国際交流協会の目的の中に、多文化共生が入っていません。岩手県のは、国際交流・協力・多文化共生と3つ並んでいます。福島県の方は、第4期の運営基本計画を見ると新しい定款を作っていて、そこでは「多文化を目的に」という表現がありますので、定款を変えているのではないかと思います。おそらく各地の国際交流協会の方は、自分たちの寄付行為や定款を見直してみてください。

かなりのところは多文化共生が定款などに入っていると思います。例えば愛知県の国際交流協会では、国際交流・協力が1つの枠組みで、多文化共生が1つの枠組みのように半々の書き方です。実際に事業の内容を見ると、ここに出ていらっしゃる3つの県の国際交流協会も、やっている内容は多文化共生的なものが多いようです。国際交流と多文化共生というのは重なる部分もありますので、人によってどっちのものだと分かれるかもしれませんが、例えば愛知県の国際交流協会では、交流担当と共生担当は同じ数です。相談員まで入れると、多文化共生の方が人的にも多いようです。今後10年ぐらいの間にこうした状況に各地で変わっていく変化が起きるのだろうと思います。

聖書の教えで、新しいぶどう酒を古い革袋に入れるなどというものがあります。ひょっとしたら多文化共生を国際交流の枠組みに入れておくことが両者をだめにしてしまう可能性もあるかもしれませんが、先ほどの3つの国際交流協会の活動を見ていると、両者を生かす実例が今のところ一般的に見えていると思います。ただ、国際交流協会というところは庇を貸して母屋を取られるように、実際には多文化共生の方が比重を増していくことは今後予想されることで、もうすでに増しているところが目立ってきていると思います。

そういう意味で、そういうシフトに合わせたように定款を変える必要があります。私が少し前に聞いたところでは、多文化共生が目的に入っていないから、自分はやりたいけれどもお金を使えないという国際交流協会もあるそうですので、ぜひそれを見直してください。

また、指定管理者制度の評価項目の問題もあります。多文化共生的な評価項目にウエートを置いた評価項目を本来作るべきだと思います。こうした評価項目設定がうまくいっていると問題ないのですが、それがうまくいっていないと経費削減だけで判定されるという変なことが起きてしまうのだろうと思います。

もう1つは、多文化共生の理念です。先ほど大村さんが条例を作ったという話でしたが、実はその後推進計画もできていますが、宮城県の計画の中には対等な関係ということが入っていません。岩手県と福島県のプランも同様です。総務省が書いている理念には3つのポイントがあって、多文化を認めること、共生、もう1つは平等が入っています。ところが平等の観点がいくつかの自治体の推進プランでは落ちています。従って、先ほど私が言った

ように、国籍要件を見直す発想が少ないようです。そういう発想を持って作ってもなかなか動かないのが現状ですので、せめてこういうものを入れておけば例えば5年ごとに見直すときに、多文化共生の理念に照らしてこれはおかしいということが言えるわけですから、ぜひ平等な社会参加という理念に照らして多文化共生の推進が進んでいるかどうかということも考えてください。

もう1つですが、実は多文化共生推進プランを作りますと、自治基本条例や男女共同参画プランと同様、これらの3つに過剰に反応して反対のパブリックコメントをネット上で呼び掛ける人たちがいます。多文化共生推進条例がいつどこでパブリックコメントをやりますという予告をネット上に流して、ぜひ反対しましょうと呼びかける運動があります。コピー・アンド・ペーストで類似の文章を張り付けています。外国人参政権がプランの内容に入っていない場合でも、これに反対だというコメントが付くわけです。地元の住民ではなく、全国から来ます。従って、そういうパブリックコメントを見たときに、自治体の担当者は反対意見がたくさん来ていると驚くだけでなく、冷静に受け止めてください。住所や自治体との関係などを書く欄を設けるなどして、どこの地域から来ているコメントであるのかについても整理して下さい。多文化共生ということに対してそれほど数は多くないですが、どうもこれは嫌だと、ぜひ反対しなければいけないという人が非常に熱心にネット上呼び掛けているのも現状です。

もう1つ、日本の多文化共生の対象が狭い問題があります。実はあまり国籍に関係なく、民族等の違いに関して多くの国では多文化というわけですが、日本の場合は国籍の違いが中心になっています。さらには、内閣府が日系定住外国人という言い方をしていますが、日系人の集中する自治体などでは、どうもこの人たちが主たる施策の対象だということで、特別永住者の人たちを外国人市民としてのアンケートから除く傾向もみられるようになっていきます。本来は、特別永住者にしろ、国際結婚で生まれた子供にしろ、日本国籍を持っている多文化の人たちも当然射程に置くべきものであります。そういう意味では、理念についてきちんと考える必要があるだろうと思います。

最後に、午前中の議論にありましたが、多文化共生に関する人材を育成したいというときに、その専門性を高める上でこのような集まりも非常に大事です。それを学部で持っているところは日本ではありません。学会として移民政策学会ができて、入管政策や多文化共生政策について議論する場はあります。従って、そのような学会もありますので、関心のある方はそういうところに行って、いろいろなところを吸収しながら、やがていずれかの時代に多文化共生を専門として研究をする人材が育ってくるでしょう。『多文化共生政策へのアプローチ』(明石書店)という本も、このような人材育成のための教科書としてつくっています。また、国際交流協会などいろいろなところが働く場ではあるわけですから、そういうところを担える人材をいかに養成するかということについて、今後も本日のフォーラムのような機会を有効に利用していけたらと思っています。

**杉澤** ありがとうございます。そろそろ時間ですけれども、最後に言い残したことがあれば一言ずつお願いします。

**幕田** 当協会は公益財団法人化の移行に伴い、新しく定款を定めました。その中では、実は「多文化共生社会」という言葉をあえて使わず、「多文化を持つ県民がともに生きる活力ある地域」という表現をしています。なぜかというと、名前より実を取ったというか、福島の場合、多文化共生という言葉は、まだまだいわゆる業界用語で、一般の人には馴染みにくいため、同じ意味を持つ馴染のある表現にしたということであり、内容的には変わりません。

最後に、今回の震災を機に、外国の方々と一緒になって復旧・復興をしていくんだという共通の目標を持ってました。その共通の目標に向かってこれからも事業を進めていけたらと思っています。

**大村** 先ほど近藤先生のお話で、宮城県のプランの中に「対等な」という言葉が入っていないということでしたが、条例には入っています。プランは条例に基づいてのプランなので、そこはご理解いただきたいと思います。

それから、私どもの協会の寄付行為ですけれども、今まさに公益財団法人移行の手続きの中で、そのあたりは活動実態に併せて反映させてゆきますので、併せて皆様ご理解いただきたいと思います。

**宮** 今回の震災で、今までなじみがなかったところをいろいろ回っている中で、あえて多文化共生という言葉をもっと使わなくても、ずいぶん地域になじんでいると肌で感じました。そういうことをいろいろ考えながら進めていきたいと思っています。

**劉** 多文化共生では「郷に入れば郷に従え」を言わない、と近藤先生のご指摘がありました。私が言いたいのは外国人として日本の文化を尊重したいということです。それと同時に、日本の方も外国の文化を認め、対等の立場という意味で、それが多文化共生だと私は理解しています。

今まで、ボランティアとして活動してきましたが、これからもそういう活動を続けて、多文化共生の役に立つことをしていきたいと思っています。

**近藤** 英語で「Migrant Integration Policy Index（移民統合政策指数）」という調査研究があります。欧米と日本を含む33カ国を7つの分野で比較しています。国際的にみて日本の課題が何かわかります。差別禁止法がないということが非常に低い評価を受け、教育も非常に低いのが日本の現状です。英語ですがネットで読めます。33カ国中29番目というのが、日本の今の多文化共生の法制度の状況です。

**杉澤** 長時間ありがとうございました。今日は東日本大震災における経験を踏まえて、多文化共生、多文化防災、そして担い手という観点で議論してまいりましたが、結局、現場の状況が異なれば対応すべき内容も異なってくる、とすると多文化共生の担い手がそれぞれの現場の問題をどうとらえて、どうニーズを見極めて、起こっている問題状況にどう対応できるのか、その力量にかかってくるのではないかと思いました。

私たちはいくつかの災害を経験する中で、最低限のマニュアルというのは確かに作れるし必要なかもしれませんが、しかし、マニュアルにとらわれた途端に現場が見えなくなってしまう状況をどう避けられるのかということが大きい課題ではないかと思っています。

今日は、国際交流協会の職員の方々から、被災して事務所もなく、電話もなく、何もなくなってしまったところで、ないからできないではなく、ないからどうしたらいいのかというところから活動を始めたという報告、また機能しているものを活用する中で、最良、最善の活動をやられてきたという報告、そして当事者からのお話を伺いました。キーワードは、「つなぐ」という言葉だったと思います。実は、この「つなぐ」ということは簡単なことではありません。日常の活動がなければ、こうした災害のときに即応体制はつくれなかったに違いありません。

問題意識を持って経験から学び、そして経験から新しい知識や実践のノウハウを獲得していくプロセスの中でこそ、こうした災害時の即応体制が取れる力量が形成されていくのではないかと、私は今回しみじみと実感させていただきました。それと同時に、多文化共生という言葉は確かに理念的には立派かもしれませんが、しかし一方では、各地で行われている多文化共生施策は内実が伴っているのかという批判があることも事実です。こうした理念形で進んでいる政策を、どうしたら内実のあるものにしていけるのか、まさにそれを具現化してい

ける人材がいなければ多文化共生社会は実現できないのではないかと思います。

そうした意味で、自治体や国際交流協会において、多文化共生政策、言い方は別としても、多言語・多文化の人たちがともに安心して暮らせる社会を築こうという思いを持つ職員がどれだけその専門性を獲得しているのかが、まさしく多文化共生の行方を決めるのではないかと思います。

本センターでは、そうした専門人材の育成において多文化社会に貢献できればと、現在多文化社会コーディネーターやコミュニティ通訳の養成に取り組んでいます。

今日は長時間ありがとうございました。(拍手)

パネル  
ディスカッション  
Ⅱ

# 多言語対応の必要性和 コミュニティ通訳の役割

## ～司法通訳および東日本大震災に おける翻訳・通訳の実践事例から

### 趣 旨

東日本大震災では、災害救助法が適用された地域（東京都を除く）に暮らす外国人被災者数は約 22 万 7 千人に上り、その数は実に日本の全外国人登録者人口の一割強を占めることになったとされている。このことから、多言語・多文化化が進む日本社会において、あらためて多言語対応による情報伝達の必要性が浮き彫りとなった。

東京外国語大学では、「語学ボランティア制度」に登録する本学 OB・OG、大学院生、教職員にくわえ、多言語・多文化社会専門人材養成講座の一環として開講している「コミュニティ通訳コース」の修了生等が、震災発生直後に立ち上がった全 22 言語による「多言語災害情報支援サイト」、及び日本弁護士連合会等主催による「被災外国人のため電話法律相談」に携わることとなった。

このような緊急時の多言語情報支援では、平常時における専門知識や言語技能の蓄積が肝要とされるが、これまでも本学では弁護士会等との協力・連携を通じて、コミュニティ通訳コース修了生が通訳者・翻訳者としての力量を形成する場を、相談通訳を入口とした「司法通訳」の分野において提供してきた。その際求められるのは、通訳者としての訳出スキルのみならず、自身が果たすべき「役割」を十分に認識し、クライアントである弁護士等との円滑なコミュニケーションを図ることである。

本パネル・ディスカッションでは、法律相談に携わる弁護士、実践の場にいるコミュニティ通訳コース修了生、通訳者を育成する教育者が登壇し、それぞれ①クライアント（ユーザー）の観点、②実践者の経験、③教育者の立場から、コミュニティ通訳者の役割について、実践事例をもとに考察する。

### パネリスト ※所属・肩書きはフォーラム実施時のもの

内藤 稔（本センター特任講師）  
関 聡介（弁護士／成蹊大学法科大学院客員教授）  
佐藤 エバートン 文雄  
（コミュニティ通訳コース修了者／長浜市企画部国際交流員）

### コメンテーター

武田 千香  
（本センター副センター長／本学総合国際学研究院准教授）

## 登壇者プロフィール（発表順）

### 1 関 聡介（せき そうすけ）

弁護士（東京弁護士会）、成蹊大学法科大学院客員教授（実務家教員）。移民政策学会監事、難民支援協会理事など。1966年東京都武蔵野市生まれ。1993年弁護士登録。事務所経営の傍ら、外国人の刑事／入管／難民／民事／家事等の事件を多数扱う。共著書に『外国人刑事弁護マニュアル』（現代人文社）、『実務家のための入管法入門』（同）など。

### 3 佐藤エバートン文雄（さとう エバートン ふみお）

1983年ブラジルサンパウロ州生まれ。日系三世。2003年初来日、2年半滞在。帰国後、法律大学在籍中に日本企業での通訳や日系人協会で日本語教師の経験を経て、2008年法学部卒業。2009年司法試験合格。同年JETプログラム参加者として再来日し、長浜市国際交流員として勤務。2010年コミュニティ通訳コース（1期）修了。

### 2 内藤 稔（ないとう のる）

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター特任講師（コミュニティ通訳論）。慶応義塾大学総合政策学部卒業。モンレー国際大学大学院・会議通訳課程修了。日本通訳翻訳学会会員。著書に『よくわかる逐次通訳』（共著、東京外国語大学出版会）、翻訳書に『国境を越える人々ー北東アジアにおける人口移動』（共訳、国際書院）。

### 4 武田 千香（たけだ ちか）

東京外国語大学総合国際学研究院准教授、学長特別補佐（社会連携担当）、多言語・多文化教育研究センター副センター長。ブラジル文学・文化専攻。著書に『ブラジルのポルトガル語入門』、翻訳書に『アマード「果てなき大地」』（新潮社）、シコ・プアルキ『ブダベスト』（白水社）、編書に『ポルトガル語現代辞典』（白水社）等。

## はじめに

**武田** 皆さん、おはようございます。東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターの副センター長をしております武田千香と申します。大学全体でも社会連携事業室の責任者を務めており、今日、課題になっているコミュニティ通訳に非常に興味を持って取り組んでいます。

日本には在住する外国人の数が200万人を超えたと聞いて大変久しいですが、その間にさまざまな問題が課題になって取りざたされていて、それに対応できるような人材の育成の必要性も常に指摘されています。それをまさに証明するような大きな出来事が今年、日本で起きたわけですが、それが東日本大震災です。

本学では「語学ボランティア制度」がありますが、それに登録するOBやOG、大学院生、教職員、そして多言語・多文化教育研究センターで、「多言語・多文化社会専門人材養成講座」で開講しているコミュニティ通訳コースの修了生等が集まり、震災の翌日にすぐに翻訳支援チームを立ち上げ、4月3日まで3週間にわたり、多言語で情報をお届けするという活動をいたしました。その後は日本弁護士連合会などの主催による「被災外国人のための電話法律相談」を行いました。この活動は多くの感謝の声をいただきましたし、いろいろな提案もいただきました。

今回の活動で私たちが学んだことは非常にたくさんあります。その中のいくつかをご紹介します。まず、こういった活動は一夜で立ち上げられるものではなく、やはり日ごろからやっていて、常にそういうシステムをつくっておかなければだめであるということです。つまり、日常の活動の重要性と、それから顔が見えるような関係を基礎としたネットワークの構築の重要性を感じました。



左から 武田 千香、内藤 稔、関 聡介、佐藤 エバートン 文雄

もうひとつ、一番重要であると感じたのは、専門人材の育成ということです。今回は多言語支援活動ということで、正確で迅速な翻訳を行うための高度な言語力と、言語ばかりではなく翻訳力が必要です。翻訳は言語力とイコールではありません。それから翻訳者がいればいいというわけではないので、現場で求められている情報を把握し、適切な情報を提供できる人間、そして活動が有効につくり出されるような、連携と協働の体制をつくっていけるようなコーディネーターができるような人間、そういう人材が必要です。

しかし、その人材自体の専門分野そのものが、まだフレーム自体からして漠然としていて、いったいそれはどういう職種で、どういう役割を求められているのか、どういうスキルを持っているなければならないのか、専門性とは何なのかということが明確になっていません。このコミュニティ通訳に関しても、これから私たちが考えていなければならないことがたくさんあるわけです。

今日、この2時間でどこまで答えが出るか分かりませんが、模索中の段階のこの問題をこのパネルディスカッションで、コミュニティ通訳というテーマで考察してみたいと思います。

お三方をご紹介します。まずは関聡介さんです。東京弁護士会の弁護士であり、事務所を運営していらっしゃいますが、特に外国人の刑事、入管、難民等、さまざまな外国人にかかわる問題を扱っておいでです。それから佐藤エバートン文雄さんです。ブラジルはサンパウロのお生まれです。日系3世です。2003年に日本にいらっしゃいました。今は長浜市企画部国際交流員です。本学が開講しましたコミュニティ通訳コースの第1期の修了者として、今日はコミュニティ通訳コースで習ったご経験などを語っていただきます。それから内藤稔さんです。本学の多言語・多文化教育研究センターの特任講師で、この10月にセンター専任の教員として着任したばかりです。最初は会議通訳から入られましたが、今はコミュニティ通訳にのめり込んでいらっしゃいます。

それでは最初に、お三方からそれぞれのご報告をいただきます。実際に通訳をなさっている方、講座を受けられた方、そして通訳者を言ってみれば、言葉は悪いですが、使っている方、そして通訳している側でもありますが、これからいろいろカリキュラム開発等で養成にも携わっていく立場という、この3つ立場からそれぞれお話を聞きたいと思います。パワーポイント等を使う関係から、私たちは、発表者以外は降壇させていただいて、また後から集まってお話をしていくというふうにしたいと思います。それでは、まず内藤さん、よろしく願いいたします。

## ■ 多言語・多文化が進む日本社会

**内藤** 皆さん、おはようございます。本学多言語・多文化教育研究センターの内藤稔と申します。まず私からは、本学で実際に東日本大震災の後に行った翻訳活動についてお話を申し上げたいと思います。観点としてはコミュニティ通訳者ないしは翻訳者としての役割、そして今後の課題ということで、また後に用意されていますパネルディスカッションにつなげる形で、まず話をさせていただければと思います。

今回の震災でどのような活動をしたかということをお伝えする前に、現状、日本社会は、どのような状況にあるかをこのスライドを使っておさらいしてみたいと思います。多言語・多文化化が進んでいると日本社会は称されますが、実際に内なる国際化ともいわれるぐらい、外国人の数が非常に増えてきている実情があると思います。

皆さんよくご存じのように、日本の総人口は今、約1億2806万人で、そのうち外国人登録者数が213万人強ということで、総人口のおよそ1.67%になっていることが分かっています。

ます。そのうち国籍としては191カ国あります。国籍の多い順番から台湾、香港を含む中国、そして韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国という順番となっています。

そうした中で、今回、本日の午前中のパネルディスカッションのテーマであるコミュニティ通訳とは何かということ、今、申し上げたスライドの次に説明させていただきたいと思います。多言語・多文化教育研究センターでは、コミュニティ通訳について、上記のように定義付けを行っています。「多言語化・多文化化が進む日本社会において、行政、教育、医療、司法などの分野で言語・文化的なマイノリティーとしている人たちを通訳、そして翻訳の面から支援し、ホスト社会につなげる橋渡し役を務める」と考えています。

何が特徴として挙げられるかといいますと、先ほども会議通訳という言葉が出てきたと思いますが、通訳をする対象が、たとえば会議通訳の場合であれば、日本に何かしらの目的で来日する、一時的に滞在してビジネスや、あるいは外交などを目的とした会議のために来日している外国人です。しかしコミュニティ通訳は、実際に日本社会に「暮らす」定住外国人が対象となっており、また彼らの生命や生活に大きくかわり、そして同時に、通訳を行う上で幅広い知識や技能などの専門性も求められる分野であると言えます。

先ほど、司法や医療、行政、教育とお伝えしましたが、この後、また司法制度については時間を割いてお話を展開されると思いますが、やはり生活に根差す分野となりますと、こちらの4分野が挙げられます。またこれらの4分野に分類される前に、定住外国人が具体的にどのような問題を抱えているのか。またそうした問題の本質をとらえ、必要に応じて専門家につなげる役割を持つ「相談通訳」も、コミュニティ通訳の活動領域のひとつに位置づけられます。

## 多言語による情報支援の必要性

本日、お話しする災害時の通訳ないし翻訳は、下に書いてありますように、「司法や医療、行政、教育の分野に関する知識、あるいはその経験が総合的に求められる分野」ととらえていいと思います。後ほど具体的にどのような翻訳を本センターで行ったのかをご説明しますが、そのほぼすべてが司法や医療、行政、教育のいずれかに分類されることがお分かりいただけると思います。それぐらい司法、医療、行政、教育の4分野に関する知識が求められる、またそれらの知識が一気に求められる、それが災害時通訳ないしは翻訳の特徴だと言えます。

皆さんはコミュニティ通訳と言って、なぜ通訳の話ではなく翻訳活動についての話が展開されるのかとお考えになったかもしれませんが、実際に今回支援の一メンバーとして参加して思ったことは、やはりまずは災害発生直後の段階で必要なのは「通訳」よりも、むしろ「翻訳」でした。

最初に必要なライフラインに関する情報を受信して、その後に生活を考える際に必要になるのが通訳です。最初は自分がどういった状況に置かれているのか、あるいはこの場所から避難するにはどうすればいいのか、あるいは日常的なたとえばごみの処理をどうすればいいのか、そのような幅広い人々にまつわる情報を翻訳という手段を用いて発信するニーズがあったということが、今回の学びでした。

それでは具体的にどのような方々を対象としていたかということですが、今回東京都を除く7都道府県に災害救助法が適用されました。それには東北の各県、あるいは茨城、栃木、千葉といった関東の3県も含まれています。こちらの地域の外国人登録者数は22万7千人です。これは震災が発生して20日後の3月31日の数字です。

現在、日本全国の外国人登録者数が213万人ということは、実にその人口の10%以上が今

回の東日本大震災により直接的な被害を受けたと言えます。また、私たちが今いるこの東京都は外国人登録者数が41万8千人、国籍は約80カ国ということが確認されています。先ほど申し上げた地域に住む外国人登録者を約20万人強とお考えいただき、仮に「20万人：40万人」という比例式を使うと、おそらくこれらの地域に暮らす外国人の国籍も、180カ国を単純に半分に割って90カ国というわけにはいかないものの、いずれにせよ非常に多岐にわたる国籍数が考えられるのではないかと。詰まるところ、それだけ多言語による情報支援の必要性があったことが分かると思います。

## 東京外国語大学における取り組み

具体的にどういうふうに我々に対応したかということですが、日本語を含む、全22言語で対応しました。本学では来年度からは新たにベンガル語が加わり、専攻語の数が27言語になりますが、現在は26言語を開講しています。そのうちの22言語により、情報を提供しました。活動の期間は震災の翌日から4月3日です。

実際に参加したメンバーは、本学のコミュニティ通訳コースの修了者、あとは語学ボランティア、OB・OG、そして教職員等が参加しました。では、具体的に翻訳の流れについてご説明をしたいと思います。最初に被災地の仙台市国際交流協会から依頼がありましたが、それ以外にも入国管理局など、いわゆる全国機関の文書にも翻訳対応しました。

次が非常に肝要ですが、先ほど「コーディネーション力が非常に重要」というお話がありましたが、依頼を受けてそれをコーディネーション、つまりどの情報を翻訳するか、あるいはその翻訳を誰にお願いするか、このあたりのコーディネーション力が非常に重要となりました。

つまり、翻訳の依頼を正確に、そして迅速に対応するにはやはりコーディネーション力です。1人では到底それはかきません。やはり誰か、必要なコーディネーションを行う人が、いずれまた今後震災が発災したときも必要と思われるほど、いかにコーディネーション力を発揮できるかということが大きなポイントであると思います。

そして翻訳した情報を、ウェブサイトを通じて多言語で発信し、それを外国人、またこれも重要なのですが、「外国人周辺の日本人」に提供するという仕組みを作りました。つまり翻訳をしたところで、実際に本学が翻訳をしていることを認知してもらわないと意味がないわけですから。そのためには、やはりまず日本人に、本学がこのような翻訳支援を行っていることを知っていただき、それを自分の周りの外国人につなぎ、その情報をまた知り合いの外国人につないでいただく。こうした非常に地道ながらも、手堅い方法が求められたと言えます。

次に、依頼体制についてお話しいたします。3月11日に震災が発生し、その日のうちにプログラムコーディネーターの杉澤さんの方から、コミュニティ通訳コースの修了者に連絡が入りました。そして実際に仙台国際交流協会から依頼があったのが、3月12日です。この依頼を受けて語学ボランティア登録者を中心に、コミュニティ通訳コース修了者を後々含む形で翻訳チームを結成するに至りました。そして翌日から作業をスタートということになりました。

では、具体的にどのような情報を翻訳したのか。先ほど司法、教育、行政、医療といった分野での知識が求められると申し上げましたが、このような流れで翻訳に対応しました。たとえば先ほどの4分野に鑑みて申し上げると、「医療」に分類するのが「病院」、「行政」に関するものが「市役所」、あとは「教育」に分類されるのが「児童施設」でしょう。

つまり、これを体系立ててとらえてみると、最初はいわゆる「ライフライン」に関連する、

つまり即時性が求められるような情報を翻訳していったことが明らかであると言えます。これが日を追うごとに、どのような特性になっていったかと申しますと、徐々に「長期的、公的なレベル」の情報へと翻訳の対象が変わっていきました。

具体的には、3月下旬になると、先ほどお伝えした全国機関の文書、つまり「放射線被曝に関する基礎知識」などを翻訳するようになりました。つまり長期的な日本での生活に関するさまざまな情報です。この時期には「入国管理局からのお知らせ」も翻訳しました。やはり在留資格、ビザの問題などを抱える外国人で不安に思う方がいらっしまったということでしょう。この後、またご説明いただきますが、「被災外国人のための電話法律相談」という通訳者を介した電話による法律相談が行われることになりましたので、そのチラシの翻訳も多言語で行いました。

つまり、3月下旬あたりからは、翻訳だけでなく、通訳に対するニーズが発生してきました。外国人の方たちが、今後の日本での生活に関する相談をしたいというニーズが発生してきたのです。この時期になると、日本での長期的な生活を見越した情報の入手が必要だったと言えると思います。

## 「迅速性」と「正確性」の確保

ここがひとつ核となることですが、実際に今回、翻訳支援活動に携わり、肝要だと思ったことは、「迅速性」と「正確性」の確保でした。これは今後コミュニティ通訳のカリキュラムなどを考えていく上でもひとつのポイントとなっていくはずですが、これを確保できるだけの技能を提供できるようにするということがひとつの目標になってくるとは思います。今回の震災時の通訳においては、特にこの二つの要素が特に問われたということが言えます。

緊急時には迅速なだけではなくて、やはり情報が特に正確に翻訳されていなければならない。これらの二つの要素を維持しながら翻訳を行うことは、それなりの心構えとスキルが求められたのです。まず「迅速性の達成」について申し上げますと、今回翻訳をするに当たり、全22言語のうち、日本語を抜いたとして21言語でチームを組んで対応しましたが、その際、各チームにおいてメンバー間で役割分担を行うようにし、迅速性を確保するよう努めました。たとえばある言語のチームの構成メンバーが5人いたとすると、1人は翻訳に専念し、残りのメンバーが、たとえば被災地域の固有名詞など、時間がかかるリサーチを担当するなどして、役割分担をすることで、各自迅速性を担保するようにしました。

もうひとつが「正確性の達成」です。これは翻訳された原稿を、第三者がダブル・チェックを入れることで達成するように努めました。これは災害時には特に言えることだと思いますが、やはりライフラインに関することであるがゆえに、正確性の確保できない場合は「翻訳を掲載しない」、そうした判断を下すようにしたことも、今回のひとつの大きな特徴だったと言えます。

## 平常時の経験の蓄積が肝要

重要なことは、やはり「平常時の経験の蓄積」です。これはたとえば通訳・翻訳のスキルという意味ではありません。先ほど来、申し上げているように、実際に早く正確に情報を翻訳し、発信するには、それをまとめるコーディネーション力が問われたわけです。

今回は全員がボランティアで参加しましたが、これもひとつ今後またこのような事態が発生した際に皆さんにお考えいただきたいことですが、本学の支援活動では、言語別の用語集を作成するようにしました。その際、その用語集をアップローダーに用意するとともに、翻訳済みの文書を原文とペアで同じアップローダーに上げました。今回は活動が開始された当日から参加した人もいれば、たとえば3月21日から途中参加した人もいます。ボランティアですので、参加時期が異なるわけですが、誰がいつ参加しても作業しやすいように、また用語の統一を図ることが正確性、迅速性の担保につながると考え、そのような情報共有を行ったわけです。

実際に翻訳の読み手、つまり受信者側にとっては、翻訳した人がプロであれ、ボランティアであれ、あるいは最初から参加した人であれ、後から加わった人であれ、そのような事情は関係なく、常に一貫したクオリティーを求めます。そうすると、ひとつのことばが数種類のことばに訳されている場合、あるいは翻訳した文書のスタイルが異なっている場合には、すぐに翻訳を理解してもらえないことが考えられます。それが命取りになる可能性も考慮しながら、翻訳支援体制の確立を行うにしました。私は本学で会議通訳も教えておりますが、これは学生が実習に当たる際、手際良く訳出できるようにするための準備方法のひとつであり、今回はこうした通訳教育でみられる手法を応用したと断言していいと思います。

また翻訳した情報については、センターのサイトや、その後立ちあがった専用ブログサイト以外にも、新聞やテレビなど、さまざまなメディアに取り上げていただき、だんだん広まってきました。サイトの利用実態については、抄録にも書いてあるのでご覧いただければと思います。

今回の活動の総括、問題点としては、やはり人的ソフトの確保が非常に難しかったことが挙げられます。これはこの震災に関してではなく、やはりコミュニティ通訳全般にも言えることかと思えます。やはり少数言語の場合、それなりの力量を持った人をいかに確保するか、養成していくかということが、現在日本全体に見られる問題だと思っています。

また今回は非常に長期的な支援活動が予想されました。2004年に起こった中越地震の場合は、プログラムコーディネーターの杉澤経子さんによれば、当時は11日間で今回と同様の支援活動の期間が終了したとのことでした。

ただ今回の場合は、放射線被害の影響もあり、我々もいつ、これがどこまで続くかということが分からず、そのまま活動していました。なおかつ、参加者の皆さんは通常の業務を抱えながら、いつまでこれが続くのか分からないという不安もありました。自分ではできるだけ被災地のために何か力になりたいと思いながらも、やはり現実的なしらみで、それが難しい場合も多々ありました。そうしたジレンマを抱える参加者が多い中、いかにしてボランティア・マインドを維持させることができるのか。今回、これも非常に大きなポイントだったと言えます。

また何をもって活動を総括したか、4月3日にこの規模での支援活動を終了したかということですが、現実的なことを申し上げますと、これまで活動に携わってきた本学の教員も新学期が始まり、業務に追われることで、あるいは正確性を担保することが難しくなる場合が発生し得ること。あとやはりボランティア・マインドとも関連しますが、何をもって達成感を提供するかということ、いったんこの規模のプロジェクトとしての活動は止め、その後は個別に翻訳に対応する。そして今度は翻訳から、相談通訳に入れ替わるという方針をとることになりました。

最後になりますが、あらためて振り返ってみますと、やはりさまざまな分野での知識、すなわち行政、医療、司法、教育などの知識が総合的に求められたと言えます。あといかにこのような情報を広報していくのか。そして今後のコミュニティ通訳の役割に関しては、職業

的な観点、これがやはりボランティアなのか、プロなのかということがあります。ぜひこの点については、パネルディスカッションの際にお話をさせていただければと思っています。

## ■ 在留外国人の概況

関 引き続き、弁護士の関聡介です。よろしくお願いいたします。

本題に先だって、まず、在留外国人の状況全般について確認させていただきます。まず第1に、日本の在留外国人の数及び内訳などについてです。

私自身は弁護士になって19年目ですが、2年目ぐらいから外国人事件にもかかわる縁がたまたまできて、それからずっと継続的にやっています。この間、ずいぶんいろいろ変化はありましたが、やはり一番感じるのは在留外国人の方が増えたということです。

そのことは、法務省が2011年6月3日付けのプレスリリースという形でホームページ上([http://www.moj.go.jp/press\\_index.html](http://www.moj.go.jp/press_index.html))にて公表している「平成22年末現在における外国人登録者統計について」という資料を参照していただくとよくわかります。

この資料に含まれる外国人登録数の推移グラフに示される通り、日本の人口がずっと頭打ちであるにもかかわらず、外国人人口はずっと増えてきています。

ちなみに、このグラフに示された外国人登録数の推移において、直近の2年間で少し減っていることが気になる方もいるかもしれませんが、これはリーマンショックの影響と思われる。自動車工場等で大量の人員整理が行われましたが、真っ先に外国人が切られてしまい、帰国したことの影響が指摘されています。しかし、そういうことがあったにしても、全体的傾向としては順調に増えてきました。

外国人登録者数の国籍別比率についても、このプレスリリースに含まれるグラフをご覧ください。今は、中国国籍の方が一番多い比率を占めています。

また、プレスリリースには、都道府県別の外国人登録者数のグラフもあります。上位10都道府県に7割以上の外国人が偏在していることが特徴的です。これがなかなか対応を難しくしている原因でもあるわけです。

さらに、在留資格別の外国人登録者数のグラフを見ると、いわゆる”在日”の方である「特別永住者」のほかに、「(一般)永住者」「日本人の配偶者等」「永住者」「永住者の配偶者等」といった、永住・定住系の人たちがもうすでに六十数パーセントに達していることがわかります。したがって、「在留外国人」と言っても、日本に一時的に来ているのではなく、定着をしている方が中心であるという前提で議論を進めたいと思います。

前提としての話の第2として、東日本大震災の影響がどのように及んでいるのかということも、確認しておきたいと思います。

この点に関しては、2011年7月29日付けの法務省プレスリリース「平成23年6月末現在における外国人登録者数について」をご参照いただきたいと思います。これは東日本大震災の影響を明らかにするために出された、臨時の速報値リリースです。昨年度と比べて、震災が起こったことによって外国人登録全体が減っていますが、特に被災3県に関しては約15%も外国人の登録が減ってしまったことが、ここでもわかります。

在留資格別に見ても、かなりいろいろ特徴があります。ご存じの方も多いかと思いますが、被災3県では、農林水産業に関して「技能実習」の在留資格で、かなりの外国人の方が働いていました。沿岸部の水産加工工場などでかなり技能実習生がいましたが、直接被災されて亡くなった方もいれば、国に帰ってしまった方もたくさんいるということで、たとえば技能実習生で見ると、大幅な減少が見られます。異常事態が起こったことが統計上もはっきりし

ているわけです。

また、国際結婚等によって被災3県で「日本人の配偶者等」として在留していた方もいますが、これも10%以上の減少率です。この間、被災3県を含めて外国人登録数はかなり増えてきたのですが、被災3県では、これがかなり深刻な被害を受けたということが、統計上も分かると思います。

## 利用者から見たコミュニティ通訳の現状と問題点

以下本題に入りますが、今述べた事実関係を一応の前提として、私の方からは利用者の側から見た司法通訳や法律相談通訳、すなわちここでいう“コミュニティ通訳”について少しお話をしたいと思います。

我々は、弁護士として、さまざまな場面で通訳の方のお世話になることがあります。特に苦勞することは通訳の手配ですが、その実情をお話し、それから手配に当たったの問題点、さらに、最近の状況+今後の展望——ということでお話を進めたいと思います。

まず、通訳の手配にはさまざまな場面があり、刑事事件、民事事件、それから普通の法律相談など、さまざまです。さらに、ここでは示してありませんが、入管事件があります。場面場面でさまざまな通訳の方が活躍をされています。

では、それらの方々はいったい現状でどのように手配されているのでしょうか。たとえば法廷通訳（裁判所で日本語を理解しない被告人などの事件が起こったときの通訳）は、裁判所がきちんと手配しているだろうと思われるかもしれませんが、しかし、実際にはそれが非常に心もとない状況であり、さまざまな問題点を指摘されながら、いまだにまったく資格制度もなく、裁判所が個別に何となく登録した人に、何となくお願いをしている状況です。しかも、実情としては、最初にわりあい簡単な事件の法廷通訳を一応やらせてみて、よくできた人にだんだん難しい事件をやらせるということであり、刑事事件をOJT（On the Job Training）に使っているという恐ろしい状況です。

実は、刑事事件をOJTに使うにあたって最も都合がよかったのは、単純オーバーステイ（在留資格が切れたのに日本に居残っている人の入管法など）の事件です。これについては、かつては、いちいち起訴して刑事裁判にしていたので、それが一番“練習台”としてよかったのです。当然、オーバーステイという内容だから被告人はほぼ全員認めているし、裁判は1回結審で、40分ぐらいで終わってしまうし、内容も難しくなく、練習台としてはうってつけだったのです。しかし、あまりにも無駄が多いので、だんだんそのオーバーステイも起訴しないで、直接入管に送る実務になってきました。その結果、練習する場がなくなってしまったというのが、現状です。そういうことも含めて、かなり心もとない状況の中で法廷通訳は運用されています。

また、警察、検察での取り調べですが、外国人に関しては今、検察庁なり警察が直接依頼した通訳人が取り調べに立ち会っているわけですが、これについても、まったく何の資格制度也没有ありません。これは各警察や検察庁が自分のところで持っている名簿に従って捜査通訳人を適当に選んでいます、非常に問題点が多いと考えられます。

他方、我々弁護士においては、当番弁護士制度を運用しており、東京では登録弁護士に2～3カ月に1回ぐらいは当番が回ってきて、どこかの警察署に派遣されるわけです。派遣依頼当日中に、捕まってしまった人と接見しますが、それが外国人事件だと通訳人と一緒に接見に行きます。これも、弁護士会が作った通訳人名簿に基づいて通訳人を1人同行していますが、やはりまったく何の資格制度もなく、弁護士会の中で何となく蓄積されてきた通訳人

名簿に基づいて手配されているのが実情です。

民事裁判から各種の法律相談も通訳手配の実情は同様ということであり、非常に問題点が多いと言えます。資格制度もなければ、手配方法も確立してないまま、大きな問題を抱えつつも、この数十年間、まったく改善の措置がとられないままできていることをご紹介します。

そういう条件下で、我々もいろいろな通訳の方が必要になるたびに、個別に手配をしているわけですが、実際なかなか難しい点が多いと感じます。個別に通訳の方を手配するに当たっては、いろいろなことを条件として考えなければいけません。たとえば言語の種類としてはなるべく相談者の第1言語＝最も得意な言語の通訳を用意したいけれども、少数言語の場合はそれがなかなか見付からないという問題もあります。

通訳の能力については、本当は資格制度があれば安心してお願いできますが、残念ながら今、通訳案内士という資格はあるものの、これはどちらかと言うと観光客用という側面が強く、かつごく一部の言語にしかない資格で、それ以外の資格は実質的にはまだ確立されていないと思われまます。そうすると、語学力があるかないかという点も、使う側がチェックをせざるを得ない。前回使って、あの人はなかなかよかったからというような、非常にあいまいなレベルでお願いすることになります。

なお、語学力に加え、仮に司法通訳的なことをやるのであれば、必ず法的知識がある程度ないといけません。たとえば逮捕と勾留の区別がまったく分からないという状況下で取り調べの通訳をやったり、当番弁護士の通訳をやったりすると、実際には正確な通訳ができないわけです。とはいえ、語学力と法的な知識を兼ね備えた人材は日本ではなかなかいないということで、これも悩みどころです。

さらに、本国の文化、制度への理解という問題もあります。事案によっては、相談者の本国の特殊な事情や制度や習慣などを理解しないと、通訳がうまくできないようなケースもあります。日本でもっばら語学だけを単純に勉強したという方が通訳としてうまく機能できない場面も、何回か目にしたことがあります。

それでは、今まで申し上げたような条件をまずチェックすれば万全か、というと、これがまたそうとは限りません。条件をチェックして、適当な方を選んだつもりでも、現場でうまくいかないということがあります。

たとえば、何らかの形で相談者の方と利害関係があることが判明した場合、中立的な通訳をすることが、そもそも難しいという問題があります。あるいは、非常にサービス精神旺盛な通訳人が、弁護士の質問内容が分かりにくいと、すごく分かりやすくまとめて相談者に対して通訳したり、あとは相談者の回答があまりにもめっちゃくちゃだと、相談者をしかりつけて、もう少しちゃんと話せと言ってから、弁護士にはきれいな日本語で言い換えた回答を伝えてくる、といった例もあります。そういうところも通訳の利用者側から見た悩みどころであり、お願いして直していただく場面もありますが、通訳人としての実力があればあるほど、そういう方向に流れやすいこともあります。

さらに、いくつか条件が掲げられていますが、通訳料についても、何の基準もありませんので、非常に価格設定が難しいです。また、通訳人がとても忙しい方だと通訳の予定が入らないなど、もろもろの問題があります。こういう条件をいろいろ考えながら、個別に手配しているのが現状です。

## コミュニティ通訳に関する近時のトピックス

最後に、コミュニティ通訳を巡る最近のトピックをいくつかご紹介したいと思います。

今、お話ししたように、我々使う側から見た通訳問題はこの数十年間、ほとんど進歩がありません。ずっとこんな形でアナログ的な個別手配をしています。とはいえ、全く何も変化がないかという、最近起こった出来事によって、いろいろ今後変化が出てくるだろうと思われる部分があります。それを少しご紹介したいと思います。

まず、第1に東日本大震災ですが、突然起こったことであったものの、特に翻訳に関しては先ほど内藤さんからご紹介があったように、驚異的な迅速さで対応がなされ、私たちも本当にびっくりし、感動しました。逆に弁護士の方の出足はなかなか遅くて、残念ながら外国人向けの——要するに多言語対応の——電話相談（「外国人のための東日本大震災電話相談」主催＝日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、通訳協力＝東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター）ができたのが3月29日からということで、だいぶ出遅れています。

3月29日からほぼ6カ月間やった電話ですが、必ずしも相談件数が多かったわけではありませんが、それなりに多様な国籍の方から多種多様な相談が寄せられました。その際にはチラシを作成しましたが、多言語で書かれており、何回かバージョンアップしています。このチラシの翻訳も東京外国語大学の多言語・多文化教育研究センターにお願いしてやっていただき、その結果、多言語対応のチラシと通訳体制を構築した形で電話相談を行うことができました。通訳人に関しては18言語＝37名（このかなり多くの部分は東京外国語大学の手配）という形でご活躍いただきました。こういう形で、ひとつ大きなコラボレーションが実現したことには大きな意義があります。

もうひとつ、この震災電話相談の特徴として挙げられることは、電話通訳がトリオフォンという電話システムを使って実現した点です。つまり、相談者の方が弁護士会の相談センターに電話をかけてくると、そこには一応弁護士が当番で座っていますから、電話を取って何語ですかと聞きます。それを教えてもらうと、今度はいったん電話を保留にして、弁護士が協力通訳人にとこころに電話をかけます。通訳人に電話がつながるともう1回スイッチを押すと、3者通話ができるというシステムなので、その電話だけで3人で会話をすることができます。このように、通訳人の方はどこにいても携帯電話で通訳を行うことができたので、そのおかげで対応の幅が広がったという点がよかったと思います。もちろん、電話により3者で話することに限界はありますが、やらないよりはずっといいし、ひとつの成果だと思っています。

次に、第2のトピックとしては、弁護士会の法律相談センター等による法律相談件数低迷をレジュメで挙げておきました。

このところ、弁護士会も法律相談センターで外国人法律相談もやっていますが、来所相談者がだんだん減っているという問題点を抱えています。これは、不法滞在者半減5カ年計画（法務省入国管理局・東京入国管理局・東京都・警視庁「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」<2003年10月17日>）の影響もあると思われます。すなわち、街なかでの職務質問の状況がひどく、“外見が外国人的”というだけで、駅のコンコースにおいてまで、無差別的な職務の対象とされて逮捕されるという時代が5年間ぐらい続いたことの影響もあり、多くの外国人が外出したげらないという事態も影響していると思われます。従って、今後は電話もやはり有効なアクセス手段になるだろうということで、今回の経験を生かしていったらどうかと思っています。

3番目のトピックとしてあげたのは、長年対立をしてきた日弁連と法務省の間で、入管収容問題に関する協議が最近始まったということです。この1年ぐらい、私も日弁連側の代表

で会議に出っていますが、法務省入国管理局側の考え方がぐっと変わって、弁護士が協力してくれるケースについては、入管収容された外国人について仮放免を積極的にするという方向で申し合わせもできました。その申し合わせは去年の秋から運用されています。

ただ、被収容者と弁護士との“出会いの場”がないということで、収容施設への出張法律相談などもあわせて実施されるようになり、今、全国3カ所の「入国管理センター」と、東京入管、名古屋入管、大阪入管という3大入管の収容場においては、出張法律相談できる枠組みが始まったという状況にあります。こういう点でもまた必要とされる通訳人数は増えてくるだろうと思っています。

最後の4番目のトピックとして、取り調べの“可視化”という話があります。縁があまりないかもしれませんが、新聞でも報じられている通り、地検の特捜部でいろいろ問題が起こったこと等をきっかけに、取り調べのビデオ録画を全面的に導入するかどうか議論されています。一部試行が始まっている部分もあります。

この可視化が全面実施されると、捜査通訳が通訳している場面が全部ビデオに録画されることとなります。今まで密室で何も記録が残っていなかったのに、全部あからさまに残ってしまいます。通訳に加わるプレッシャーが非常に強くなり、それだったら受けたくないという人も出てくるかもしれないし、受ける人はかなり腕に自信があるということになってくるでしょう。いずれにせよ、おそらく捜査通訳人に資格制度がないと”事故”が起こる、ということが、だんだん認識されてくるのではないかと思います。

なお、裁判員裁判が導入され、法廷通訳人の仕事として、裁判員裁判の通訳も出てきました。これもやはり法廷通訳にとっては、最も重い、プレッシャーの大きい仕事ということになっています。それをきっかけに、いよいよ法廷通訳人の資格制度の必要性が認識されてくるのではないかと思います。

以上、話としてはばらばらで分かりにくかったかもしれませんが、一応利用者の側から見た問題点と最近の出来事をご紹介させていただきました。ありがとうございました。

**武田**      ありがとうございます。それを受けまして、内藤さんからコメントをいただけますでしょうか。

## ■「コミュニティ通訳コース」の概要と基本理念

**内藤**      先ほど私の方から、どのようにしてコミュニティ通訳者がコース修了後に活躍、活動していくかということを伝えさせていただき、その後、関さんの方から「被災外国人のための電話法律相談」での活動についてもお話をいただきましたが、コミュニティ通訳コースはどういうものなのかを、あらためて説明させていただきたいと思います。

通訳者に求められることは技能だけではなく、さまざまな背景知識だと私たちは考えています。コミュニティ通訳コースは2年目となりますが、毎年夏から秋にかけて、本学で開講しています。

具体的には、たとえば「言語と文化」です。言語だけではなく、やはり文化に関する知識がなければ、当然通訳ないし翻訳はできないという理解の下、多文化社会における文化についての授業や、多言語・多文化社会論、ないし多言語・多文化社会実践論なども用意されています。これは実はもうひとつ同時に開講している「多文化社会コーディネーターコース」との共通必修専門科目ですが、こちらをまず受講して、日本が現在置かれている多言語・多文化化の状況を本学の教員により詳しくレクチャーを受け、その後、コミュニティ通訳コー

スのみ個別に、通訳技能に関する授業を履修していただくことになっています。2012年度は8月24日から27日に共通専門必修科目、その後、通訳に特化したものが9月21日から23日まで開講される予定です。

一貫して考えているのは、コミュニティ通訳者に求められる役割は何なのかということです。単に知識を植え付けるだけでなく、そうした知識をもとにして、日本では歴史があまりないコミュニティ通訳という分野で、自身が活躍、活動する上で、どのような役割を果たすべきなのかという点を探っていくことがひとつのポイントになっています。

また背景知識の獲得も重要ですが、そうした知識を体得した上で、まず実際に通訳や翻訳をしてみなければならぬ、つまり「場数を踏む」ということも、大きなテーマに据えています。そして、それを航空会社のマイレージの仕組みと似たような仕組みですが、コース修了生にはマイレージという形で自身の活動実績を蓄積していくことを求めています。

具体的にどういうことかと申しますと、これはまた後ほどの議論になると思いますが、実際に通訳者と一緒に仕事をした弁護士会であれば、弁護士会の先生に通訳者の評価をしていただく。それは内容面、およびデリバリー面、つまりプロとしての振る舞い、その2つのポイントから通訳者の評価をしていただきます。同時に、実際に業務に当たった通訳者あるいは翻訳者にも、自身の業務を自己評価するという仕組みを整えています。ですから、通訳・翻訳業務に当たっても、それで終わりというのではなく、実際に他者、そして自己による業務評価を徹底して行い、それらを蓄積し、それを経験知としていくという仕組みを構築しています。

さらに、それを「コミュニティ通訳協働実践型研究会」という、現時点ではコース修了生を対象とした研究会を通して、通訳事例の研究を行っています。書籍に書かれている理論ではなく、実際に自らが経験したことをディスカッションにより共有し、そこから見えてくるコミュニティ通訳者の役割を追求していくことを課題にしています。実際の業務を通して、コミュニティ通訳者の役割、および社会的な意義を自発的に考察するというサイクルを構築していくことが肝要です。

コミュニティ通訳コースは昨年度から始まりましたが、次にその1期生である佐藤さんに、コースを受講して具体的にどのようなことを感じたか、実際にその後の業務を通じて、コースで教わったことと違うことがあったか、あるいは何か改善することがあるかなど、そのような点も踏まえて発表していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ■「コミュニティ通訳コース」修了生の視点

**佐藤** 皆さん、おはようございます。コミュニティ通訳コース1期生の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。パネルディスカッションということなのですが、全体報告より、実際に私が感じた課題のリストアップになるのではないかと思います。

まず、コミュニティ通訳コースを受ける前の気持ちからお話しさせていただきたいと思います。

私は現在、JETプログラムの国際交流員として日本にきています。その関係で長浜市で勤めさせ、国際交流員業務の中に窓口で通訳することが多々あります。長浜市の場合はブラジル人市民が他の国籍と比べ、7割弱の割合を示しています。

私の日常では外国人市民窓口で通訳しながら対応をすることが多いのですが、実際にどのようにその業務を果たせばいいのか、具体的にいろいろな疑問を抱いていました。そこで、初めて東京外国語大学のコミュニティ通訳コースのことを知り、受講してみようと思い、1

期生として受講しました。

コミュニティ通訳を受ける前には大きく思っていた課題は3つありました。

まずは、通訳そのものと技法です。コミュニティ通訳というのは「実際にどんなものなのか」、「それぞれの場面ではどの対応が必要になるのか」、「どんな技法を使えばいいのか」など、様々な不安がありました。コミュニティ通訳コースを受ける前に、いろいろ調べましたが、やはり、会議通訳技法の資料がほとんどでした。その中に、ひとつの技法として、1人称を使う通訳が基本であることが何度も読みましたが、現場では、本当にそれではいいのか、自分の中では疑いました。

2つ目の課題は、窓口のサービスを受ける外国人市民と職員の間知識等のギャップが非常に大きいということです。たとえば、「外国人が制度をよく理解していない時、通訳の最中に介入し、説明するべきか」などの疑問がありました。

3つ目には、言語力以外に何が必要なのか。本当に言語力だけでいいのか。ポルトガル語と日本語が話せるという理由だけでは、「コミュニティ通訳の業務ができるのか」という疑問がありました。その3つの課題を抱えながら、コミュニティ通訳コースを受講しました。受講することにより、専門性の築きにつながり、課題の解決ができると思っていました。コースでは、いろいろな技法や基礎知識等を勉強させていただきました。しかし、現場に戻り、学んだ内容をすべて実際に使えることはできませんでした。もちろん、「参考になった」、「なるほど」というものが多かったのですが、使えなかった技法などもありました。

コース修了後、長浜市の窓口だけでなく、法律相談会に参加させていただき、いくつかの実践がありました。その中に司法分野の翻訳もさせていただきました。

## 通訳実践者としての省察

しかし、通訳者として、クライアントの期待に応えたのか、という省察を毎回行うことにしました。

私はブラジルの司法分野の出身です。事例を述べると、コース後、弁護士契約の翻訳をさせていただきましたが、外国人があの記事を読むと、本当に理解しているのか、または依頼者の弁護士側が、私の翻訳を100%信頼しているのか、多少の不安を感じました。しかし、一番大きな不安は、やはり、最終的に確認する人がいなく、私の翻訳を信頼することしかないという責任でした。

特にポルトガル語の司法通訳と翻訳には、参考になる資料が少ないです。司法だけではなく、コミュニティ通訳全体の各専門分野（医療、教育など）の事例があまり発表されていないため、実際にはどんな技法が使われているのかなどの情報がほとんどありません。

こんな環境の中でコミュニティ通訳の業務に関わっている通訳者には、正確性が求められているのももちろんであり、日々の不安です。

正確性を求められている一方、通訳あるいは翻訳に問題が発生した時点には、誰が責任を負うのか、これはまた課題だと思います。

私の場合、自治体関係に勤めていますので、もちろん、その分の責任はありますが、たとえば無償であるボランティアの通訳になると、問題が発生した場合、責任を問われるのか。コミュニティ通訳に関する制度がないため、通訳者には、大きな負担を負うしかないのか。正直、自信を持って通訳業務を果たす環境ではないと思います。

言語力に関して、私は母国語であるポルトガル語に関して自信はありますが、ネイティブと同じく、日本語は100%できない面があります。言語力の問題にプラスして、専門の知識

が求められることになると、やはり不安になります。

また、私の出身分野である司法以外の分野、つまり、医療や教育の場面など、いろいろな場面で本当に専門用語を理解しているとは、正直言えません。

事例として、さまざまな制度に関して、通訳や翻訳の場合、日本とブラジルの制度を比較しながら翻訳や通訳をしています。たとえば「離婚」という言葉と制度。ポルトガル語の法律の中に出てくる単語を使うところがありますが、やはり細かいところでは違いがあり、これでいいのか、非常に不安に感じています。

## コミュニティ通訳の視点に基づく「災害と多文化共生」

今回の全国フォーラムのテーマである、災害と多文化共生について、コミュニティ通訳の観点からひとつ、付け加えたいものがあります。震災が発生した場面を考えると、実際に私も外国人として、ブラジル人として、個人的にさまざまな思いがあります。東日本大震災当時を思い出すと、やはり、あの時、さまざまな気持ちが表に出てしまい、本来冷静に通訳を行う必要があることは理解していても、実際に通訳ができるのかという不安がありました。

当時、長浜市の相談窓口に外国人がたくさんいらっしゃって、その中には「放射線はどうなっているのか」、「福島はどこですか」という単純な質問から、「マイクロシーベルトとは何ですか」という難しい質問や相談もありました。しかし、実際に外国人が求めていた答えは、単に「大丈夫ですよ」という一言ではなかったのかと、自分を何度も疑いました。つまりコミュニティ通訳以外に、相談や外国人対応の中には、正確な情報ではなく、話し相手やさまざまな不安を打ち明ける場所を求めていたのではないかと感じました。このような場面では、プロの通訳者として、自分の気持ちをどこまで抑えればいいのかということを感じました。

災害という異常な場面で通訳を行うのは、感情との戦いであります。しかし、日常的な話に戻りますと、一般人が弁護士と相談すること自体はあまり変わりません。つまり、緊張や不安、さまざまな気持ちが現れます。また、日本の国際化がいくら進んでいるとはいえ、一般の人々には、普段の生活では、外国人と話す機会はあまりありません。

つまり、それぞれの通訳の場面では、本番に入る前には、それぞれクライアントと外国人に「本日の通訳では、1人称を使います」と伝えていても、実際に本番に入ると、特に一般の外国人は通訳を通してコミュニケーションをとることに慣れていないため、「弁護士にこう言ってください」、「職員にこれを説明してください」など、明らかに感情や緊張が現れるケースがあります。

そんな時、「1人称を使います」と説明した通訳者は、それぞれの発言の意味を考えながら訳すべきか、それとも無視すればいいのか、戸惑うときがあります。

それ以外に、同じ言語、同じ文化の者同士がコミュニケーションをとると、表情などで、相手の理解どや興味を読み取ることができます。しかし、違う文化の場合、表情なども異なることがあります。たとえば会話中に目を合わさない文化と、そうではない文化圏。その時、コミュニティ通訳として、それぞれの気持ちも「通訳」するべきなのでしょうか。

私の場合、ポルトガル語を使いながら、ブラジル人の対応をするのがほとんどです。つまり、私がよく理解できる同じブラジル人が相手だと、発音のニュアンス、語彙の選び方、表情などにより、相手の気持ちを読みとることができます。しかし、たとえば英語圏の通訳はさまざまな国や文化の人が対象になるので、ここまで文化の通訳ができるわけではないと思います。

司法通訳の場面に戻りますと、もうひとつ大きな課題になるのは、時間の制限です。通訳

を通して話をすると時間が半分になります。今までの経験では、なぜか司法通訳になると、制度の説明から始まり、雑談に発展したケースが多くありました。

実際に会議通訳だと、ある程度、台本があり、何を話すのかは決まっていますが、司法通訳になると、実際の弁護士の前に経つと、緊張のあまり、自分が何を言いたいかわからなくなり、本題からずれることがあります。法律相談や法テラスを使ったとき、雑談がメインになった時、注意するべきか、それとも弁護士の判断に任せればいいのか、通訳者として、非常に悩みます。

ここで、もうひとつ取り上げさせていただきたい課題は、個人情報についての課題です。場合によっては、外国人コミュニティはそれほど大きなものではなく、さまざまな情報が漏れやすいと思います。実際に個人情報を守りたいと言っても、みんなに知られているという問題が、コミュニティ通訳協働実践型研究会に課題として取り上げたことがあります。私の現場に個人情報の問題に関する事例がいくつかあります。個人情報が漏れやすい環境では、どのように中立性を守るべきかの結論はまだ出すことができません。

いくつかの課題の中には、やはり最後にコミュニティ通訳の制度やルール化に関して、先ほども申したように、万一何かあったら誰が責任を取るかということについて、何かしらの保証はぜひ付けてほしいという気持ちです。しかし保証のため、プラス通訳料の話になると、外国人市民の現実を考えると、難しい問題になるのではないかだと思います。もちろん、我々、東京外国語大学のコミュニティ通訳コース修了者には、アカデミックな世界だけではなく、実践を踏まえながら、知識を得たものには、ある程度の差をつけるのは悪いことではないと思います。責任のある一方、保証も必要だと思います。現実では、ボランティアで活動する通訳が多くいますが、これでは生活が成り立たないため、プロ化を目指す上でも保証は重要だと思います。

## ■ コミュニティ通訳の問題点、および制度構築の必要性

**武田** 佐藤さん、ありがとうございます。では、ここからは自由な形で討論を進めてまいりたいと思います。これまでそれぞれの立場から、いろいろご報告をいただきました。まず現状のご紹介と、それから震災ボランティアをされてきた経験から、いろいろな課題が見えてきたということ、そして震災ボランティアばかりではなくて、弁護士の立場からの課題、あるいは通訳をする側、そして依頼した側の課題もいろいろと抽出していただきましたが、そのあたりを少し整理していきたいと思います。

たとえば人的リソースの確保という話がありましたが、人的リソースにしても、いろいろな観点から見ていくことができます。たとえば、それは質の保証ということからも見る必要がありますし、どうやって養成していくかという人材育成的な側面もある。質の保証という意味では、それは認定の問題につながります。また担保というと、人数を確保するというふうにも取れるわけで、人材を常にストックしておくかという問題が生じます。さらに通訳や翻訳のチェックが必要であるということは、やはり質の保証につながります。そしてそれを誰がチェックをするのかということになると、制度の問題になるわけです。

今、お三方からさまざまな課題を出していただきましたが、それらは大きく2つの面から考えられるかと思います。ひとつはコミュニティ通訳そのものの問題、そしてもうひとつは制度の構築という問題です。

これを具体的にみますと、たとえば先ほど関さんがご紹介してくださった問題点は、資料に整理されています。たとえば「通訳の資質、能力」とありますが、この課題のところをみ

ますと、通訳そのものの資質に関わるものもあれば、能力をつけたときに、それをどうやって評価するべきかというものもあることがわかります。

それから「通訳の態度・立場」は、通訳者自身にかかわることですが、これをどのように身に付けていくかという問題にもなります。また「通訳の契約の条件」については、制度が密接に関わってきます。つまり課題としても、これだけのものが挙げられるわけで、これらの課題は、今申し上げた2つの側面が重なり合っているということができるかと思えます。

ということで、これからは、議論をこの2つの観点から進めていきたいと思いますが、まずは制度をとりあげてまいります。

制度になりますと、まずクローズアップされてくるのが資格制度です。関さんの資料には「資格制度が存在しない」と書かれています。そこで関さんにお伺いしたいのですが、制度の問題となりますと、資格制度ばかりではなくて、いろいろな制度が絡み合っているにもかかわらず、とりわけ資格がクローズアップされてくる傾向があると思うのですが、まず制度としては、どのような問題があるのでしょうか。

関

まずひとつは、「資格」です。本来であれば、司法通訳などについて国家資格がつけられればよかったと思います。しかし、この数十年間、ずっと日本政府はこの問題を無視して、司法通訳制度も何もつくりませんでした。残念ながら期待はできません。

そうすると逆に、使う側からすると、たとえば「東京外国語大学のコミュニティ通訳コース修了」というだけでも、ひとつの安心材料であり、(十分でないかもしれないけれども)通訳人のタイトル(経歴)としては、それがあるとないとはやはり違うわけです。

それをもう少しレベルの高いものにして、民間レベルの資格認定制度みたいなものをつくっていただければ非常にうれしいし、東京外国語大学が主導してそれをやる価値は十分にあると思います。その際に、単に語学力だけではなく、文化的な背景や通訳倫理なども勉強していただき、司法通訳になる方については、弁護士会とコラボレーションして、弁護士会側も少しノウハウを注入して、一緒に認定制度を運用していくなど、いろいろやり方があると思います。

第2点は、「出会いの場」です。先ほど佐藤さんから「プロとして食っていくのは難しい」という趣旨の話もありましたが、逆に通訳を使う側からすれば、どこに行けば、よい通訳が見つかるのかわからない、という問題があります。その出会いの場、すなわち通訳とプロの仕事をやりたいという人と、通訳を依頼したいというユーザー側とを合わせるような仕組みをコーディネートできる事務局のようなものがあれば、制度としてだいぶ違うと思います。

第3点は細かいことですが、通訳事故への手当てです。先ほど佐藤さんの話で、「何か事故が起こったら」ということがありましたが、やはり誤訳は絶対生じるわけで、事故は完全には避けられない。一定数必ず起きますから、中長期的に見たら、たとえば事務局側で登録した通訳人が起こした誤訳事故に関しては、保険でカバーする、といったことをやっていけば良いのではないかと思います。

武田

ありがとうございます。今、認定制度、それから事務局、保険制度と言っていたいただきましたが、そこら辺はすべて1カ所になりますか、それともそれぞれ別々がいいのでしょうか。

## ■ 認定制度の構築における望ましい役割分担

**内藤** 1カ所であれば、なるべくそれは誰にとっても便利で、利便性が高いと言えそうですが、やはりそれぞれ役割分担する必要もあります。ですから、たとえば認定制度の話にしても、これは実際にコミュニティ通訳コースを始める際、そして現在も抱えているひとつの課題でもあります。当然コミュニティ通訳者として必要なものに知識、そして言語技能があると思います。ただ言語技能をどうやって今、測っているかということ、基本的には受講希望者をたとえば電話で面談するのではなく、翻訳面での力量をチェックしかできていないのが実情です。

これはコースの運営とも関係することですが、語学面での担保をしっかりと強化していく必要があると思っています。なぜその話を申し上げたかということ、たとえば今、関さんのおっしゃった本学とのコラボレーションの仕組みについても、たとえば東京外国語大学では通訳者の語学力、特にオーラル面での言語能力を担保する仕組みを作成する。

一方、たとえば司法分野に領域を限定するのであれば日弁連、あるいは弁護士会の方で法律面に関する能力をチェックする仕組みを作っていただく。そうすれば、通訳行為に必要な言語、そして知識面、その両方からそれぞれの持ち味や、得意なところを生かしながら仕組みを作っていくことが可能となります。

認定制度を整備するタイミングについては、かなり議論が必要となると思います。しかしたとえば現在のコミュニティ通訳コースの修了生を対象に、たとえばコースを修了した人が受ける資格、より地道に同じ志を持った人が堅実に業務に当たることのできる方法ではないかと、今、お話を伺って期待を抱いた次第です。

**武田** 認定制度について、役割分担が必要だということをお話いただきましたが、それらはネットワーク的につながっていればいいのでしょうか。

**関** 認定制度は、使う側からすれば、ちゃんと認定さえされていればどこに置かれていても構いません。他方、事務局的なものに関しては、やはりアクセスの問題なので、なるべくワン・ストップ・サービス——ここにアクセスすれば通訳人を紹介してもらえし、その登録通訳は基本的に間違いがない人だ——という感じで使えば、便利です。また、料金面でも、標準的な金額や条件が、たとえば司法通訳ならこの程度、医療通訳ならこの程度と、事務局によって決められていれば、とても使いやすくなります。保険については、事務局で一括して団体加入できればいい気がします。

**武田** 素人の反応で恐縮ですが、事務局は日本で1カ所の方がいいのか、数カ所の方がいいのか、どちらだと思いますか。

**関** 利用者がいちいち事務局に訪ねて行かないとサービスを利用できないとなると、事務局が全国に相当数ないと困るということがあります。しかし、今の時代、ホームページがあればいいとも言えます。長距離電話も市内通話と大差なくなっているので、コールセンター的なものが1カ所あればいいとも言えます。

**武田** 何か統一されたようなシステムが日本にあって、もちろん分局はあってもけれど、事務局としてはひとつの方がいいと。

**関** おそらくそうではないかと思います。たとえば、ホームページ上で、登録通訳人の名前や条件が書いてあって、明日空いている通訳人が表示されていて、その中から選んでクリックすると予約ができる——というぐらいまでいったら、事務局の負担も減ります。

**内藤** 現実的なことを考えると、たとえば日弁連と外語大が何かやるということ考えた場合、本当に地道なことからということで、全国規模を考える段階では正直ないとは思いますが。

ただやはり重要なことは、そういった点を考えなければいけないのは、確かにインターネット

ト上にたとえば通訳者、翻訳者が登録していて、そこを見た人が依頼をするというのは、たとえば会員制度でもありますが、やはり重要なのはマッチングだと思います。つまり本当に自分が求めているような通訳者を的確に探すことができるかどうか。単にアベイラビリティの問題だけではなく、通訳者としての能力や立ち振る舞いなどについても、マッチングの際には考慮されなければなりません。それは逆に、どうそれらの要素を認定制度の中で評価していくかということに絡むと思います。

たとえば英語の場合は、TOEICで何点を取得した、などという要件からは見えない部分が通訳者にはあると思います。通訳者と相談者の関係性もあると思いますし、通訳者と弁護士の関係性の問題もあります。微妙なコミュニケーションを的確に通訳することが、コミュニティ通訳においては求められますので、一概にこの人はいいからと機械的に人選を行うことはしにくいということを考えておかなければなりません。

## ■ 知識、言語技能以外に必要な要素

**武田** チームと認定制度はずいぶん深くかかわっていくことになって、その延長でお聞きしたいのですが、認定制度については今のところ、語学面と知識面が話に出てきていますが、ほかにどういう要素が必要になっていくのでしょうか。

**内藤** 具体的な認定基準は、まさにこれからカリキュラム開発をしていく上で、考えていかなければならないことだと思います。たとえば本学で同じオープンアカデミーの一環として昨年度開講された「国際医療通訳講座」では、受講希望者に通訳言語で話してもらい、その能力を専門家がチェックするという仕組みを取りました。

ただ先ほど申し上げた講座では、英語、中国語、ロシア語が対象となりましたが、コミュニティ通訳の場合は、むしろそれ以外の言語の数が多く、たとえば使用する言語に関して、いつ誰がどのタイミングで的確な評価を行うのか。たとえば外語大の教員同士が集まって、そのあたり基準について話し合うことが今後必要となってくると思います。

あと知識面に関しても、たとえば司法に限定して何かできそうということで、現実的にコミュニティ通訳コースの修了者も今、弁護士の相談会で通訳者としての活動の場を広げていくことが多いと思います。ただ相談通訳は先ほど申し上げたように、司法や教育、行政、医療など、さまざまな分野での基本的知識が求められます。ですから司法に限らず、行政、教育、医療など、幅広い知識が全体的に求められると思います。

**武田** 佐藤さんはそれについて何かありませんか。

**佐藤** コミュニティ通訳として、最低限さまざまな分野の基礎知識が求められることは当然だと思いますが、できたらコミュニティ通訳を全体的に学んで、その中でどこかの分野を絞ってプロを目指すことが絶対に必要ではないかと思います。特に司法通訳に関しては、最近、在留カードの制度が変わるということで、さまざまな団体などからチラシやパンフレットが出ています。私はいろいろ調べてみましたが、明らかに翻訳者が制度自体を分かってないと読み取れるものがあります。それはもちろん日常知識を超えたものであっても、翻訳の責任を守る必要があります。特に刑事などに絡む話があり、ブラジルの法律家から見ると、文章を書いた人は明らかに制度を理解していないものがあります。つまり、コミュニティ通訳に望ましい形は、相談窓口の業務等に必要な基礎知識にプラスひとつの専門分野の知識を深めながら、プロ化をめざし、もっと正確な翻訳ができるのではないかと思います。

**武田** こうやって話していると、認定制度についても現実味が帯びてくるような感じがありますが、認定するためには語学面、法律面への配慮も必要だということで、いろいろとコラボが出て

きそうですが、たとえばコラボをするときにはどういった形態が考えられますか。大学そのものができるのは、おそらく弁護士会にできないところだとは思いますが。

関 認定制度をもしやるのであれば、せっかくだから「東京外国語大学」という名前は何らかの形で入れた方が世の中の的には通りがいい、とユーザーの立場からは思います。語学の世界における東京外国語大学のネームバリューは大きいと思うので……。もし、直接に「東京外国語大学」の名前を使いにくい、ということでしたら、関連の別組織を作ることも考えられます。たとえば、ちなみに、日本弁護士連合会は今、「日弁連法務研究財団」という財団法人を持っていて、ロースクールの適性試験や認証評価の業務の受け皿としていますが、その財団が通訳の養成や認定業務などをやっても別に構わないと思うので、受け皿になることもあり得るだろうと思います。いずれせよ、司法通訳分野の認定制度に関しては、東京外国語大学（ないし、その関連団体）+日弁連みたいな受け皿が考えられるでしょう。

他方、医療通訳の認定制度だったら、また別に考えられます。たとえば、「多文化間精神医学会」という学会の先生方と私もお付き合いがありますが、メンバーの方々はとてもやる気が充実していて、入管施設の医療への協力なども、その学会の先生が受けてくれてやるようになっていきます。医療通訳の認定制度だったら、たとえばそういう学会とコラボレーションでやることも考えられます。

ところで、資格の呼称としては、単に「コミュニティ通訳」という呼称だと、残念ながら漠然としていて、利用者側からよく分からないと思います。せめて、「コミュニティ通訳（司法通訳コース修了）」とか、単に「司法通訳」という資格呼称の方が、世の中ではたぶん通りやすいです。

武田 コミュニティ通訳の資格は難しいというか、漠然としているのであまり通りにくいということですね。

関 まず、各資格共通の基本的な土台として「コミュニティ通訳」課程修了という資格認定することは良いことだと思います。それにより、利用者からは、一定のクオリティーは保たれているとわかると思います。さらに、専門性というところになると、その上乘せで、「司法通訳」「医療通訳」などの認定をすれば、「臨床心理士」などと同様、民間資格とはいえ大きな影響力を持つ資格になれる可能性が大きいと思われるので、分野別に分かりやすい名前を資格に付けた方がありがたいです。

## ■ 大学がコミュニティ通訳者を養成する意義

武田 そうすると、東京外国語大学のたとえば専門を持った団体等が集まって、ひとつの集合団体のようなもの、NPO でもいいですが、それでやっていくことも可能かもしれません。

先ほど整理いたしましたように、課題にも2つの側面ありますので、このあたりでもうひとつの方の側面に移らせていただきたいと思います。今度は通訳者そのものに関することです。通訳者自身といいますと、どうしてもいかに養成するか、あるいはどういった資質が必要かという議論になります。現在、東京外国語大学は、コミュニティ通訳講座を実施していますが、巷には語学系の専門学校がいっぱいあります。そういうのをみるたびにいつも私の頭の中で渦巻く疑問は、いったいそうした通訳講座を大学でやることに意味があるのだろうかということ。通訳学校ではなくて、大学がやる意味があるのだろうか。実はこの疑問はコミュニティ通訳ばかりではなく、本学で常に、おそらく100年近く取り巻いている問題で、東京外国語大学が教えているのは外国語だけではなく、専門分野も教えていることをいかに認識してもらおうかということは常に悩みの種でした。このたび東京外国語大学は改編

を実施し、二学部に分かれますが、それも実は専門性もあることを打ち出すひとつの方策です。

コミュニティ通訳に関しても、単に知識を身につけるだけなら外国語学校、あるいは通訳学校でもいいけれども、いったい大学というものに何が求められるのかということを考えないわけにはいきません。おそらく先ほどの認定制度の議論と重なってくると思いますが、あらためてその目的、運用あたりを確認する必要があると思います。

**内藤** 特にコミュニティ通訳という分野は、逆にいうと通訳学校が手を出さない分野であるという見方もできると思います。なぜかといいますと、やはり通訳学校の場合は民間ですから、その後の仕事を保証できないものに関しては、養成はしない方がいいという判断に至ると思います。

ですから、たとえば会議通訳や、ある程度の受け皿がある分野に関しては、受講生を集め、教育を行い、市場に人材を輩出できる論理が通ります。ただ認定制度の問題とも絡みますが、今現時点において、それを学んだところですぐに翌日から仕事を提供することができない分野に関して、通訳学校が手を広げることは現実的ではないように思います。

マイナス思考でなく、社会における大学の役割として考えていく場合には、やはり私も高等教育機関がいずれは大学院レベル、つまり高度専門職業人としての意識を持った人材を養成していくことは、社会的な任務だと感じています。

今後どういった点で大学がコミュニティ通訳者を養成していくべきかということですが、確かに今申し上げたことと少し矛盾してしまうかもしれませんが、授業で使用する教材は異なったとしても、技能面に関しては、コミュニティ通訳であれ、会議通訳であれ、両者に共通する基礎的な要素があるように思います。

ただコミュニティ通訳として仕事をしていく上で必要な教養の部分については、先ほど佐藤さんがおっしゃった制度や文化、あとこれは自身の経験からも申し上げますが、やはり突発的な知識を求められるような場面を通訳せざるを得ないことも多々生じます。単にスキルを持っているだけでは、到底その場に対応できないような場面も出てくると思います。それは言語に限らず、政治、社会、経済、国際関係に関する知識かもしれません。これらのことを体系的に学ぶことができるのは、やはり高等教育機関である大学だからこそだと思っています。

## ■ コミュニティ通訳教育における実践知とは

**武田** ありがとうございます。最初、大学の社会的な任務という言葉が聞こえきましたが、本学が国立大学で、最近、特に震災後に国立大学の機能強化と文科省が言っております。それぞれの大学がそれぞれの特色を生かして、ナショナル・センターとしての機能とリージョナル・センターとしての機能を強化しての役割を果たすことが国立大学の使命であるということですね。

それから、今、大学だからこそ、さまざまな知識を教えていかなければならないということでしたが、コミュニティ通訳で特に必要なのは実践知だと言われていています。実践知とさまざまな知識は、両方とも必要なのだと思いますが、それらはどのように関係しあってくるのでしょうか。

**内藤** 実践と実際の机上の知識、それが行ったり来たりすることが非常に重要ではないかと考えています。単に机上で学んだ知識だけであれば、それは「宝の持ち腐れ」とは言いませんが、それにより明るみになることも多々あるかとは思いますが、それらの知識が初めてどういったものかということが自分の中で感じるができる、あるいは自分の中で体系化することができるのは現場に出たときだと思っています。

また、現場に行って学んだものを今度は教室の中で、たとえばクラスメイトとのディスカッションを通して再考するという、一連のサイクルの積み重ねが重要であり、それが先ほどものご質問かもしれませんが、専門学校ではなく大学だからこそできるひとつの経験なのではないかと思います。

**武田** それについてはおそらく今回、これからこういった専門人材の養成に大学が携わっていくことは、ある意味、大学が変わっていくことでもあると感じています。といたしますのも、大学という空間自体が実践になかなかつながりにくいところもありますので、専門職養成を大学に持ってきてしまうと、もしかしたらある意味で専門的な人材を殺してしまうことにつながるのではないかという不安もあるからです。これからはそうならないように、実践の場と大学を行ったり来たりする、そういうシステムを伴った大学をつくっていかなければならないと思います。

インターシップにしても、そのような名前の授業はあっても、それを大学教育に取り入れる難しさがどうしてもあります。とはいえ、それをいかに行なっていくかは、今後、真剣に考えていかなければならない点です、たとえばそういう実践の場としては、実際に弁護士会、あるいは国際交流協会に思いきって半年行ってしまふなど、そういったこともあり得るのでしょうか。関さん、いかがですか。あるいは佐藤さんは、海外の事例などもご存じだと思いますが。

**関** 実践の場としての弁護士会、というものを考えるに、弁護士会の建物にインターンとして来る必要はない、というような感じがしています。弁護士会館で常に法律相談をやっているわけではありませんし。法律相談センターでの外国人相談や、当番弁護士として各弁護士が警察署で行う接見など、通訳が同席・同行するさまざまな場面があるので、それらに何らかの形でついていく。つまり、ある通訳人がプロとして執務するとき、それに見習いの人が同席させてもらう、という形が一番いいと思います。

我々の業界でも、ロースクール制度ができ、ロースクール生は法律相談に立ち会うなどして、勉強します。その後、司法修習生になったら、当然、裁判所でも検察庁でも法律事務所でも、みんな本物の人に同席してOJTをやるわけなので、その場にさらに通訳人の卵がついてきたとしても、我々の業界の人はまったく違和感ないと思います。

**佐藤** 国際協会などの相談窓口で、大学生が現場で学ぶ場所を提供するのは非常に良いです。しかし気になるのは、実際の現場には、生々しい相談内容や個人情報の関係で、利用者の信頼を維持しながら、学びの場として利用するのは難しいです。特に個人情報などの責任をクリアすれば、大丈夫なのではないかと思います。

**関** その問題は、うちの業界でも必ず話題になります。たとえば司法修習生は裁判官室や検察庁の取り調べ室などにも入れますが、それは法律上の守秘義務が課せられているからです。それにより、個人情報が漏れることはないという枠組みになっています。

これに対し、ロースクール生の場合には守秘義務が法律の明文で科されているわけではないので、個人情報が漏れたら困ります、と同席を断られることがあります。ロースクール側としては、本人に誓約書を書かせ、併せて、常々法曹倫理教育を施すなどして、何とか守秘義務を担保して、個人情報が漏れないような形での研修をしようとしています。

**武田** コミュニティ通訳の養成という意味では、言語能力や知識ばかりでなくて、そういう倫理的な教育も必要になってくるわけですね。それを押さえれば、今後はそうした問題もクリアできるかもしれないということですね。ありがとうございました。

これまで2つの観点から議論を進めました。ひとつは制度の構築で、ここでは外大と弁護士会などとのコラボレーションも何かできるのではないかとこの可能性を探る方向も出てきました。それから2つ目観点はいかに養成するかで、コミュニティ通訳養成はぜひ大学

でやらなければならないということが出てきました。実践知は大事で、現場と大学を往復することで実際に実践をしながら、学術的な知識と実践知を合わせて共有していくことが大事である。学術的な知識もいろいろな分野のものが必要とされているため、必要なときに取り出せるように、それらを引き出しとして持つておかなければならない、ということも見えてきました。それでは、残りあと少しになりましたので、何か最後に一言ずつ言い残したポイントでもご紹介いただければと思います。

## ■ 社会との協働を目指して

**内藤** 先ほど倫理の話が最後に出ましたが、あと実際にロースクールや司法修習生が現場に行く、行かないという話もあったので、その観点からお話をさせていただくと、通訳に関しても学んだ知識をどうやって生かすべきか。これもできれば同じように、たとえば通訳者に付いて誰か学生が週に、どのような形態かは定かではありませんが、学生と一緒にひとつの現場に入っていくことも考えられるかと思います。たとえば教員と現場に入り、その際、実際に求められるマナーなどについて実践知を構築していく。そこから理論に関して、あるいは倫理に関して見えてくることもあるのではないかと思います。

とは言いながら、やはり同じ現場は2つないわけであり、いずれの場においてもケース・バイ・ケースにならざるを得ないことがあるかと思います。通訳者は毎回現場が異なるわけで、自分でその場でどう行動したらいいのかということ判断していく必要がありますが。

ですから、大学で学べるということのポイントに戻りますと、単に経済や政治といった知識に限らず、やはりその場で何をすればいいのかを考えること、これは別にどんな科目であれ、どんな演習であれ、やはり授業を通して教員やクラスメイトと議論を重ねることで身に付けていく、そういう地道な力だと思います。すごく抽象的な話かもしれませんが、こうした、いわゆる「考える力」も今後大学が涵養していかなければならないことなのではないでしょうか。

**武田** 単に知識を身に付けることばかりではなく、それを統合していくような力、統合的思考して、論理的に組み立てていく力も重要だということですね。ありがとうございました。

**関** 今日の議論は、人材の「育成」の話と、人材の「ストック」の話とを分けていただいたのがよかった。頭の整理ができたと思います。

育成に関しては、通訳学校ももちろん必要ですが、ぜひ東京外国語大学がちゃんと担っていただきたいと思いますし、もっと早くやっていただいてもよかったと私は思います。何十年前から始めてもよかったと思いますが、今からでも是非やっていただきたいと思います。

大学がやることの意義は、語学の教育のレベルが高いことのみならず、文化や制度など、幅広い教養も身に付けた人材をちゃんと送り出せることにあります。非常に安定した組織が人材を継続的に供給していることに対しては、社会から大きな信頼が寄せられると思います。

また、採算性に乗らないような少数言語の通訳の養成は、やはり通訳学校は決してできないことです。これは、社会的使命として大学でやっていただくしかないだろう。それをやった結果として人材が育ったときに、その人材が開花するような「ストック」のシステムをちゃんとつくって、それを社会の需要の結び付けること。そのシステム構築は、必ずしも大学が直接やらなくてもいいでしょうが、関与はしていただいた方が全体的な枠組みとして整合的に出来上がると思います。今後ぜひ東京外国語大学では開講していただきたいと思います。

**武田** ありがとうございました。次は佐藤さん。

**佐藤** まず、コミュニティ通訳コースの修了生として、現場にはさまざまな課題が多く存在します。実際にコースを受けて、自信を持ちながら取り組むことができ、非常に満足しました。東京

外国語大学には非常にありがたく、感謝の気持ちもあって、同じコミュニティ通訳に関わっている方に是非、参加してほしいと思います。

もちろん、一番大きなメリットは、ユーザー側、クライアント側、両方に関して、私たちに対する信頼性をアピールすることができます。

最後に、現在、外国人コミュニティは間もなく、2世の世代に突入しようとしています。その中に、バイリンガルに育ち、大学まで進んでいる人がたくさんいます。もちろん、日本の母国の間に生まれた人には、社会貢献などの観点から、多文化共生やコミュニティ通訳に関わりたい人が数多くいます。今後から、東京外国語大学がその人たちのために、社会貢献へ第一歩になるのが、非常にありがたいと思います。

**武田** ありがとうございました。時間も押していますので、簡単にまとめます。昨年からコミュニティ通訳講座を始めてまいりまして、まだ2年目ですが、やはりこれからも続けていかなければならないということを感じました。それからさらに必要なのが社会との協働です。実践の現場との協働によって養成課程と、その後、人材を機能させるためのシステムをつくり上げていかなければならないということ、そしてそれも国立大学ですので使命だということも実感いたしました。私たちも新たな知識を持って取り組んでまいりたいと思いました。これで午前中のパネルディスカッションを終わらせたいと思います。

パネル  
ディスカッション  
Ⅲ

# 「多様性」への対応

## ～「協働」を創り出す人材の必要性和そのあり方

### 趣旨

言語・文化の異なる人々の定住化にともなって、地域には様々な問題が顕在化してきている。そうした言語・文化の差異に象徴される「多様性」への対応には、これまでの「人・モノ・金」を資源とするやり方から、「協働」によって生み出される「ソーシャルキャピタル」による問題解決の重要性が指摘されるようになった。本セッションでは、日本社会の多文化化の問題に対して、内閣府が企画・調整役を担い実施されている日系定住外国人施策や現在各地でボランティアを中心に実施されている地域日本語教育に対する文化庁の人材養成の取り組み、および地域福祉の分野において「協働」の推進役はどのように考えられているのかを報告する。そのうえで、本センターで取り組んでいる多文化社会コーディネーター研究の成果を紹介しつつ、これまで日本社会が経験したことのない多様性への対応に貢献できる人材の必要性和そのあり方について議論する。

#### 報告者&パネリスト ※所属・肩書きはフォーラム実施時のもの

齊藤 馨 (内閣府定住外国人施策推進室参事官)  
小松 弥生 (文化庁文化部長)  
妻鹿 ふみ子 (東海大学健康科学部教授)

#### コメンテーター

山西 優二 (本学特任研究員/早稲田大学文学学術院教授)

#### コーディネーター

伊東 祐郎 (本学留学生日本語教育センター長)

### 登壇者プロフィール (発表順)

#### 1 齊藤 馨 (さいとう かおる)

1992年に総理府(内閣府の前身)に入府後、英国留学、総務省、財務省、大臣秘書官等を経て本年8月より共生社会政策統括官付参事官となる。現在の担当は定住外国人施策と自殺対策。2009年には初代担当大臣(小淵優子国務大臣)の秘書官として定住外国人の問題に携わる。

#### 2 小松 弥生 (こまつ やよい)

1981年、文部省入省。省内で、文化、高等教育、海外子女教育、幼児教育等の担当課を経験。1995年掛川市教育長、1998年仙台市教育長を経て、2005年、文化庁文化財部伝統文化課長。2007年、文化庁長官官房政策課長。2010年から、(現)文化庁文化部長。

#### 3 妻鹿 ふみ子 (めが ふみこ)

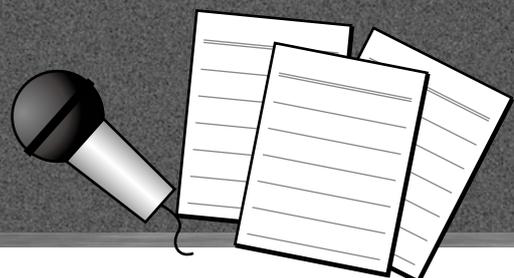
大阪ボランティア協会のボランティアコーディネーターとして社会人のキャリアをスタート。その後教職に転じ、現在は東海大学で地域福祉、ボランティア論を教える。ライフワークとして取り組むのはボランティアコーディネーターという役割の顕在化と認知度アップ。日本ボランティアコーディネーター協会代表理事をつとめる。

#### 4 山西 優二 (やまにし ゆうじ)

2006年度より多言語・多文化教育研究センターの特任研究員として「協働実践研究」「多文化社会コーディネーター研究」に携わる。またことばのもつ多様な教育的役割を注視し、「ことばと国際理解教育」「多言語・多文化教材開発プロジェクト」などの活動に関わっている。

#### 5 伊東 祐郎 (いとう すけろう)

1996年から4年間、旧文部省海外教育専門官(併任)として、日本語教育関連施策への助言及び企画等に参加。2009年から文化審議会国語分科会臨時委員を務め、現在「生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」を開発中。



## ■ はじめに

伊東 それでは、全国フォーラム最後のセッションになりますが、パネルディスカッションが「多様性への対応～協働を創り出す人材の必要性とそのあり方」について、約2時間パネルを始めさせていただきます。

本パネルの趣旨ですが、言語・文化の異なる人々の定住化に伴って、地域には様々な問題が顕在化していることは、皆さんご承知の通りだと思います。そうした言語・文化の異なったことに象徴される多様性への対応には、これまでの人、物、金を資源として対応してきたというところはあると思いますが、それだけでは十分に立ちゆかないというところで、人による、協働によって生み出される社会的資源によって問題解決の重要性が最近特に重要視されていると言えると思います。

本セッションでは、このような状況の中で、日本社会の多様化、多文化化の問題に対して、今日ご登壇いただく内閣府の方で進めてらっしゃる日系定住外国人施策や、そして文化庁で取り組んでらっしゃる地域のボランティア活動や人材育成、そういうところに焦点を当てつつ、地域福祉の分野での協働の推進役はどう考えているかというところを踏まえながら、議論していきたいと思います。

このパネルをご覧ください。「多様性への対応、そして協働を創り出す人材の必要性のそのあり方」です。実は東京外大のこのセンターでは過去3年間、そして今年もこのような多言語・多文化社会と専門人材育成養成講座ということで多文化社会コーディネーターコースを開講してまいりました。このコースの開講と同時に、進行と同時に私たちは1回、多文化社会コーディネーターとは何なのかということも、ずっと議論してまいりました。これは新しい分野なので、やはり共通の認識が必要ではないかということで、このようないわゆる冊子の中にもまとめています。



左から 伊東 祐郎、齋藤 馨、小松 弥生、妻鹿 ふみ子、山西 優二

そして同様に、専門性、そして社会的役割がいったいどういうことなのかということも議論してまいりました。そういう議論を踏まえ、現場のいわゆるコーディネーターとして来てくださる方たちと一緒にコーディネーターコースを作り上げていったと言ってもいいと思います。そういう意味で私たちの興味関心は多文化社会コーディネーターの専門性を見据えて、どう育成していくかというところを、いわゆる行政の政策と、現場のさまざまな混沌とした状況と、どう協働でそれを中身のあるものとして実現していくかというところに焦点を当てて、今日は議論していきたいと思います。

ですから、今日これからご紹介させていただく方々は、行政、そしてボランティア、NPO、専門性育成人材、そして最終的にはこの連携、協働をどうするかというところに、ある程度かかわる方々ばかりと考えただければと思います。今日司会進行をさせていただきます私は東京外大の留学生日本語教育センターの伊東と申します。どうぞよろしくお付き合い、お願いいたします。

それでは、まず今日のパネリストの方をご紹介したいと思います。皆様から向かって右側、齊藤馨さんです。齊藤さんは内閣府定住外国人施策推進室参事官でいらっしゃって、先ほどのアクションプランについても十分かかわっている方で、今日お願いいたしました。

そして右側、小松弥生さんです。文化庁文化部長をしていらっしゃいます。小松さんのところ、文化庁ではいわゆるコーディネーター養成講座や定住外国人の日本語教育カリキュラムの案という形で、実際私自身もかかわっていますが、そういったところで十分関与していらっしゃるの、いろいろなお話が聞けるかと思います。

そして、その右、妻鹿ふみ子さんです。東海大学健康科学部教授でいらっしゃいまして、プロフィールにもありましたように、ボランティア、NPO等々、社会人のキャリアについてずっと研究されています。

そして一番右にお座りなのが山西優二さんです。本センターの特任研究員として、このコーディネーター養成講座をはじめ、さまざまな観点からご助言をいただいています。今日はこの4名の方を中心にパネルを進めさせていただきたいと思います。

進め方ですが、最初3名の方々に1人20分ずつ、それぞれのお立場から報告とお話をしていただきたいと思います。これでだいたい1時間ほど、たぶんかかるだろうと思います。その後、3名の方に並んでいただいた後、山西さんの方から3名の方の発表を受けてコメントや、あるいは質問等を出していただいて、その後のパネルのディスカッションに結び付けていきたいと考えております。時間が許せば、フロアの皆さんから直接ご質問を伺って、またその中で中身のあるディスカッションにしたいと考えています。どうぞご協力をよろしくお願い致します。

では、最初は齊藤さんです。よろしくお願い致します。

## ■ 日系定住外国人施策にかかる人材の育成について

**齊藤** それでは、ただ今、ご紹介いただきました内閣府定住外国人施策推進室参事官をしております齊藤です。私の方からはまず、日系の定住外国人の施策の取りまとめをやっていますので、その関係の話をさせていただきたいと思います。

まず初めに私どもが担当いたしております日系定住外国人という方々は、どんな方々かというところを解説させていただきたいと思います。昨年末の時点で我が国の外国人登録者数は約210万人です。そのうちの77万人ほどが活動に基づく在留資格の者、それから40万人がいわゆる入管特例法に基づく特別永住者、残りの約100万人がいわゆる身分または地位に

基づく在留資格の者ということになっています。

日系定住外国人とは、今、申し上げたもののうちの3番目のカテゴリとなり、身分または地位に基づく在留資格の者のうち、日系の3世などの定住者、それから日本人の配偶者等の方々です。昨年末時点で、日系ブラジル人の方が約23万人、それから日系ペルー人の方が約6万人で外国人登録をされている状況です。

これらの方々は昭和63年ごろから増加を始めております。平成の時代に入ってから急激に増え、その後、平成20年秋のリーマンショック、それからそれに続く世界経済危機までの間は一貫をして増加を続けていたところでした。それらの方々はある一定の地域に固まってお住まいになる、いわゆる集住化を進めてきました。

世界経済危機以前には、これら日系定住外国人の方々には、地域経済を支えて、活力の源となっていたなど、我が国の経済発展に貢献したことも大きかったのですが、一方で文化や生活習慣の違い、それから日本語能力の問題などがありまして、地域住民との間で文化的摩擦が生じることも見られたところでした。こういった問題がありましたので、当時は日系定住外国人の方々が多くお住まいになる地域、その自治体の方々を中心に、そういった問題に対する対策が進められてきたという経緯がございます。

これら日系定住外国人の方々の多くが、派遣、請負などの形態で多くが製造業に従事されていたということで、派遣会社などが生活全般の面倒を見ていました。そのため、その方々は長期間にわたって我が国に居住しているのにもかかわらず、日本語能力が十分に備わっていないような場合が多く見られていました。

## リーマンショックと定住外国人施策推進室の設置

その結果、平成20年秋ごろ、日系の定住外国人の方々の解雇や雇い止めといった問題が頻発しますと、失業に伴って単に職を失うだけではなくて、生活基盤そのものを失ってしまうという形で、多くの問題が顕在化していったという流れです。また、そのお子さんたち等は保護者の方々が職を失い、生活基盤を失ったことに伴いまして、授業料を支払うことができなくなって、ブラジル人学校などを退学し、そのまま自宅で過ごす、いわゆる不就学といったケースが多く見られるようになってきました。

当時、こういった状況がありましたので、政府は平成21年1月、私ども内閣府に定住外国人施策推進室の設置をいたしました。そして、速やかに必要な対策を取りまとめるようにということで着手をしたところでした。先ほどの資料にもこれについて書いていましたが、余談にはなりますが、当時は自公連立政権であり、麻生内閣でした。私は小渕優子少子化担当大臣の秘書官をしておりまして、彼女がこの日系定住外国人施策推進室の担当大臣に指名されたものですが、私も大臣の秘書官という立場でこの推進室の立ち上げや、その後の施策の取りまとめに携わってきました。

元に戻りますが、平成21年1月にまずは緊急的な対策を取りまとめましたが、その主な内容はまずは雇用。それから今、申し上げたお子様たちの問題ということで教育、それからそもそも生活基盤ですべてを失われた方が多いということで住宅の政策、さらには帰国支援、それからそういった方々に情報提供、そういったメニューを挙げました。

もう少し具体的に申しますと、例えば雇用の分野ではハローワークへの外国人通訳の配置や、ワンストップ相談コーナーを新たに開設するといった就職の支援、就労準備研修などを実施しました。教育の分野では日系定住外国人のお子様たちの就学支援事業、外国語の支援員の配置や、日本語教室の実施など。住宅分野に関しては、公営住宅に職を失って住むとこ

ろを失った日系定住外国人の方々に入居をしていただく。情報の提供分野では、後ほどもう少し詳しく説明しますが、ポータルサイトを開設し、多言語による情報の発信をするなどです。

それからある意味、最も緊急的な対策ということで期待されていたものですが、日系の離職者の方で本国に帰国なさることを希望するの方々には、帰国支援の事業の実施をしました。これは緊急対策ということで21年度末までで終了となっております。これら定住外国人推進室を中心に取まとめた緊急の対策に基づいて、それぞれを所管する省庁において対策を着実に実施したというのが、平成21年1月以降の状況です。

こうした対策を政府が講じる一方で、再就職の見込みが立たない方など、日本での生活を断念される方が相当数、本国に帰国をされています。その結果、日系定住外国人の方々もここ数年、外国人登録者数は減少傾向です。先ほど触れましたけれども、今なお、約30万人の日系の定住外国人の方が日本で生活をされています。特に日本での暮らしが長期間にわたった方ほど、その後も日本での定住を希望されるという傾向が強いです。従いまして、そういったの方々に対しては緊急的な対応にとどまらない抜本的な対策が必要であるといった認識が広まり、共有をされていったという流れがございます。

## 抜本的な対策の必要性 ー日系定住外国人施策に関する行動計画の策定

その結果定住外国人政策は次のフェーズに入るわけですが、こういった問題意識の高まりを受け、平成22年、7月には日系定住外国人施策の体系的・総合的な方針ということで、日系定住外個人施策に関する基本方針、お配りしている資料には日系定住外国人施策に関する行動計画の策定と書いていますが、ここで掲げられているような項目の基となるような基本的な指針です。こういったものを政府が取まとめています。

特に基本指針ですので、政策の進め方、その考え方などを整理することが非常に重要なわけですが、その基本的な考え方として、「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすることが必要である。社会の一員として受け入れを進めるに当たっては、国籍などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等の関係を築こうとしながら日本社会の構成員として共に生きていくという視点が大切である。また、政府が自治体の連携しながら、これまでの関連施策に必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である」など、本日のパネルディスカッションのテーマにも通ずる内容が、基本的な考え方として掲げられております。この基本的な考え方、基本指針に基づき、その後さらに各府省庁において、この具体化のための検討を続け、今年の3月末になりますが、ここにお示した行動計画を策定したということでございます。

基本指針と行動計画は両方まとめて1つのパッケージです。基本的な考え方の部分である基本指針と、それからそれを具体化する個々の施策のメニューということで、行動計画という構成になっています。

行動計画については、大きく分けると5つの項目によって構成されています。1つ目が日本語で生活できるための施策、次に子供を大切に育てていくための施策、安定して働くための施策、社会の中で困ったときのための施策、それからどこにも分類しにくいということで、その他の施策という構成です。

本日の議論ではこのうちのいくつかの内容について論議していくかと思えますし、後ほど文化庁文化部長の説明の中でコミュニケーションに関するものはあると思えますので、その

他の部分に関して簡単に触れさせていただきますと、例えば安定して働くための施策として、先ほど申し上げたようなハローワークで実施されている対策に加えて、より具体的に、これはすでに出ていますけれども、就労準備研修についても、実習についての項目、それから雇用者側だけでなく、事業主に対する指導などの実習等々が挙げられています。それから、後ほど触れますが、協働という意味に関しては下から2つ目の、社会の中で困ったときのための施策の中に、国だけではなくて自治体や企業、NPO など、日系定住外国人施策を推進する団体間の連携、そういうことが述べられています。

若干長すぎる前振りといえますか、背景の説明になってしまいますが、これが私ども内閣府が取りまとめている日系定住外国人施策の全体像ということです。本日のテーマであります「協働を創り出す人材の必要とそのあり方」に関連して、日系定住外国人施策ではどのようにNPOなどが位置付けられているかなど、実際に私どもがどういった取り組みをしているかについて、次にお話ししたいと思います。

## 日系定住外国人施策の中での協働の考え方と取組

先ほど少し申しましたけれども、行動計画の4番目、社会の中で困ったときのためにという施策の中に、外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進という項目が掲げられています。その中で例えば「日系定住外国人とのコミュニケーションを円滑化し、生活を支援するためには、行政機関だけではなく、日系定住外国人を支援するNPO等の新しい公共の担い手とも協働して取り組むことが重要であり、NPO等に対する情報提供等を通じて、NPO等や社会的活動を担う人材の育成を積極的に図る」。

「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体の町づくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取り組みを奨励し、日系定住外国人の日本社会への受け入れを積極的に行う環境を整備する」といったような記述があります。

これらの記述に基づきまして、私ども内閣府としましては3つの施策を今、練っているところです。1つ目は、すでに言葉としては出てきていますが、定住外国人施策のポータルサイトといったものを開設し運営しています。もしかすると、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、これは例えば関連する政策に関する基本的な情報や、それから各省庁で実施している日系定住外国人支援のための施策の情報、さらには関係機関や自治体情報へのリンク集、そういったものを日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語の4カ国語で発信しているものです。

このポータルサイトの運営に当たりましては協働ということで、各関係者の意見を反映して、できるだけ現場のニーズに即した形で情報を充実していこうということを考えています。例えば有識者の方に加えて、多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議、NPO、外国人支援のNPOや関係の国際交流団体等の関係者の方々にお集まりいただいて、企画運営のための委員会を開催して、コミュニケーションをとりながら推進してまいります。

2つ目の内閣府の取り組みとして、いわゆるグッドプラクティスの紹介に力を入れています。先ほど最初に申しましたが、各自治体におきまして日系定住外国人の方々に対するいろいろな支援策が講じられているところですが、それらの団体の協力を得て、各地で取り組まれている事例を収集いたしまして有識者ヒアリングなどを経て、その事例を提供いたしております。これはやはり政府や関係の行政機関、関係の自治体の施策の参考資料ということを超えて、各地で活動を展開されている団体の方々にも大変、参考になるのではないかと考えま

して、報告書として配布するだけではなくて、ホームページ上にも掲載をして、どなたでもご覧いただけるような形で提供しています。

最後の3つ目ですが、定住外国人の問題に関しては、協働すべき対象は行政やNPOだけではなくて、企業も1つ重要な協働のパートナーです。ということで、内閣府において今回は岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市の東海3県プラス1市と協力しまして、企業における取り組みや、現在の課題などについての公開のセミナーを開催することにしております。このような機会を設けることによって、単に関係者間で情報や課題に関する知識が増えるということだけではなく、あまり直接交流する機会のない関係者同士の交流の場となって、新たな協働の取り組みが生まれる可能性が広がることを期待しています。

以上、3つのメニューを通じて内閣府としては日系の定住外国人政策に関する国、地方公共団体、それからNPO等との協働をしていくというところです。大ざっぱですが、日系定住外国人施策の全体像と内閣府の政策についてのご紹介を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**伊東** 齊藤さん、どうもありがとうございました。簡潔に20分でまとめていただきました。基本指針と行動計画の策定、具体的な取り組み、そして3つのメニューをお話しいただけたと理解しています。それでは次に、文化庁の小松部長さんの方から、文化庁の取り組みについてお話ししたいと思っています。よろしくお願いします。

## ■ 多文化社会実現のための文化力の必要性

**小松** 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました文化庁文化部の小松です。私の方からは文化庁の日本語教育の取り組みについてお話をしながら、さらに広げて多文化共生社会、多文化世界をつくるために、私たち一人一人どのようにしていったらいいかということまで考えていければと思っています。

### 日本語教育の現状

まず、外国人に対する日本語教育の現状をお話ししましょう。外国人登録者数は平成22年末に213万人、これは20年が一番ピークで222万人であり、少し減ってきています。そのうち国内で日本語を学んでおられる人の数は、16万7,000人で、213万人のうちたったこれだけです。おそらく必要のない方もいらっしゃると思いますが、学ぶ機会に恵まれない、時間的に合わない、経済的な余裕がないなどいろいろな事情で学べていない人が非常に多いと思います。外国人登録者数のうちの1割に満たない人しか日本語学習をしていないという現状があります。

一方、海外でも日本語を勉強している人は非常に多くて、これもどんどん増えています。最近、日本のプレゼンスは下がっていると言われつつも、やはり日本に来て勉強したい、それから最近、海外に行って若者の意見を聞くと、日本のアイドルや漫画を見たい、学びたいと思っている例もかなり聞きます。このように海外での日本語教育への需要はまだまだあるという状況です。

文化庁は国内の日本語教育を担当していますので、その部分をお話ししたいと思います。まず全体的な方針と言いますか、日本語教育をどのようにやっていったらいいか、専門的な

中身について審議会等で検討をしていただきそれを基にさまざまな事業を行っています。それぞれについて御説明します。

## 「生活者としての外国人」に対する日本語教育とその取組

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は平成19年に設置されました。この小委員会では日本にこれからずっと住もうと思っておられる外国人に対する日本語教育をどうしていったらいいかという検討をしていただいています。去年の5月には「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」がまとめられました。

これは外国人の生活する場面、外国人が生活する側面に光を当てた場合に必要な日本語教育という意図で作っていますので、平たく言えばすべての外国人にかかわりのある、そういうものだと思います。

ただ、外国人によって、年齢、日本でどのような生活をしているのか、日本に住んでいる年限、本人の能力や適正など、様々な点で違いますから、それぞれの人に合わせたプログラムを作っていかなければいけないということで、この標準的なカリキュラムがすぐに使えるというものではありません。

そのため、さらに7月に「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」を作り、それからこの秋を目途として、教材例集を作るということ。それから来年の1月には能力、能力評価のあり方についても見解をまとめていただく予定です。もっと学びを進めていくためにも、自分がどこまで到達したかという能力を評価する必要があるし、指導者の側からも能力評価は必要だというご意見もあります。

さらに指導者の側の指導力の評価、これも日本語教員の資格などについてのご議論もいろいろあると思いますが、生活者という側面に光を当てた場合の指導力の評価についての検討も予定しており、来年度中には一連の、当面必要と思われる事項についての検討を終える予定にしています。ただ、それぞれにつき社会の変化に応じてさらに改善を加えていく必要があると思いますので、どんどんご意見をいただきたいと思います。

次に、実際にどんな事業を行っているかについてです。日本語教室の設置・運営に対する支援、それから人材の育成ということで、日本語の指導者を養成する事業、それからボランティアを対象とした実践的な研修という、この3本柱でこれまでは実施してまいり、それぞれ例えば教室の設置・運営だと、今年ですと全国76カ所、あと指導者養成、ボランティア研修は全国28カ所で実施していただいています。来年度はこれらをまとめて、教室の設置・運営と人材育成、そして教材の作成、を総合的に47カ所で実施するというように、少しやり方を変えます。

県によって実情が違うと思いますが、かなり近い地域でも、各日本語教室の間での連携が取れていなかったり、指導者の間での連絡が取れていなかったり、あるいは、行政とのつながりがうまくいってなかったりすることがあります。同じ目的で仕事をしているのだから、もっと関係者が連携を取ると、グッドプラクティスや、失敗事例の共有にもなりますので、これら3つのことを一緒にやることによって、関係者がより連絡を取り合っていけるのではないかと思います。

## コーディネーターの必要性

それから、こういった地域の日本語教室の運営を行っているうちに、日本語教室を実際に指導するというだけでなく、指導者に対する指導的な立場に立ったり、あるいは日本語教育と、福祉などほかの分野とのつながりを付けていったりするコーディネーターが非常に重要であるということがわかってきます。

つまり、教室の中で指導者の方がコーディネーターの役割を求められて、その仕事が増えているということで、コーディネーターを養成することが重要なのではないかということになり、コーディネーター研修も行っています。去年から行ってまして、今年2年目です。

研修の狙いのところにコーディネーターに求められる能力として、問題の把握、課題の設定、それからファシリテーション、連携、方法の開発、リソースの把握が必要ということが書かれています。これらは日本語教室を運営していく上で、日本語教室の方にまだまだ軸足のあるコーディネーターに求められることだと思いますが、実際はこれよりももっと広がっているのではないかと思います。

日本語教室に来る外国人の方々が、例えば子どもの教育についての悩みを持っていたり、家庭内暴力の問題を抱えていたり、地域で仲間外れにされている状況があるなど、そういったいろいろな悩みを抱えていて、やはり日本語教室が自分の居場所になっているので、そこで吐き出すというか、そこで相談をして助けをいただけるという事例が多いと思いますので、コーディネーターの役割はここに書いている日本語教育に軸足を置いているものより、もっと幅広くなっているのではないかと思います。

このようにニーズが拡大しつつあるので、日本語教師の守備範囲がじわじわと広がってきて、負担も大きくなってきています。そのようなコーディネーターを地域に配置し、関係機関が支えていく、コーディネーターが中心になって地域の外国人が生活しやすいような地域社会をつくっていく。そのための事業を来年度は概算要求しています。

またそれぞれの地域で求められることが違っていると思います。ある程度生活面における日本語はできるようになってきたので、もう少し外国人が地域の中で活躍できるような、外国人がリーダーシップをとれるような、そういう状況にしていこうというところがあるかもしれませんし、より日本人と外国人の間の溝を埋めていく、そういう事業が必要であるというところもあるかもしれません。企業での生活時間が長いので、企業内の日本語教育をもっとやるべきだということもあるかもしれません。それぞれの地域に合わせた日本語教育を実現していくことによって、外国人だけではなくて、日本人にとっても多文化共生ということをより意識した社会づくりができるような、そういう事業を考えています。

この中では大学にも賛同いただいて、大学は主に調査研究ということになるかもしれませんが、専門的な立場から助言をしていただいたり、あるいは実践していただければ、ありがたいと思っています。

それから、日本語教育についていろいろな機関が担当していますので、それぞれが教材やコンテンツを持っています。それらを共有化する必要があると思っています。ちょうど内閣府の方には施策ポータルサイトがございしますが、私どもの方では日本語教育のコンテンツを共有するためのシステムを作ろうということで、今年度から作業を始めています。まだまだ始めたばかりですので、これについてもご協力をいただきたいと思います。

それからさらに、定住外国人施策の全体の取りまとめは内閣府のご担当ですが、日本語教育ということに焦点を当てたときに、取りまとめているところがないという批判を受けていますので、文化庁の方で取りまとめをやらせていただくことで、昨年、関係部署の連絡会議

をつくりました。

それから来年度1月には、関係部署だけではなくて、日本語教育の関係機関に集まっていただく会議を設ける予定です。ここで情報共有をして、課題があればその課題を政府としてどのように取り上げていけるのかも検討していきたいと思っています。

## 文化の担い手としての言葉、文化によるまちづくり

現在、私たちがやっている日本語関係施策は、おそらくまだ対症療法的な部分にとどまっておき、生活するのに必要な言葉を外国人に身に付けてもらうために、そこに必死になってかかりきりになっている状況だと思います。言語はお互いの文化を伝え合うものであり、さらに言えば言葉は文化の大きな担い手ですから、国として外国に対しても文化を発信していく手段でもあると思います。言葉は生活に必要だということだけではなくて、いろいろな文化関係の事業とうまく組み合わせていくことができればいいと思っています。

可見市の取組みの発表がありました。可見市では文化創造センターという文化会館で、演劇で日本人と外国人と一緒に演劇を作っていくという取組みをやっていきます。これを文化創造センターの事業にとどまらないで、今度は国際交流協会が後を引き継いで、さらに防災教育に発展させる、防災のセミナーに発展させていったり、その町全体の町づくりに発展させるという取組みをやっておられます。

私たちは文化による、まちづくりを進めてくださいということによく申し上げていますが、総務省の地域における多文化共生プランにおいては、コミュニケーション支援や生活支援、外国人にかかわるいろいろな課題を解決しながら、地域のまちづくりをしていこうというプランを持っておられますが、その中にやはり文化という視点を入れて、当然のことながら日本語教育も文化の大きな1分野ですが、文化とそれ以外の生活支援、医療も福祉も様々な課題を絡めながら、まちづくりをしていければいいのではないかと考えています。

その中でとても大事なものは、右下にある推進体制の整備というところです。ここは私たち行政、それから企業、そして一般市民、それぞれの主体がこれは自分に関係ないことだと思わないで、それぞれができることを、できるときに取り組んでいく必要があると思っています。

行政に関しても外国人関係のことを担当している部局の人は、日本語教育や外国人のケアについて非常に熱心ですが、それ以外の部署ではまったく無関心なところがあると聞いています。そうではない、これはいい社会をつくっていくために本当に必要なことだということ認識してもらうような取組みを、私たち日本語教育の関係者が働き掛けをしていかなければならないと思っています。私の発表は以上です。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

**伊東** 小松部長、どうもありがとうございました。日本語教育の政策面、そして次年度への取組みを詳細にご説明いただきました。それでは次に、妻鹿さんの方から、福祉から、そしてコーディネーションからというところからお話ししたいと思っています。よろしくお願いします。

## ■「地域福祉の実現」というパースペクティブから考える

**妻鹿** 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました東海大学の妻鹿と申します。私の専門はボランティアや地域福祉ということですが、ざっくり言いますと、市民が参加をして、どうやって地域の福祉と一緒に組んでいくのか。その際、ボランティア、市民活動を市民と、最近の言

い方で言いますと新しい公共などという形のを市民と行政と、あるいはNPOや企業を巻き込んで、一緒にどうつくって行こうかと考えています。そこをうまく回していくときにコーディネーターという役割が必要になるということを、主に市民の活動市民の活動のコーディネーションの必要性、ということで研究を続けてきました。

今日の話はそのことに関連して、地域福祉コーディネーターについてです。私に与えられたテーマは今の福祉の中でどのように協働をつくり出そうとしているのか、ということです。そこで、今、地域福祉コーディネーターだといわれているわけですが、かなり今、状況がやばいところに来ておまして、もう協働ということをしなければ地域の福祉はもう成り立たなくなっているという結構ぎりぎりのところまで、特に都市部は今、来ていると思っています。その辺の状況を少し皆さんにご紹介させていただいて、コーディネーターを置いていかなければ、私たちの地域福祉の実現は図れない、それがどうしてなのか、今、何が考えられているのか、そのあたりをお話ししていきたいと思います。

## 地域福祉とは何か ―「地域の組織化」と「福祉の組織化」

もともと私は大学でずっと地域福祉を教えてきていますが、まず地域福祉とは何ですかというときに、こういうキーワードを使って説明をするわけです。とても簡単に粗っぽく定義をすると、地域福祉というのは地域の組織化と福祉の組織化という2つの組織化をしていくことです。

地域の組織化というのは非常に福祉に興味がある人もない人も、私は関係ないと思っている人も、あるいは介護をしていますが、ぎりぎりのところで本当に福祉がなければもう大変という方、あるいは障害を持っている当事者の方、そういうさまざまな住民のことを組織化して地域の福祉力をアップしていこうということです。この地域の組織化を支える立場としての福祉関係者の組織化というものも一方で必要です。この両輪があって、福祉が実現します。

このように組織化をして目指すものが何かというと、これはソーシャルインクルージョンです。先ほどのお2人のお話にも出ていたかと思いますが、排除をせずに、もちろん外国人の方も含めて、さまざまな人たちを包摂していこうと。インクルージョンというのは今の地域福祉の大きな目的になっています。ところが残念ながら、今なかなかインクルージョンということができていない状況があるということです。そこで今、厚生労働省などが打ち出しているのが、支え合い、協働、ネットワークをつくって、ソーシャルインクルージョンを実現していこうということです。

これまでは地域の福祉力を高めましょう、今よりもいいものにしましょうと話をしていましたが、今はもうサステイナブルに、事業も何とか今のレベルを保つためには、支え合ったり協働したり、ネットワークをつくっていかなければ、崩壊が始まっているというところがあります。

皆さんのご記憶に新しいかもしれませんが、つい先日、確か新宿だったかと思いますが、木造のアパートが火事になって多くの方が身元不明のまま、逃げ遅れた方が多くて、それが誰だか分かるまでに2週間ぐらいかかっています。その多くが独り暮らしのご高齢の方でした。多くがご家族がいなくて、もうお亡くなりになって、どなたか分からない。命からがら逃げ出した方も、その隣に住んでいて亡くなった方と口を聞いたこともなかった、どんな人だったか分からないなど、都会の今のあるような、まさに孤立死と同じロジックで起こっている高齢者が多く住まわれているアパートでの火事ということでしたが、孤立死、孤独死は年間ここに挙げたように3万2,000人、おそらくこれよりも多いであろうと。こういう統

計データはありませんので、孤立死、孤独死は実はもっと多いのではないかとわれています。

つながりのない中で孤独に亡くなることが特に都市部で多くなっています。今後ますます増えるのではないかと。都市部の限界集落という言葉もありまして、高度経済成長期にできた例えば光が丘や多摩ニュータウンなど、大団地に今後、1人暮らしをする高齢者が増えてくると、ますますつながりがなく、このままいくと孤立死や孤独死はさらに増えてしまいます。単身高齢者の増加がそういうことを生み出しているわけです。また、買い物難民600万人、都市部にいる人たちをどうするのかといった福祉課題もあります。そして、そういうものを生み出している背景には、私たちみんなに共通するような、つながりがもう煩わしいと思うような人たちの増加ということあるのではないかと考えます。

## つながりと協働

そういう中で、新しい公共というものを官民協働でつくっていくという、もう1つのプロジェクトが今あるわけです。これは福祉分野だけではなく、NPOと行政と企業といろいろなところが手を携えて、今までのいわゆる官中心の公共から、官民協働の公共をつくっていくという流れです。

それが福祉分野では今どうなっているか。これはぼやとしていて申し訳ないですが、厚生労働省が今、打ち出しているのが200億円規模の交付金として都道府県自治体に、この予算があるので、皆さんと一緒にかつ地域で支え合いというものをつくっていきましょうということ、地域で私たちが普段いろいろな生活の場面でお付き合いのある医療機関、行政、警察、消防というものがちりばめられています、こういう県や市町村レベルでこういうところがつながっていかねばいけないのは当然ですが、ここで重要なのは、下の方のところに書いてある、地域のレベルでの支え合いを何とかネットワークとして形にしていってほしい、という点です。

もちろんここでフォーカスされている主な対象は高齢者ですが、しかしどこにも高齢者を中心としたなどという文言はまったくありませんので、おそらくもちろん要援護の対象者としては高齢者が多いわけですが、単にこれは高齢者だけ支えればよいというものではなく、高齢者も含めたすべての人たちが、お互いに支えが必要になったときは、お互いに支え合う体制をつくりましょうと。

## 地域レベルでの支えあい、地域福祉コーディネーター

これまででしたら、それはできる範囲で市町村にと、あるいは税金の多くの投入されている、左下にありますが、社会福祉協議会などがやればよいというところがあったかと思いますが、いまやそれは財政的にも、本当に多くのご高齢の方がいらっしゃるという中で、地域の人的にもなかなか難しいという中で、地域の支え合いを支援していく。予算も付けましょうという中で、しかし主体は住民の皆さんでNPOなどを立ち上げて、この支え合いをつくってほしいということで、人材育成、拠点整備というところにも予算が付けられるようになっています。

おそらく地域レベルのイメージとしては、こういうことなのかなと思いますが、地域福祉コーディネーター、これは数年ぐらい前に、今のこの支え合い体制の少し前に出された「新しい支え合いを求めて」という厚生労働省の研究報告書がありますが、その中ではっきりと

明示された地域福祉を中心とするコーディネーター役、これは別の言い方で昔、どこの町にもいた世話焼きおじさん、世話焼きお婆さんというものを、今の21世紀にふさわしい形で復活させましょうと。もちろん新しい枠組みで、世話焼きおじさんや世話焼きお婆さんが皆さんの地域にいるような、そういう地域をつくっていきましょうと。

この人が核になって、例えば高齢の独り暮らしの方を見守る、あるいは過去最高になったと先月も報道されていた例えば生活保護の受給家庭に対する相談支援を行っている民生委員、あるいは子育て支援、あるいは児童虐待などに目配りをする児童委員、こういった半分行政もおせっかいをしながらも、半分はボランティアとして地域の要として活動している民生委員や、それとは別にまた生活介護支援サポーターなどといったものもありますが、こういう専門的なもの、そうではないものを含めて、地域福祉コーディネーターが真ん中にいて、地域のつながりをつくって、人材を養成しつつ、要援護者に対してサポートしていきましょうということです。

これもかなりモデル的に推進をして、日本の中でも今たぶん一番進んでいるところにいるのが、今、何かと話題の大阪府ですが、これだけは橋下知事も予算をカットしなかった市ですが、かなり優れた取り組みをされていますので、イメージとしてはこの大阪の話をするのが一番分かりやすいので、少しご紹介したいと思います。

今、地域福祉の世界では日常生活圏域で、とにかく福祉の世界をつくろうと。一番下の枠組みですが、だいたいこれが小学校区域という、私たちが肌で私の地域と思える範囲はだいたいこの範囲だと思います。従来から福祉分野では「小地域ネットワーク活動、福祉委員会」と書いていますが、大阪ではこの小地域のことを小学校校区の校区と呼んでいます。ここを1つの日常生活の範囲として、この中で支え合う基本的なネットワークをつくっていきましょうと。

ここには残念ながら外国人という文言は出ていませんが、例えば当事者の会や障害者、医療機関など、さまざまな必要な機関がここに書かれているところを見ますと、援護を要する者の中には当然外国人も含まれるべきです。大阪で最も優れた取り組みをしている豊中市というところは、非常に多くの外国人も住んでいらっしゃる場所ですので、当然この援護を要する者の中には外国人の人たちも含まれていると考えられると思います。

直接的に援護を必要とする人たちに対する支援がいくつか書かれています。簡単なところでは見守りをする、相談に乗るなど、コーディネートという役割で言えば、つなぐという役割もあるかと思います。そのほか、さまざまなNPO活動と組み合わせて支援しています。

## 地域のレベルとコミュニティー・ソーシャル・ワーカーの役割

先ほど申しました民生委員や児童委員、それから自治体への期待も非常に大きいです。これは地域によっては老人クラブというものも今、風前のともしびのところはあるようですが、老人クラブ、既存の地域の組織も活用しながら、援助を要請して周りにこういうネットワークを張り巡らせていきましょうと。

これを地域でつくりつつ、そこをもう少しサポートする体制として、次のレベル、これがだいたい中学校区ぐらいのところ、サービス圏域というものが設定されていて、これは主に介護保険をうまく町も支えるというところで、もともとは設定されたもので、このサービス圏域に1つ必ず地域包括支援センターという、介護保険のあらゆる総合相談に乗ってくれる、療養も含めて乗ってくれる機関があります。だいたいこの地域包括支援センターが設置されているレベルが中学校区という感じで、この圏域ですべての介護以外の地域福祉の

サービスも考えていこうということになっています。

この地域包括支援センターに上に CSW というのがありますけれども、これが大阪が日本で今最も設置が進んでいるコミュニティー・ソーシャル・ワーカーと言います。これは大阪の独自の制度です。大阪の素晴らしいところは、コミュニティー・ソーシャル・ワーカーを例えば民生委員さんにもう1つ帽子をかぶってくださいと、働きを1つ増やすということをしなくて、各市の社会福祉協議会の正規の職員としてフルタイムでコミュニティー・ソーシャル・ワーカーを大阪府の予算を付けて雇って、この人たちが中心になって、地域福祉のコーディネーターになっていただいています。

ソーシャルワーカー、障害者関係の事業所、それからもちろんご高齢の方たち、児童、医療福祉の人たち、それから予備軍の人たちも含めてサービスが適切に行われ、またネットワーク張り巡らせて、セーフティーネットをきちんと機能させていこうということが考えられています。かなりこれはうまくいっています。大阪府内にいつもそれがあるわけです。もちろんそれをバックアップする市町村や、一番大きい圏域である大阪府があるわけです。こういうイメージで全国的に展開していくことが、支え合いの体制づくりとしては今、イメージされているのではないかと思います。

ただし、こうやって図を描いて、おそらく今、大阪には視察が全国から殺到しているのではないかと思います。単に会議だけをつくって、ネットワーク会議というのはどこでもできているわけですが、絵に描いたもちで終わらせないためには、まさしく先ほどの CSW、コミュニティー・ソーシャル・ワーカーという人を置いて、その人は地域福祉コーディネーターとしての役割を果たすことが重要なのではないかと思います。地域福祉コーディネーターにはこういう役割を求められると思いますが、数多くの無関心層の人たちを巻き込んで、いろいろな仕掛けは必要です。

それから、今、震災以降、何かできることがあれば私もしたいと思っている人は少なからずいます。そういう人たちに何か地域の活動に参加できる仕組みをつくる。それが本当に機能するためには、実は個人個人ではなかなか力が発揮できませんので、活動をしていただく、例えば NPO を立ち上げる支援をするといったことも求められるでしょう。それから今日のお話にもありましたが、なかなか地域の中で行政をされている方と、地域福祉の方が意外と住民活動をしていても、地域の活動をしていてもつながっていません。お金の出どころが違うとなかなか地域レベルでもつながっていません。それをつなぐのがまさに地域福祉コーディネーターであると思います。

それから、無関心な人たち、かかわりたくない人が多い中で、でもやはり顔と顔の見える人間関係がないのはどこか不安だと思っている人は多いわけで、人間関係づくりをしていくことも求められるのではないかと思います。

## 民生委員の役割

しかし、大阪府は予算を付けてコミュニティー・ソーシャル・ワーカーを、先ほどの校区に1人、小地域に1人きちんと配置するようとするような手当てを付けていますが、大多数の県ではそういう予算を十分に付けているとは限りません。そういう中で今、民生委員さんに過剰な期待が掛かっていて、その過剰な期待が今、悪循環をしています。過剰な期待に押しつぶされて辞める人もいらっしゃいます。

あるいは去年、民生委員が3年任期の改選があったのですが、改選期に全員改選できませんでした。空席がある都市部が今、非常に多いです。空席ができると、担っている人たちが

余分に担当家庭を持っていかなければいけないという中で、民生委員さんばかりに過剰な期待を寄せていられないというところもあります。

それ以外にも多くの地域では特定の人に役割が偏っている状況もあります。ある種の層の人たちだけが地域の福祉にかかわっていて、無関心の人たちが多くいるという残念な状況があります。そういう中で、希少な人材をどこまでこれに同意をしていただけるのかを考えつつ、それはNPOという形に事業化して、仕組みをつくっていくことをもっと積極的に推進していく必要があると思います。

それから大阪のコミュニティー・ソーシャル・ワーカーは予算化をして、有償の人材として、専門職として位置付けていますが、その専門職を含めて、地域の支えをサポートする人材を仕事として作り出していくことをもう少ししていかなければ、本当のネットワークにはなっていないのではないかと考えております。

非常に雑駁で急ぎ足でしたけれども、かなり地域は危機的な状況にあり、本当に支え合いというものが福祉も含めて、つくっていくことが待たなしの状況にあると、その辺はご理解いただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

**伊東** 妻鹿さん、どうもありがとうございました。地域福祉のお立場から、どのようにコーディネートしていくのか、つないでいくのか、人材育成をしていったらいいのかということ、大阪の例を紹介していただきながらお話しいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、これからディスカッションに移ります。コメンテーターとして今日お招きした山西さんから、お三方のお話を受けてお話しいただきます。

## ■ 東京外国語大学の多文化社会コーディネーター協働実践研究の成果

**山西** あらためて、山西です。よろしく申し上げます。

私がここに座らせていただいているのは、本センターが取り組んでいる多文化社会コーディネーターの研究の成果を紹介するということがあります。先ほどからずっと語られていますように、多文化社会コーディネーターに関する協働実践研究について、東京外国語大学の多言語・多文化教育研究センターは過去5年間、3ステージにわたってこの研究をやっているわけです。まず3つのステージについて簡単にご説明し、私もその中に常に特任研究員として参加させていただいたものですから、そこについて簡単に触れてみたいと思います。

報告書が作られていますので、すでに目にしている方はだいたいの流れが分かると思います。最初のステージ2年間、これは2007年から2008年かけてですが、ここでは多文化社会コーディネーターということが語られ始めて、実際コーディネーター論は多文化社会だけの議論ではなくて、先ほどの妻鹿さんのお話にあったように、福祉や公教育など、ありとあらゆるところでコーディネーター論が出てくる中で、もともとコーディネーターとは何なのか。まず現状をしっかり押さえながら、そこで語られているある種の研究成果も踏まえながら、多文化社会のコーディネーターの専門性とは何か、それを1度きちんと2年間かけてやろうというところで、研究をやりました。

そのときのメンバーが基本的には、まさしく多文化社会コーディネーターとして、過去10年もしくは十数年、20年近く、その場において実践の中で自ら専門性を形成してきた人たちが、まさしく実践者による協働実践研究をやったというところで2年間やったわけです。

ですから研究の方法も、ただ単にこれもコーディネーターだろうという仮説で理論を出す

のではなくて、皆さんが時には暗黙知として経験の中で自分に入り込んでいる、まさしく専門性を引き出しつつ、そして自らなぜそういう専門性を形成できたのかを省察する。そういう研究を中心にやってきました。これは1つの現場に即した研究方法ですので、実践者にとってはお互いが勉強し合う場でもあり、専門性とは何かを学び合うプロセスの中で専門性形成のための1つの研究だったと思います。

5項目ほど、この報告書の中にも出させていただいていますので、またあらためてご覧いただきたいのですが、5つのキーワードだけ出しておきます。1、人と出会い、関係をつくる。2、課題を探る。3、リソースを発見し、つなぐ。4、社会をデザインする。そして5としてプログラムを作り、参加の場をつくる。5つの大きな枠組みで語りつつ、そこに知識と技と、価値や思いや態度がその中に交錯しているような簡単な図式化もしてきたというのが、大きく言うとファーストステージでの研究でした。

そして2009年から2010年がセカンドステージ、2008年からコーディネーター養成講座が始まりましたので、セカンドステージは養成講座の修了者がこの協働実践型コーディネーター研究に参加する中で、まさしく専門性形成に向けた課題や考察を現場の実情に即して研究するというやり方を取っていました。約10名近い方たちが集まって、自分たちの実践の現場からまさしくコーディネーターの専門性をもう一度とらえ直しつつ、その専門性形成に向けて何が今、課題になっているかを実践と研究をリンクさせていくような協働実践を2年間かけて行いました。

そしてさらにサードステージとして、まさに現在の研究段階です。そしてそれぞれの研究ステージにおけるそのプロセスの報告は常にこの全国フォーラムの中での個別発表、もしくはグループでの活動としてそれを発表していくと、こういう流れの中で、過去5年間、コーディネーターの研究が行われてきたということが、1つの今までの成果だろうと私自身は思っています。そして、そのプロセス自身がまたコーディネーター養成の非常に大きな力を持っています。協働実践研究がコーディネーターの専門性形成にとって非常に大きな意味を持っていることも、あらためて前回の報告書にも少し書かせていただきました。

## 協働を作り出す人材の必要性とそのあり方

そういった研究の中から、あらためて今回の議論の中で、「協働を創り出す人材の必要性とそのあり方」というところに若干特化させてお話しさせていただくと、まさしくコーディネーターは先ほどから3人のお話の中にあるように、例えば行政のそれぞれ行政間におけるコーディネーションということもあれば、時には市民運動の中でもいろいろな団体、組織のコーディネーションということもあれば、まさしく行政、市民、さらには企業を含めた全体のコーディネーションというところで、このコーディネーターやコーディネーションという言葉は、本当に多様なセクターの中で今、議論されていますので、それぞれの状況に応じて、時にはコーディネーションが支援のためのコーディネーションである場合と、市民のように1つの運動性、行動性を持ったコーディネーションである場合、逆にそこをしっかりと丁寧に見極めながら議論していかないと、それを一言でコーディネーションだと言っても、内実がどうしても異なってきますので、そこはしっかりと押さえておくことが前提での議論になっていくと思っています。

その中で、コーディネーターの専門性というところで見ますと、先ほど5つのキーワードを挙げましたが、私は先ほどからお話を聞いている中で、社会をデザインするという言葉と、課題を探る、この2つがあらためて今、キーワードとして浮かび上がってきているのではな

いかという気がしているわけです。

1つはこの2日間の議論の中でも、昨日から中心に語られたような震災の問題が1つ出てきたときに、私たちの社会自身が今、大きく動こうとしているし、全体の社会自身が若干、制度疲労を起こしている。そういう中で多文化社会というのはまさしくこれから作り出していく社会ですから、私たちがどういう社会の在り方をポジティブに描き出していけるかは非常に大切なことです。

そういう状態の中で、コーディネーターが既存の枠の中で物事をコーディネーションするだけではもう十分ではないということです。そういう中でどういう社会を描き出していくことができるのか。さらには、その社会を描き出すことと同時並行で、課題をどう設定できるか。これがやはりコーディネーターの専門性のコアにある大切なものではないのかというところを、あらためて感じているところでもあります。

それは先ほどあえて文化庁の小松さんが最後に、文化、芸術、創造、福祉という言葉をおっしゃっていましたが、まさしく文化を1つのキーワードとして、あらためてどういう社会を描き出すのか。そういう視点が、コーディネーションの中の非常に大切なです。大きなデザイン力を持ちながら、その中で例えば地域にそれをどう描き出していくかがすごく大切なことになると思っています。そういった中で今後どういった専門性を培っていけるかが、1つの大きなポイントではないかとあらためて思います。

そして2番目ですが、この専門性形成というところで見ると、ここが一番難しいです。コーディネーターの必要性は多くのところで語られています。とはいえ、コーディネーターの専門性を誰がどのようにして作り出していくことができるかというところが非常に難しいところではあります。

## コーディネーターをどのように作り出すか

先ほどの文化庁の動きの中でも、制度としてコーディネーター研修が動きだしているとは聞いていますが、これも今後どこまでさらに進展させていくか、コーディネーターの力量というか枠組みが広がれば広がるほど、どこまでそういう研修プログラムを作っていくことができるのか。その中で外大が作り出してきたプログラムは、ある意味では非常に面白いものを作り出しているのと、あらためて私も感じますが、その中でやはりキーワードとして出てきているのが、今日のキーワードでもある協働と、もう1つが省察の2つです。

それは先ほどのファーストステージでもそうだったのですが、実際にコーディネーションの実践、もしくはコーディネーターとしての仕事にかかわりだしている人間が、まさしく協働の中で自分たちの実践をきちんと省察していくプログラムです。

それを個人のレベルでもやりつつ、一方では協働性の中で出していく。それは現場でも作り出すし、時にはこういう大学のところに戻ってきて、より第三者的な関係性も作り出していく。まさしく実践と省察というものがリンクしていく、循環していくような関係の中で、このコーディネーターの専門性を作り出そうとしてきています。

これは非常に大切な部分であって、座学の研修プログラムだけでは、特にそこで専門性が形成されるものではないことは、すぐに想像がつくわけですが、それを超えた研修システムをどうやって作り出せるかということは、必要性がこれだけ高まれば高まるほど、やはりそこを丁寧に議論していくことが、あらためて求められているという気がしています。ですから、今後コーディネーターの形成に向けての場づくりという部分を、どういう議論の中で進めていくかということが、あらためて今の議論の中でも、これからの課題として浮かび上

がってきているのではないかと感じています。

あともう1つの点に関してですが、それは最後に妻鹿さんが言っていた福祉と多文化というところのリンクの問題です。これは私事にはなりますが、私は神奈川県逗子に住んでいますが、逗子の中ではこの多文化というキーワードの中で、いろいろな活動をつくるのは非常に難しいです。ですから、私は最初から福祉の中にこの多文化の要素をどう織り込むかというところで、過去十数年活動してきていますが、やはりこの両者はそんなに簡単に切れるものではない。例えば多文化ですね、だいたいその人たちが高齢化していくことも、それも直接福祉の問題ですし、そこにおける子供の問題も福祉の問題ですし、何か障害を持つなど、これはもう直接福祉の問題と多文化の問題ですと切れるものではないということは誰が考えても分かります。

その中で、例えばこういうコーディネーター論を1つ取ってみても、先ほどのお話で分かるように、やはり福祉は社協、ボランティアセンターを含めて、歴史的にこういった議論を積み重ねてきています。私たちもコーディネーター研究をやるときに、一番最初にボランティアセンターを含めたボランティアコーディネーター研究を行いました。どこまでやっているのかというところを参考にしながら議論を進めた経緯がありますから、やはりそういったボランティアを含めて、福祉の分野が今までどれだけの蓄積を持ってきているかをしっかり学ぶ中で、それと多文化の問題をうまくリンクさせていくことが、今後の地域におけるコーディネーション、または人材育成ということにおいても、すごく大切な部分だろうとあらためて感じています。

特に国際交流協会では、予算的にしんどい。福祉も実際少ししんどくなっているという指摘がありますが、国際化よりは福祉の方がなかなか予算の確保も難しいだろうという議論もよくある中で、やはりその部分とうまくリンクさせていくところも、すごく大切なところで、全国の国際交流協会と社協、もしくはボランティアセンターがリンクしている事例もいくつか見られるのですが、まだまだ少ないです。そういったこともあえて意識しながらやっていくことも必要ではないかと思っています。

私の方からは3人の方々の議論をいただく中で、あらためてコーディネーター研究、もしくはコーディネーター養成という視点から見たときに、どう社会を描くのか。そのデザイン力と課題の設定力ということは、今後どういう形で検討されていくのか、さらにはそのコーディネーター形成のまさしく場づくりというところをどう考えていくか。最後に福祉とかぶせたというところで、少しコメントをさせていただきました。

**伊東** 山西さん、どうもありがとうございました。うまくまとめてくださったと思いますが、やはりあと残りの時間で、最初の3名の方と山西さんのコメントをうまくブレンドできればいいかなと思います。なるべくそのように努力したいと思います。

まず、山西さんがどういう社会を描き出していくのか、そして課題をどう設定していくかというところで、私は興味深く、今日お話を伺ったのは、やはり齊藤馨さんのご発表でした。日系定住外国人の行動計画がやはり具体的にこれからの日本社会がどういう社会を描き出していくかということ、まさに明確化し、そして具現化した1つの現れではなかったかなと思います。

そうしていくと、課題がある程度定義はされているし、設定はされているというのは、行動計画案を拝見しても分かりますが、問題はその担い手はどういう形にかかわっていくかということですが、齊藤さんにまずお聞きしたいのは、文化庁文化部長の小松さんもいらっしゃいますが、各省庁間のいわゆるコーディネーションというのは、内閣府の立場からどういふふうにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

## ■ 省庁間のコーディネート、専門性の必要性

**齊藤** ありがとうございます。今、私も皆さんの発表を興味深く聞いておりました、まず定住外国人の話から始まって、内閣府はそもそも各省庁の縦割りの弊害を1つでも低減しようということで、いわゆる政策を横串で協調するというコンセプトで生まれた役所です。定住外国人の施策に関しても、文部科学省だけではなくて厚生労働省も経済産業省も、その他のあらゆる省庁が関係したことで、それを内閣府が調整していこうということです。先ほど協働調整という部分でも、いろいろなケース、取り組みがありますが、それらのうち中央政府のレベルにおける政策の調整を伴うという役割です。

ただ、今の話は個別の話をあまり詳しくすると、逆に全体がぼやけてしまうのですが、全体の議論に戻しますと、私は日系の定住外国人とのコーディネーションですが、そのほかに自殺対策の担当をしていたり、その前は青少年の問題を担当していたり、ほかにも障害者のことであったりと、様々な分野を横串で調整してきたわけですが、まさに中央の政策と、現場の行政と、民間団体との協働、連携などということについては、分野は違っても同じ問題を抱えているわけです。結局、資源が有限で情報が必ずしも十分にうまく流通していなくて、ここで一部の人たちに負担が過重にかかっているという状況です。

先ほど山西先生がおっしゃっていた多文化のコーディネーションという感じでいうと、たぶんの分野でも基本的に必要な、社会資源でなくて、知識やコーディネーション力は同じで、そこに多文化でいけば、たぶん言語や文化の部分の専門性が求められているし、福祉でいけばまさに福祉、それから自殺なんていうことだとどちらかというと精神医療、そういった部分の知識。そういう基本的な知識、ノウハウに加えて、そういう専門性という2つの視点が必要で、前者はあまり個別に制度がこれは縦割りなどではなくて、共通でもっと底上げをしていくとともに必要な専門性をそれぞれの分野ごとに持っていくことが重要ではないかと思います。質問にうまくお答えできてないかもしれませんが。

**伊東** どうもありがとうございました。そうすると、ある意味では内閣府が行政の1つのコーディネーションを担っているという理解をしていいですね。

**齊藤** はい。

**伊東** そうなると、やはり核となる部分があるというような感じがします。そういう中で文化庁の日本語教育、外国人への政策はどういう役割を担っていると小松部長はお考えですか。先ほどの行動計画の中を見ると、ほとんど文化庁で今出されていることと同じというか、当然そうでしょうけれども、今回の行動計画の中における文化庁の出されている政策、どういう位置付けか、繰り返しになるかもしれませんが、役割についてお話しただけならと思います。密接に結び付いているとか、これは独自の文化庁のものだとか、何でもいいです。

**小松** 内閣府の資料は、各省が原稿を提出しているので、文化庁がやっていることをそのまま載せていただいているというのが実状です。各省の事業はまだまだ縦割りになっていて、文科省と文化庁の間ですら、うまく連携がとれていません。

ですから、ほかの省にかかわるところも、うまく内閣府さんが調整されたり、あるいは内閣府さんの調整がなくても、それぞれの省庁がお互いに協力して、連絡を取り合って解決をしていい方向に持っていくための行動計画であると受け止めています。

**伊東** ありがとうございます。そうすると、先ほど山西さんから、やはりキーワードは政策と協働だということでした。政策、コーディネーター養成講座でも政策が大切だと言ってきましたが、そうすると協働と政策を推進するのが内閣府ということですか。やはり文化庁独自のことが取り込まれていること、そこをどう協働させていくかの要になるところが、やはり内閣府と思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。齊藤さん。

**齊藤** おそらくそれぞれの省庁だけ、または2つの省庁が隣同士に並んでいるだけは、うまくいかないということについて調整できるのかなと、今、話を聞いていて思いました。実際にはなかなかそこまで力が及ばないかもしれませんが。

結局、先ほど社会資源の話がありましたが、要は政府は先ほど経緯を申し上げた通り、その問題事象に対する対応という部分で追われていて、例えば社会のグランドデザインということは、それもたぶん追えてないと思います。ですから、例えば日系定住外国人の問題を我々は所管しておりますが、やはりそこはそれぞれの対象者ごとに細かく調整をしていくよりは、もっともっと大きくくりにして、まさに文化部長さんがおっしゃったように、外国人の方はいろいろな外国人がいらっしゃるわけで、そこだけ切り取って解決を求めてもあまり意味がない話ですから、大きくくくって方向付けをしていくという政策になっていければいいなと思います。

**伊東** どうもありがとうございました。そういうことを考えると、私は妻鹿さんの説明してくださった地域社会のモデルをそのままもう当てはめてもいいと思いました。どうしてかというと、私が印象に残ったのはキーワード、支え合い、協働、ネットワークということで、ここにはもう日本人も外国人もなく、支え合うという点で言えば、困っている人をどう支え合うかですね。

地域の福祉という点で、妻鹿さんはご専門をなさっていらっしゃいますが、多様化している社会ということで、地域社会をもう少し福祉の中に当てはめていくとなると、どういうことを私たち、日本語教育をやっている者や、地域活動をやっている者が協働していったらいいか。妻鹿さんは福祉関係者と地域の外国人支援者とのネットワークというか、そこが少し断絶しているとおっしゃいましたが、それはどういうふうに融合していったらいいか、お話をいただきたいのですが。

## ■ 福祉と多文化のコーディネート

**妻鹿** わりとよくやられているのは、そこの地域にいらっしゃる外国人の方の、例えば料理教室をして、また一方で介護の方々は今、男の料理教室などされています。独り暮らしになるお父さんたちのためですね。だから、そういうものをリンクさせて、多文化などの方たちと福祉の方たちが出会うような、これはわりと入り口として、料理となると誰でも面白そうだなと思って来られるので、あそこにやってくる。

たぶん多文化共生も地域もそうだと思いますが、今、やられている方は相当にお疲れになっていて、新しい人材を巻き込みたいと。しかし出てくるのは何か同じような地域の人で、あれだけ人口からすると、新しい人はなぜこの一握りの人なんだというところで、料理教室は1例ですが、多くの人がもう少し負担がなく参加できるような仕組みや仕掛けを、それは最初はイベントめいていてもいいかとは思いますが、それを原則的にし続けるような仕掛けを、それが今までは社会福祉協議会が例えば福祉祭りをやっているわけですが、何か面白くない。そこに外国人の人が来て参加できるメニューもなかったりという。一方で、外国人の集住都市などでは、そういう外国人のことが分かるような何か催し物をやっている、でもそこには福祉関係者は行っていないという残念な状況があって、また予算の出どころが違うと思いますが。

先ほど申し上げた例えば小学校圏域などでは、もう少し一緒にやれる余地があるのだろうなど。ただお互いに何をやっているのかが見えていない状況があるので、まさしくその両方に知り合いのいるようなキーパーソンを探す中で、ばらばらにやっていたものでも一緒に参

加してやってみるということを始めはどうかと思います。うまくっているところは、つなぎ役の例えば議員さんがいる、商店街のおじちゃんがいるなど、そういう人をキーパーソンにして両者がつながっていることは少ないレアなケースですが、なくはないです。

**伊東** そうすると、つなぐということはずごく重要だと思いますが、それと関連して、マイクを持った山西さん、どうぞ。

## ■ NPO をどう巻き込むか

**山西** 今話を聞いていて1つ面白いと思うのは、やはり行政は若干縦割りの傾向があるので、それをどうつないでいくかという議論と、今のように地域の動きは、逆にそういう行政にとられないで、相対する領域に接したい。特に福祉関係はその傾向が歴史的にすごく強いです。ただ福祉が難しいと地域を見ていて思うのは、なかなか自分たちの地域や行政区分を超えた動きにはならない。どうしても行政の枠の中で、さっきも枠の中でという活動ですね。それを崩すのは、1つはNPO、NGO。その中に地域レベルの活動に、NGO、NPOをどうぐっと入り込ませるかです。

でも当然NPO、NGOはテーマで動いていたり、具体性で動きますから、狭い地域の枠だけでは活動しません。地域を超えた動きをNPOはつくってきますから、それをやると、うまく縦割り行政と社会、特に小さくまとまりがちな福祉の地域性と、これが少し横断的に交錯を始めます。

ここの交錯が始まると何が起こるかという、若者が参加しています。狭い枠組みだけでは若者は参加しないです。高齢者はある程度参加します。だから、そこに若者を入れ込むためには、若干のそういうテーマ性と、時には地域、さらには国を超えたぐらいの国際ボランティア型のもの、ボランティアコーディネーターを織り込んでいくと、若者は参加してもらえます。そうすると、若者が入った地域はまた違う意味で活性化していくので、その仕組みは、だからこそ若者と多文化という、多文化は絶対そういった空間を超えていこうとしますから、そこがうまく融合することによって、地域も活性化されるし、そのコーディネーターの姿がより具体化していくと思います。

**伊東** となると、今いる私たちの中だけでは立ちゆかないと福祉の中でもいわれていますし、地域の公教育の中でもいわれています。そうすると、やはり今日の日系定住外国人政策にかかわる人材育成のところで、齊藤さんはNPO等々の協働とおっしゃっていますよね。ここはどういうイメージで、山西さんの言葉を借りると、NPOをどういう形でデザインなり活用していこうとお考えか、齊藤さん、施策で何か。

**齊藤** 先ほど簡単にNPO関連のお話をしましたが、要は先ほどお話をした基本指針の中で問題意識としてNPOとの協働ということを十分に進めたいと表現していますけれども、具体的な施策になると、情報提供や先ほど文化部長さんからご紹介していただいたなどということになりまして、若干、さみしいという印象があるかもしれません。

もともとNPOですので、直接国に支援をしてほしい、NPOの人材育成などを政府で行ってほしいなど、そういうことを期待して立ち上げたものではないはずですが、ですから、どういうふうにNPOの活動を政策の中に位置づけていくかだと思いますが、正直申し上げて、定住外国人の分野に関して、具体的な取り組みを内閣府がしているわけではないです。

ただ皆さんもよくご存じだと思いますが、同じ内閣府という意味では、新しい公共ですね。新しい公共という民主党政権の1つの大きな方針の中で、公共の担い手をどんどん広げていこうとしています。逆に言うと、あまりそれを強く政策的に広げていこうとして、例えば直

接的な支援を始めてしまうと、そもそもNPOというものの本然にふれてしまうものですから、その部分は十分気を付けてはいるわけです。本年度は新しい公共に関してたぶん支援事業をやっていて、各都道府県でメニューを示してNPOなりいろいろな企業も入りますが、そういったところで新しい公共の担い手として活動をしているものが何か新しい支援事業を立ち上げたいと、そういうときの支援をするなどですね。

あとはNPOを立ち上げるときに、まさにNPOをつくるのは簡単ですが、それをしっかりルールに基づいてやるのは大変なものですから、そういった運営上のスキルアップも含めた支援といったことは常にやっております。先ほども申し上げましたが、結局、個別の分野でいちいちスキームをつくっていくと、単にごちゃごちゃするだけなので、なかなかスキームごとの条件でできないものですから、新しい公共という枠組みをどんどん広げる、それを支援をしていく。そこに個別の分野が個別の分野に必要な専門部分を付加して、全体としてそれぞれの分野に必要な活動に広げていくという役割分担にしていこうなっています。

**伊東** ぜひ先ほどの妻鹿さんの話ではないですが、絵に描いたもちにしないように、その仕掛けづくりですよ。ぜひ私は期待したいと思います。それとあと、小松部長にお聞きしたいのは、来年度から政策がこれまでの3本柱のから1つに統合したような形になるとおっしゃって、その中で地域日本語教育コーディネーター研修ということで、スライドの説明がありましたが、この辺、人の配置ということを考えると、どういうイメージで人の配置とコーディネーター研修の対象者をお考えなのか、お聞かせいただけますか。

**小松** 文化庁で概算要求しているものの中では、地域でのコーディネーターを正規の職員として配置するという事は難しいと思います。そこに至るまでのプロセスとして、グッドプラクティスを積みかかえていく、そのきっかけになる事業にしたいと思っています。

私どもの事業は、個別の事業からだんだん全体を統括するような形になっています。先ほどから困っている人を助けるというトーンが強い話になっていると思いますけれども、今は本当に定住外国人が困っておられるケースが多いので、そこに重点をおいていますが、そういう発想のままだとコストがかかるだけというふうに見られてしまいます。

福祉や文化は、金食い虫だと一般的には受け止められていますが、本当は福祉も文化も積極的にやることによって、社会がよくなっていきます。だからそこからすぐにお金は生み出されない、数字ですぐ成果は出てこないけど、福祉や文化に投資をすることによって、それが長期的にもものすごく大きく、いいものになって返ってくるという発想に変えないといけないと思います。

そうすると、外国人施策ということでやっているだけではなくて、例えば文化施策全体の中で、外国人にかかわることを必ず入れていく、それから、医療施策はやっていく上で外国人施策をなるべく入れていくなど、すべての分野に外国人にかかわる視点を入れるという、何かそういう議論をしていく方がいいのではないかと考えています。この世界で固まっていると広がっていかないので、ほかの世界の人たちを巻き込む、何かきっかけをつくっていききたいと思います。

**伊東** まさに行政の縦割りを打破して連携、協働ということでしょうかね。フロアにいく前にもし山西さん、質問や新たにコメントがあればお聞きしたいですが、どうでしょうか。

**山西** 今、小松さんが言っていた部分は、私が先ほど少し言った社会をどうデザインするかという視点を行政単位から、どういうふうにもたそれを行政の中にデザインしていけるか、これは1つ大きなテーマです。

一方では、行政は市民との関係においても、やはり市民活動をどう支援していくかというところで話が始まっていきますが、市民サイドはただ単に支援される立場ではないので、市民サイドはあらためて自分たちが自分たちなりに市民社会をどう構築していくか、どうデザ

インしていくか、この両者のいい意味での対等なぶつかり合いが、この社会の中には絶対必要なわけですから、やはりそれはそれとして、先ほど NPO の動きは当然そういった方向性の中で、自分たちの社会を描きながら、どういったものをつくっていくかというのが、また私たちの社会の中で具体的に見えてきているわけですから、やはりそのところをすごく大切にしていかないと、ということです。

確かに教育活動というのは行政がやるだけのものではないわけですから、地域にある教室の中に地域の教室にかかわっていく人たちの主体性の中で、自分たちがどんな社会で描くために今、地域でどうこうということをとらえ直していく。それぞれの立場から、やはりより主体的な社会をどう描くか、その議論の中で全体の議論が起こっていくのではないかと思います。

**伊東** どうもありがとうございました。それでは5分間に限ってフロアの皆さんの質問を受けたいと思います。限られておりますので、簡潔に質問をもしあればぜひお聞きください。いかがでしょうか。挙手してください。そこの前の方、お願いします。もし差し支えなければ、ご所属とお名前をお願いします。

**亀井** 栃木県庁の国際課で、多文化共生関係の仕事しております亀井と申します。実は私は今年度こちらの大学で、コーディネーターコースの受講をしています。もともとコーディネーターは私の頭の中では、国際交流協会のような多文化に常にかかわっているような方が中心となってやっていくものかなということで、頭の中ではありましたが、講座を通していくうちに、行政の分野にもそういう人間が必要だと認識するようになりました。

私は今の職場が4カ所目ですが、そもそも外国人と接する場面がなかったので、そういう視点がなく今の職場に来て、実はこれからですし、日本の社会に外国人が増えていくことを避けられないといったときに、一人一人の職員が多文化の視点を持たなければいけないのではないだろうか考えるようになりました。

まだこれから事業を考えていきますが、取りあえず自分の県庁の職員に、少しでもそういった視点を持って考えてもらえるような、何か研修みたいなものを仕掛けていけたらいいなどは思っています。国の方のレベルでもそういった動きがあると、先ほど小松部長のお話で、施策に外国人の視点を入れていく必要があるというお話がありましたが、そういった意識を持っている職員が何人かいらっしゃるかと思いますが、省庁の中で取り組み、各省庁での取り組み、もしくは内閣府さん等で全体的に統括しているのであれば、そういった何か取り組みがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

**伊東** いかがですか。もしあればお願いします。

**齊藤** ありがとうございます。内閣府の方で、多文化共生や、そういった個別のテーマで、担当している各省の職員だけではなくて、広くそういった視点が持てるということでやっていることはいいです。私たちの担当している政策というのはまさに火急な課題をやるものですから、細かく、細かく設定してしまうので、それごとにこういう視点を持つというふうには、費用対効果の面からも難しいと思います。

ただ、亀井さんがおっしゃったように、外国人というのもすべて政策対象の中にイメージしておく、そういうことであるとすると、ある意味、国家公務員としては当然で、それがなくて今は政策はできないので、当然持っているという前提が逆にあるかもしれません。ただ、かといって個々の職員がしっかり問題意識を膨らませて、自分の担当していることにしっかり意識しているかということ、正直心許ないと思うので、私ももう少しどうということか考えてみたいと思います。

**小松** 国家公務員として当然だというのは、私もそう思います。たとえば90分間全く理解できない言語による議論の中に身を置いてみるという方法もあるかと思いますが、全職員対象には

なかなかできないでしょう。だから、一つ一つをつぶしていくしかなくて、外国人関連のことをやっているけれども、私は関係ないと言っている人に、そうではないと言う、そういう1つ、何か起きたときにつぶしていくことが、当面は必要なことではないかと思っています。

伊東

よろしいですか。ありがとうございます。あとお1人ぐらいはお受けしたいと思います。はい、どうぞ。手短かに質問をお願いします。

小峯

調布市国際交流協会日本語の勉強のお手伝いと、武蔵野大学の大学院にいらっしゃる留学生のサポーターをやらせていただいております小峯と申します。文化庁の資料の中に23年度の研修の概要がありまして、対象が20名ということで、これは人数がすごく少ないと思いますし、それから対象はどのような方を想定していらっしゃるか、お願いします。

小松

コーディネーター研修は20名です。確かに人数が少なく、結構倍率が高くてご希望に添えてない状況になって申し訳ないと思っています。かなり活発に活動しておられる日本語教室の中で指導をなさる方や、あるいは国際交流協会の方でされている方、それから行政の関係の方もいらっしゃると思います。希望を出していただいて、それで経験などを加味して、文化庁の方で選ばせていただいています。私どもからの希望としては20名、20名で、去年は40名ですが、その方たちが地域に帰って、その県の中で自分が学んでこられたことを広めてほしいと思っていますが、その仕組みがまだできていないかもしれませんので、なるべく少ない人数で効果が広がるようにはしていきたいと思っています。

伊東

よろしいですか。これでいったんフロアからの質問は締め切りにさせていただきたいと思います。5時20分で帰られる気持ちになっていらっしゃるかもしれませんね。もう少しお待ちください。本来ですと、ここで言い足りないことを言っていただいて終わりにしたいのですが、私としては今日は趣向を変えて、今日こういうところに来て、ご発言いただいて、ほかの方のご意見等を伺っての感想を一言、お聞きしたいと思います。今日の感想を一言述べて終わりにしたいと思います。よろしくをお願いします。

齊藤

ありがとうございます。私自身もこの分野ではそれほどまだ日が長くないこともあって、特に現場の話など非常に参考になりました。また役所に帰って、これをしっかりと反映させていただきたいと思いました。

小松

私も今のことだけではなくて、この前の発表会も聞かせていただいて、実際に各自でどんなことをやっていらっしゃるかというお話が勉強できて、とてもありがたかったです。それから、社会のデザインに関して、私自身も官僚であると同時に、一般市民でもあるので、両方の立場でかかわっていかなければならないと感じました。ありがとうございました。

妻鹿

ありがとうございました。私自身、研究者の傍らというか、どちらが傍るか分らないですが、日本ボランティアコーディネーター協会というNPOの理事をずっとやっています、日ごろ、NPOの関係の方ともよくお話をしたり、自分自身、経営をしてお金のない中でどうしよう、どうしようと思いつつ、今、実はコーディネーターの1級、2級、3級という検定制度をつくって、社会的認知を図ることを、こちらの杉澤さんにご協力いただいて一緒につくって、産みの苦しみをしているところですが、そういう中で新しい公共ということもあって、お金は付くと。NPOというのはお金がないですから、お金が来るとパクっと食いついたのですが、今日もすごくNPOへの期待があったのですが、自戒を込めて、実はNPOは年間予算が300～400万円以下のところがすごく多くて、とても期待が大きい割に実態が追いついていないという状況があります。今日もまたいろいろな機会のお話がある中で、私自身もそうですが、NPOの関係者がもう少し力を付けていって、本当の協働する、まだ土俵に立つところまでいってないのに、こんなに期待されているのかと、あらためて今日思ったところもあって、資金を付けるために、この中でできることをしていきたいと思いました。ありがとうございました。

山西

私があらためて感じるのは、こういう場が必要だということが1つの点です。私はいろいろ

な実践、またいろいろな研究、それが一堂に会しながら、じっくりとまさしくお互い省察し合うような場が必要であって、今、外大はそういう面では過去5年間、いろいろなものをつくってきたわけですが、外大だけに任せていいのかと、もう少しそれぞれの地域で、今まで各地域はいろいろなセミナーや、イベント型のプログラムは作りますが、その後も精神的に関係者がじっくりと継続的に学び合っていくような場をうまく作り出すというところが今、求められている。そういうことは何となく分かっていますが、まだその姿が十分には見て取れないと、あらためて感じる場所があります。これを1つのきっかけにして、それぞれの場にこういう実践的な省察をする場をどう作り出していくかということは、あらためて課題になってくるだろうということを、感想として持ちました。以上です。

**伊東** どうもありがとうございました。私も今日司会をやりながら多くのことを学ばせていただきました。大学院を置いているものにとって、この協働実践研究全国フォーラムは本当にほかの方たちとつながったり、学んだり、そして協働できたりする場ということで、引き続きこの場を大切にしていきたいと思います。今日は最後までこちらにいて聞いてくださった皆様に、お礼申し上げたいと思います。そして、今日ご登壇してくださった方に、最後にもう一度拍手をして、お別れにしたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

# 資料編

# 多文化社会人材養成プロジェクトの概要

教育・研究・社会連携の3つの活動を柱に、多文化社会を担う専門人材の養成に取り組みます。教育においては、学部レベルの教育を実施します。研究においては、多言語・多文化社会の課題について研究者と実践者による協働実践研究を推進し、専門人材養成のためのカリキュラム開発や認定制度の確立を目指します。社会連携活動では、教育・研究の成果を活用し社会人リカレント教育や外国人支援等の社会貢献事業を推進します。

多文化社会を担う専門職業人の職種と具体的な人材像は以下のとおりです。

## 【多文化社会専門人材の職種と人材像】

職 種	人材像
多文化社会 コーディネーター	多文化社会が直面する問題は多岐の分野にわたり複雑に絡み合っています。多文化社会コーディネーターは、個別の問題のみならず社会的な問題の解決のために、日本の多言語・多文化化にかかわる実践知にもとづいて、多様な人々の参加と協働を推進することによって、新たな活動や仕組みを創造する役割を果たす専門職です。
コミュニティ通訳	日本に住む外国人が直面する問題は、行政、教育、医療、法律など多岐の分野にわたります。コミュニティ通訳とは、語学力と通訳・翻訳技能にくわえて、日本の多言語・多文化化にかかわる知識と理解にもとづいて、言語・文化的マイノリティを通訳・翻訳面で支援することによってホスト社会につなげる橋渡し役となる専門職です。
子ども・地域 日本語教育指導者	本学で開講されている日本語教育のカリキュラムに、子ども・地域の観点を取り入れて、日本の多文化社会に寄与できる専門人材の養成をめざします。

# 「東日本大震災 多言語翻訳・情報提供」活動報告

未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」。本センターでは、有志で「災害多言語翻訳支援チーム」を立ち上げて、仙台市の災害情報、放射線被曝に関する基礎知識、入管情報を、日本語を含めて最多で22言語に翻訳しました。また、センターのウェブサイト「多言語災害情報支援サイト」を立ち上げてインターネットでの情報提供も行いました。以下、活動の概略を報告します。

## 1. 災害情報の多言語翻訳支援活動

【経緯】 3月11日（金）コミュニティ通訳登録者（9言語、23人）に、12日に外大OB・OG・教職員・大学院生が登録している語学ボランティア（26言語、121人）に呼びかけ、翻訳支援チームを立ち上げる。

【活動期間】 3月12日～4月3日（3週間）

【活動参加者】 126人

男 女：男28 女98

外国人：18人／インドネシア、タイ、中国、ブラジル、ロシア、韓国、インド？）

居住国：イギリス、イタリア、オーストラリア、韓国、スペイン、タイ、ドイツ、フランス、ベトナム、ロシア（把握している分のみ）

【翻訳言語】 21言語（日本語以外）／イタリア語、インドネシア語、英語、韓国語、カンボジア語、スペイン語、タイ語、中国語、ドイツ語、ヒンディー語、ビルマ語、フィリピン語、フランス語、ベトナム語、ベンガル語、ペルシア語、ポルトガル語、ポーランド語、マレーシア語、ルーマニア語、ロシア語

【翻訳内容】

●仙台市からの災害情報（仙台市災害対策本部発信）

ライフライン、病院、交通、給水・ごみ・下水道・ガス、火災予防、市役所手続き、児童施設、災害ダイヤル、ボランティアセンター立ち上げ、ごみの収集、がれき置き場、長距離バス、高速バス、り災証明申請書、建物被害認定調査

13日／ライフライン情報、病院情報

14日／交通情報、給水・ごみ・下水道・ガス、火災予防、市役所手続き、児童施設

14日／災害ダイヤル、ボランティアセンター、

15日／ごみの収集、がれき置き場、

16日／長距離バス、高速バス

り災証明申請書

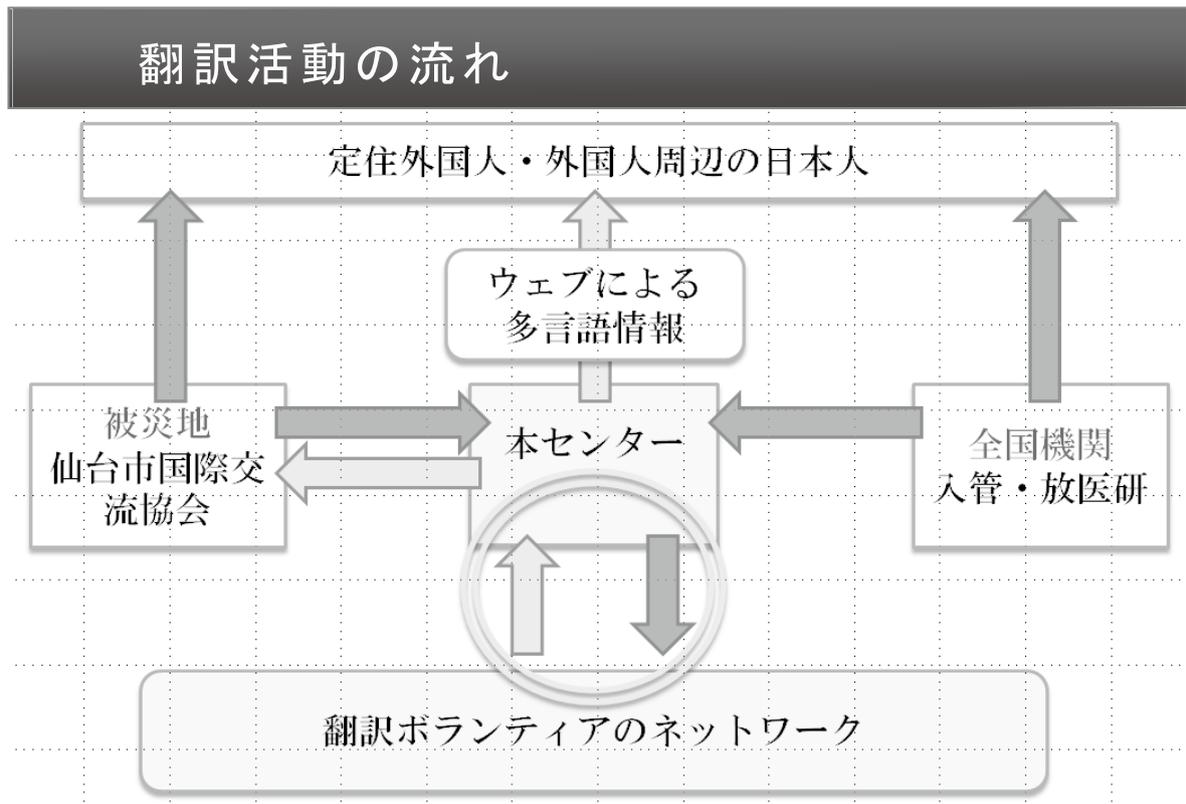
27日／建物被害認定調査

●放射線被曝に関する基礎知識Ⅰ～Ⅴ（放射線医学総合研究所・情報）

●入国管理局からのお知らせ1～3

●日弁連・被災外国人のための電話法律相談チラシ

## 【翻訳活動の流れ】



## 2. 「多言語災害情報支援サイト」での情報提供

当初は本センターホームページ上で、さらに3月25日からは災害情報専用の「多言語災害情報支援サイト」を立ち上げて、上記1で翻訳したものを掲載し情報提供を行った。

【情報提供期間】 3月15日～6月30日

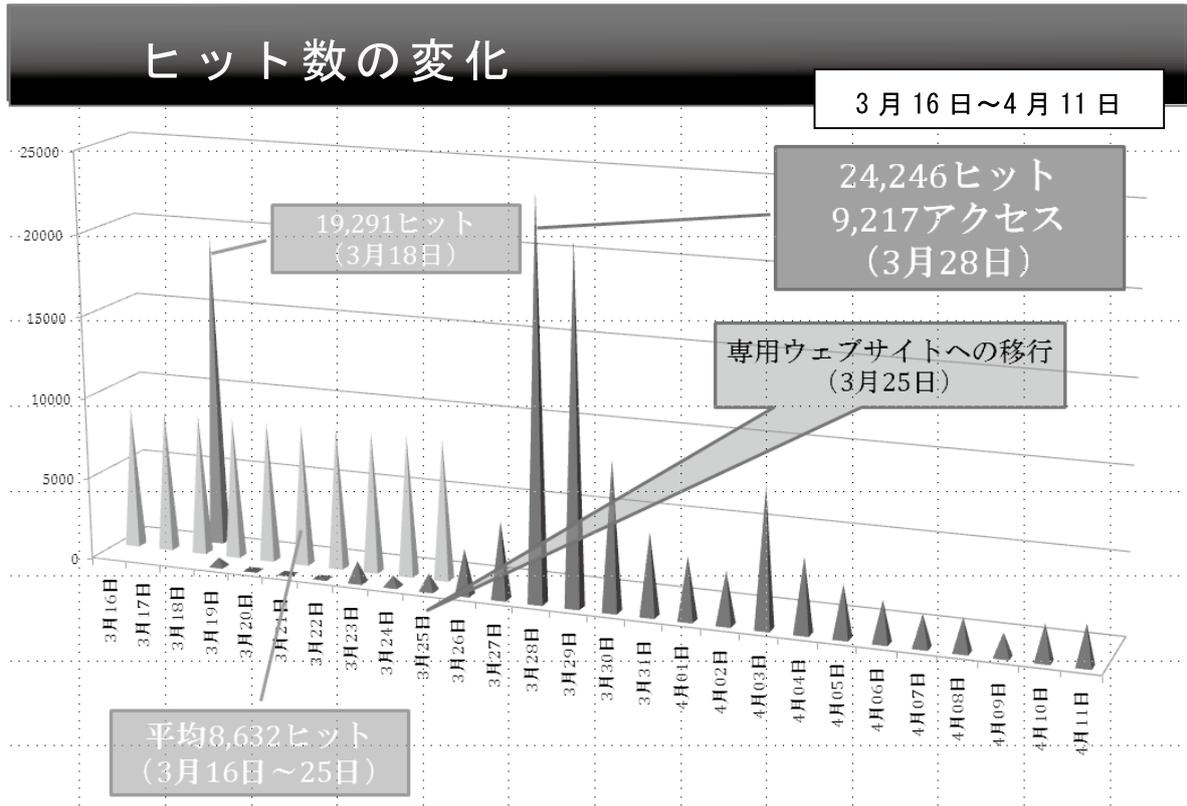
### 【多言語情報サイトの周知】

- センターのメールマガジン配信（3回）＜号外＞3月16日、18日、23日
- マスコミ等

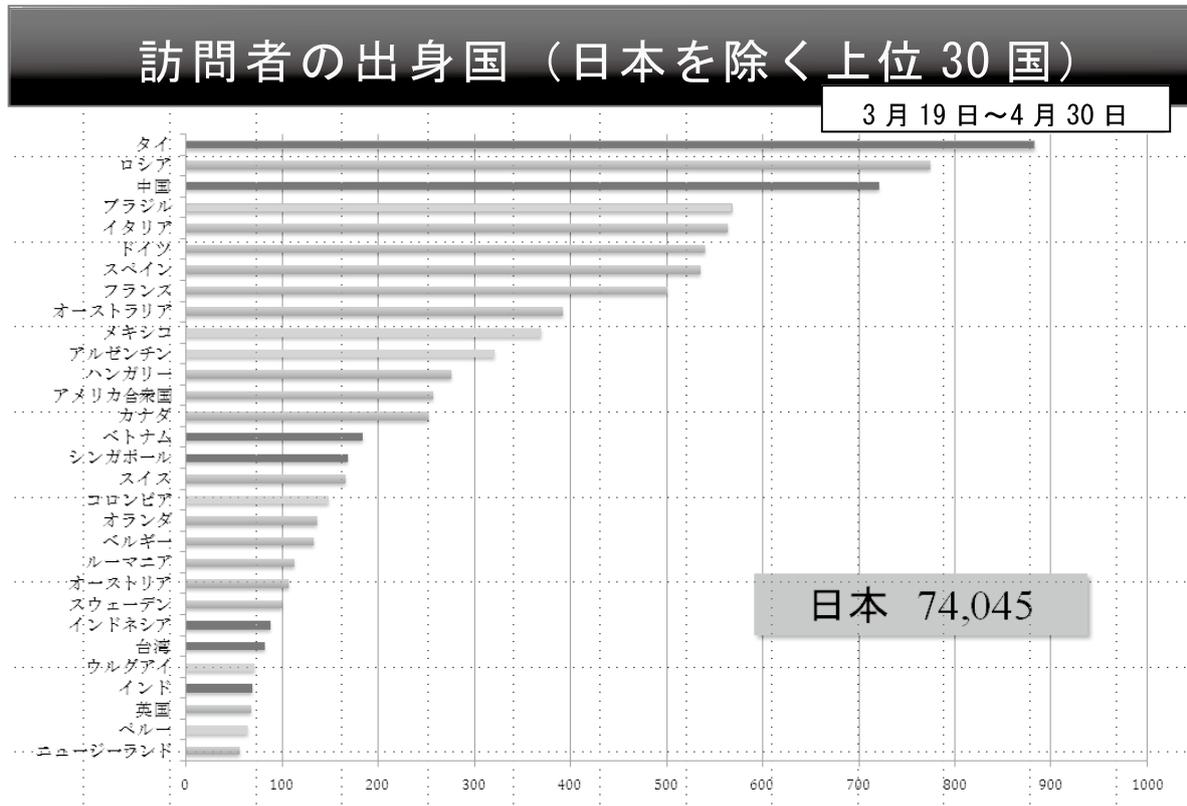
Japan Times	3月19日
日本経済新聞（社説）	3月22日掲載
毎日新聞	3月25日掲載
NHK 昼のニュース	3月28日（インタビュー映像）、29日（文字テロップ）放映
週刊ST	4月1日掲載
朝日新聞	5月25日掲載
国際人流	7月号掲載
その他、時事通信、電気新聞、科学新聞の取材あり	

【アクセス数】 3月16日～25日の10日間／合計86,322件（最多 18日（金）19,291件）  
3月末日までの最多ヒット24,246件。  
4月3日の翻訳活動終了とともにアクセス数は減少。

● ヒット数の変化



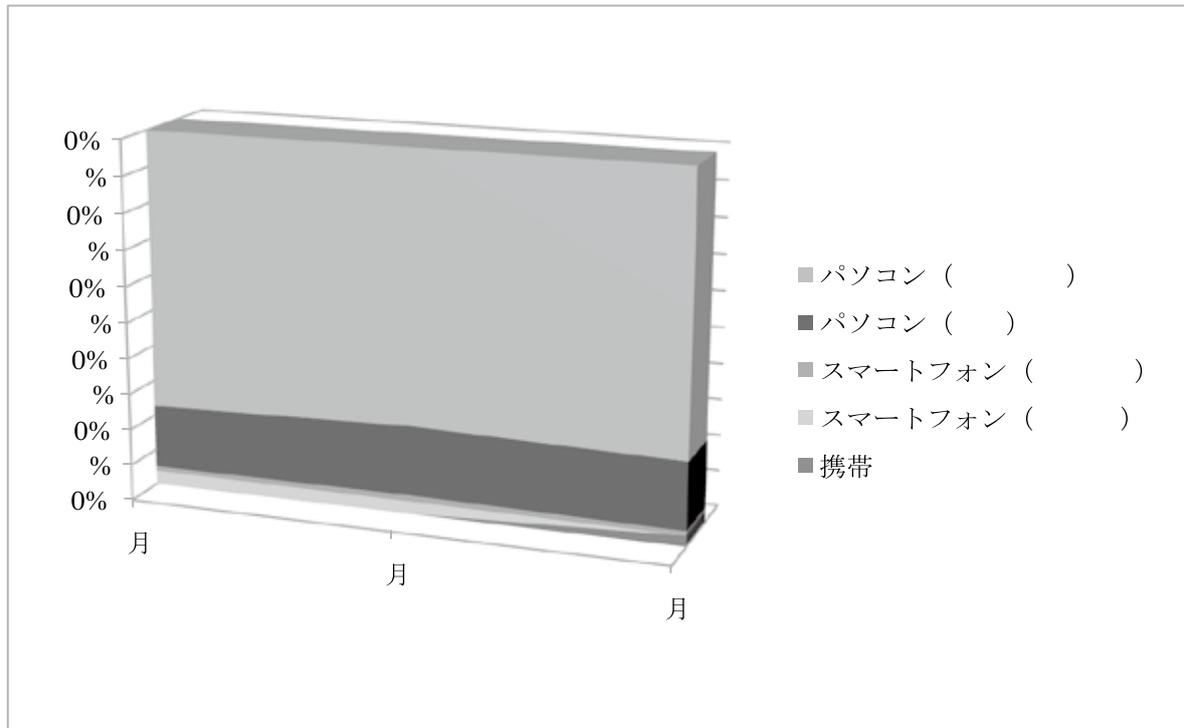
● 訪問者の出身国



## ●訪問者のアクセス手段

# 訪問者のアクセス手段

3月19日～5月18日



### 3. 利用者からのフィードバック

外国人の身近にいる日本人数人からお礼のメールをいただきました。以下、お二人からご本人の了解を得られたものを紹介します。

- インドネシアの国営放送では『放射能は10時間で東京上空に到着する。人体に影響のある量である』と報じたらしく国の親御さんたちがパニックになっています。こんなとき、少しでも母語の情報が安心材料だと思います。(東京都在住)
- 両親がベトナムの方と一緒に仕事をしているのですが、今回の震災についてベトナム人の方々が大変不安を持っておりました。日本人でも難しい今回の原発他の情報は、いくら報道を見ても安心できず、本国からは帰って来いと急かされ、本人たちも帰りたいたいと泣くばかりでした。ベトナム語の翻訳はなかなか見つからず、ほとんど困っているときに、こちらのサイトを見つけ大変助けられました。多少余裕も出来たようで、コピーして友人同士で読んだりしていたようです。(栃木県在住)

## 4. 活動から見えてきたこと

### ●多言語翻訳情報提供に求められる視点

- ・「住民レベルの情報（ローカルな情報）」と「国レベルの情報」の両方が必要
- ・外国人住民が必要としている情報として何をどう選択するのか的確な判断が必要
- ・緊急を要する情報について、「正確性」と「迅速性」の両方を担保する仕組みが必要  
ボランティア活動の場合、あくまでも自発的な活動であり、翻訳力のチェックがされているわけではない。本学の場合、言語別チームを作りネイティブチェックを含め相互にチェックし合う仕組みで行った。正確性が担保できないと思われる内容については、翻訳しないという選択を行うチームもあった。

### ●日常の活動の重要性

災害時情報は日常活動の集積であるため、災害時に通訳・翻訳面で即応するためには日常的に活動を行っていることが重要。

### ●顔の見えるネットワーク構築の重要性

平常時に信頼関係が築けていることにより、安心して協力ができ、また支援される方も気軽に支援依頼ができる。

### ●専門人材の必要性

- ・正確で迅速な翻訳を行うためには、高い語学力（翻訳力）を有する人材が必要である。
- ・平常時におけるネットワークの構築を通して、現場で求められている情報を把握し、適切な情報を提供すること、また、ボランティア活動を有効で有意なものにするためには、連携と協働を創り出せるコーディネーターが必要である。

# 学生による災害ボランティア活動報告

本センターでは、本学の地震緊急対策本部の依頼を受け、学生による災害ボランティア活動を推進するため、4月～6月の間に3回にわたって現地でのボランティア活動を希望する学生に対して活動の心構えや留意点を学ぶための「震災ボランティア講習会」を開催した。

5月に本センター職員が宮城県石巻市で活動するボランティア団体「みなと応援村」を訪問し、7月下旬に6名の学生（他職員1名が随行）の送り出しを行った。これを契機に、「みなと応援村」の協力を得て来年3月まで学生の継続的な送り出しを行うことになり、また、現地でのボランティア活動経験者を中心に学生グループ「TUFSTEAM-for-3.11」が立ち上がった。現在は、すでに東北で活動していた学生ボランティアサークル「外大東北復興支援隊」や総合ボランティアサークル「PeeKaBoo」も加わり、学生の主体的活動として広がりを見せている。

## 活動の概要

### ◎震災ボランティア講習会の開催

- 第1回 4月28日（水） 参加人数：62人
- 第2回 5月19日（木） 参加人数：29人
- 第3回 6月29日（水） 参加人数：58人

### ◎現地調査（石巻市における学生ボランティア受け入れの可能性調査）

5月24日～26日

### ◎学生向け震災ボランティア送り出しのためのオリエンテーション

- 第1回 10月12日（水） 参加人数：24人
- 第2回 10月27日（木） 参加人数：13人
- 第3回 11月10日（木） 参加人数：20人
- 第4回 11月25日（金） 参加人数：14人
- 第5回 12月9日（金） 参加人数：14人
- 第6回 2月14日（火） 参加人数：10人

### ◎学生の震災ボランティア送り出し

- 1期 7月25日（月）～28日（木） 参加人数：6人（随行1人）
- 2期 10月21日（金）～24日（月） 参加人数：4人
- 3期 11月4日（金）～7日（月） 参加人数：7人
- 4期 11月20日（日）～23日（水） 参加人数：5人
- 5期 12月2日（金）～5日（月） 参加人数：6人
- 6期 12月16日（金）～19日（月） 参加人数：7人
- 7期 12月23日（金）～26日（月） 参加人数：5人
- 8期 1月13日（金）～16日（月） 参加人数：4人

### ■その他の活動■

- 留学生との連携による「震災対応プロジェクト」  
11月16日～3月2日 参加人数：延べ9人
- 子どもとの活動におけるリスクマネジメント講演会  
12月21日（水） 参加人数：12人
- 震災ボランティア活動の様子 展示  
12月～3月 研究講義棟1階ロビー



側溝の掃除を手伝う（7月 石巻市にて）

## **多文化社会実践研究・全国フォーラム(第5回) 報告書**

---

発行日 2012年3月30日

発行 東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター  
〒183-8534

東京都府中市朝日町3-11-1 研究講義棟319室

TEL : 042-330-5441 FAX : 042-330-5448

E-mail : tc@tufs.ac.jp

URL : <http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/>